

秘籍大名  
文庫第六  
蝦夷嶋奇觀補註

67-532



1200501281763

57  
32



始



533  
蝦夷鴻壽觀補注

67  
532



松前志摩守德廣

坂東鴻壽祝補注

東京麴町 厚生閣 版



文學博士 福井久藏撰輯 秘籍大名文庫 第六

## 解題

福井久藏

本書は松前侯十八世の主松前志摩守徳廣の撰にかゝり、蝦夷人の名稱・由來から、その風俗・慣習・婚禮・葬儀等に關し、或は草木動植等の産物に關して、圖を挟み、古今の書を引き、一々自家の案を加へて詳細に記述したものである。二卷の中には考證あり、批判あり、學術書としても相當の價値を保有してゐる。

徳廣侯は昌廣侯の子として弘化元年に生れ、字を胖甫・櫻蔭と號した。皇典は平田篤胤に、和歌は加藤千浪に學んだ。この書は文久三年十九歳の時の作にかゝるが、由來、松前家では北門の鎖鑰を守つてゐるので、蝦夷即ち今の北海道の地誌などを編むやうな意見もあつたと見え、十一世邦廣の五男で約關公子として聞えた松前監物廣長は此地に關する地理學者として、安求九年には福山祕府六十卷を著し、天明元年には松前志十卷を著し、また松前毛夷考、

松前武備志等の著作を遺した關係上、徳廣侯は、露艦が北地を窺つた幕府の末造に方り、時勢とその先人の事業に感激してこの著を稿したのであらう。侯はその他災妖考や玉鉾集などの著もあるが、慶應四年二十五春秋を一期として世を蚤くされたのは惜事むべきである。蝦夷嶋奇觀補註は松前子爵家と人類學者坪井正五郎博士の寫されたものと、家藏の寫本との外に多くあるのを知らない。

凡 例

- 一、本書は家藏の寫本を原本として版に起した。
- 一、原本には扉の次、凡例の前に編次として次の如き略目次を擧げてあるが、本書にはその内容を檢し、新に委しき目次を作りてこれを載せたので、新舊二様の目次の重出するのは體裁上いかゞと思ひ、これを茲に移した。

- 序凡例 總論 自古開國年序 松前 夷人肖像 男 女 夷俗 文手之圖 拜禮 オムシヤ 飲酒之

- 禮 舞踊 婚姻 喪禮 ウカラ ニヨエン サイモン 熊祭 夷家 山垣人圖

下 編

- シツトキ シヤバウベ イナホ 五絃 弓矢 靱 アマクウ クハサキ アツシ シタ
- ルヘ 珥 エモシホ 玉 マキリ イクバシ エソトマ キツテ ハラヲフ ツンキ
- リ 夷船 エトヒリカ。シマフクロ。箭羽 獵虎 大ネツファシロ 臘胸獸 嶋鼠 トンヒ

- 一、又この編次の次に左のことわり書があるが、これも同じく茲に移した。  
此書取急ぎて書し已ならず草稿のままにして未だ繕寫せざれば、文義不都合にして讀にくき處多し。其上不學なれば語路の續きいかゞわしきなり。或は魯魚焉馬則即乃少讓攘著箸汗汗等の誤最多かるべし。後日再寫すべし。
- 一、原本には書名と筆者名とは凡例の前に掲げてあるが、體裁上本文の最初に移した。本文の初めには書名も筆者名も共になく、紙をかへてすぐ序文についでゐる。



津輕人の渡島……………	三	クナシリ酋長の像……………	元	シットキ(玉器)……………	五
夷島へ配流(東鑑の 記事)……………	三	酋長の扮装……………	元	シトキは寶器……………	五
夷島の開發と風土……………	三	夷人男女の扮装……………	四〇	シヤバウベ(夷冠)……………	五
東國の蝦夷と渡島の 蝦夷……………	三六	女子の扮装……………	四一	ユウカリ(蝦夷淨瑠璃)……………	五
阿陪比羅夫の征夷……………	三九	女夷圖……………	四三	オレボケク(十月)……………	五
後方羊蹄山……………	三	食事・履物・曆法……………	四三	ラキクルミ……………	五
奈良時代の蝦夷……………	三	裸足……………	四	サルシ(舞)……………	五
魯西亞と蝦夷地……………	三	療病・嗜好・畜婦……………	四	ユウカリと源義經……………	五
カムサスカ……………	三	出産……………	四	ホロベツの遺址……………	六
野作夜話……………	三	性のたしなみ……………	四	沙古丹の古祠……………	六
カムイ石……………	三	女夷手文の由來……………	四	木幣の圖(イナホ)……………	六
		土蜘蛛……………	四	マンチウ地方……………	六
		ネツヌシヤ……………	四	女直……………	六

山靱酋長の圖……………	三	夷人の拜禮……………	五	カムラクル(草)……………	六九
山靱人の圖……………	三	ニカツブ(樹木)……………	五	イケマ(草)……………	六
唐太人の圖……………	三	イトヒリカチカツブ……………	五	紅花……………	六
モスクハ……………	三	(水鳥)……………	六	コシマ草……………	六
アカエゾ……………	三	シマフクロ……………	六	ウミヤナギ……………	六
オリカタ……………	三	シロフクロフ……………	六	加太久利花の圖……………	六
タライカ……………	三	シカベ(海鳥)……………	六	モセキナ……………	六
サンタンコタン……………	三	タヒドンベユルベ(蟹)……………	六	シコツキク……………	六
カラフト……………	三	カシケクロイチ……………	六	カタコ……………	六
山靱……………	三	箭羽……………	六	モソモツ(蕁麻)……………	六
靱鞆……………	三	嶋鼠……………	六	眉木……………	六
唐太島……………	三	龜……………	六	トマ……………	六
トナカイ……………	三	チシユキナ(草)……………	六	山慈姑花……………	六

附子……………	九	獨犴……………	二二	ニシン……………	一九
エブリコ……………	一〇一	水豹……………	二三	ラチャ(魚)……………	一九
仙源草……………	一〇一	海驢……………	二三	カナベ……………	二〇
シヤク・ニウ……………	一〇一	ウトフ(善知鳥)……………	二三	オキナ(鯨)……………	二〇
エゾユリ……………	一〇三	トンビ……………	二三	カミ(魚)……………	二三
熊……………	一〇三	トマ・アシカ……………	二五	ホツケ……………	二三
獵虎……………	一〇四	ホツキリ(海獸)……………	二六	ゴツコ(福魚)……………	二三
フ、ネツブ……………	一〇六	コマシマ……………	二七	ソイ(藻魚)……………	二三
タケリ……………	一〇七	ホウイヌ(小獸)……………	二七		
海狸……………	一一〇	ジャカウネコ……………	二八		

下 卷

ウカラ(笞刑)……………	二六	ヘウタキ……………	二七	ス……………	二八
--------------	----	-----------	----	--------	----

スツ打と其の方法……………	二六	マチユル(婚禮)……………	二四	熊祭とその次第……………	二六
ニヨエン……………	二八	婚姻に関する刑罰……………	二四	酋長の祝詞……………	二六
サイモン(裁決)……………	二九	喪 禮……………	二四	クハサキ……………	二六
盟神探湯(クガダチ)……………	二九	服 喪……………	二四	蝦夷鋏先考……………	二七
拜禮の圖……………	二九	葬送の儀……………	二五	阿通斯……………	二七
親族禮の圖……………	二九	メツカウチ……………	二五	耳 金(ニシカネ)……………	二七
五 絃……………	三〇	タブカル……………	二五	アヲタマ(青玉)……………	二七
弓 矢(クウ)……………	三〇	飲酒の禮とその次第……………	二五	エモシボ(蝦夷刀)……………	二七
弓射の習練……………	三〇	夷人居居の圖……………	二五	蝦夷後藤……………	二七
毒 矢……………	三〇	チ セ(舍屋)……………	二五	マガリ・サヤ……………	二七
附子(草烏頭)……………	三〇	ヌシヤ……………	二五	イクバシウ……………	二七
靱の圖……………	三〇	西夷地居家……………	二五	エゾトマ……………	二七
アマクウ(弩)……………	三〇	家屋の構造……………	二五	キツテ(漁具)……………	二七





蝦夷奇観補註

バラヲフ(槍)……………	一八	蝦夷甲冑(ハヨツブ)……………	一四	子鑑別……………	一八
アツシ(夷服)……………	一八	石鏡の古記録……………	一五	獵の次第……………	一八
シタルベ(常服)……………	一八	鹿伏神軍……………	一六	小人國……………	一八
ツンキリ……………	一八	飽海神軍……………	一六	あはの圖……………	一八
マンフ(漁具)……………	一八	矢根石……………	一七	小サネ島……………	一八
蝦夷船……………	一八	血液検査による親……………		金銀山……………	一八

## 凡例

蝦夷嶋奇觀一卷不知何人之所著。自昔年一藏庫中者也。其書也、集夷方之風俗土產事、々皆涉實事、足爲證矣。雖然文詞簡略、次第混雜、甚可惜。故予正其混亂、且增補不足、兼註本文、以製蝦夷風土記、雖鄙陋管見、又可觀全豹之一斑耳。吾今居于蝦夷地內而不委其事件者、奈何則衆人。歷行于夷地者或龜漏多。短才不學者而不事尋其習風、土俗唯耳。且近年夷俗大廢古風、故益莫可加於探索焉。亦所藏之舊記往々散失、而至今無幾何焉。故據何而究其細詳耶。雖然自往昔有蝦夷邦之記事、松前志、蝦夷志、蝦夷沿革考、蝦夷隨筆、蝦夷談筆記、唐太嶋記、三國通覽、和漢三才圖會等之數書、然其書或有所得、或有所不得、故悉難信用、故今各書之內、撰採其信實者、而併記于此焉。雖然吾亦未蹈夷邦也。唯

據史書。任傳聞而記之耳。故或誤者不少、龜漏亦多歟。

今也文運之盛、而夷邦之記事新著如湧。然採此陳腐之書而廣于世間者、雖猶玉中之礫、唯恐古事之湮滅、而集記之以備文人之談柄耳。

時維文久三年癸亥仲冬日書於櫻陰軒中

## 蝦夷嶋奇觀補註序

古人曰、衣服在身而不知其名之曰罔。余居蝦夷界內、不詳其人情物體、人將之謂何。故問之往年經歷之人、皆武夫而不用意焉。且近歲夷俗大變、古風頽廢、欲得其詳、而文獻不足徵也。世有松前志、蝦夷志、蝦夷沿革考、蝦夷隨筆、談筆記、唐太島記、三國通覽、和漢三才圖會等之書、然其書各有得失、盡難信。況余未曾視其地乎。爲之慨歎久之。偶得蝦夷嶋奇觀者於圖書府中、未詳何人所著、自古有之云、其爲書也、文簡錄蝦夷之風俗物產甚盡矣、然歷年曠日彌久、次序亦混亂、余恐其湮滅而不傳、故採上數書中確實者、而正其誤、且增補之、庶幾足以窺其一斑耳矣。文久三年癸亥仲冬日朝散大夫志州太守識于櫻陰軒之西窓下

## 蝦夷嶋奇觀補註

朝散大夫志州刺吏源德廣編纂

蛭子 古事記傳於其嶋ヲノコロシマ也天降坐而見立天之御柱、見立八尋殿、於是問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答曰吾身者成々不成合一處一處在、爾伊邪那岐命詔、我身者成成而成餘處一處在、故以此吾身成餘處一刺塞汝身不成合一處而以爲生成國土、奈何、伊邪那美命答曰然善、爾伊邪那岐命、詔然者吾與汝行廻逢是天之御柱而爲美斗能麻具波比、如此云期、乃詔汝者自右廻逢、我者自左廻逢、約竟以廻時、伊邪那美命先言阿那邇夜志愛上、袁登古後伊邪那岐命、言阿那邇夜志愛上、袁登賣袁各言竟之後、告其妹曰、女人先言不良、雖然、久美度邇興而、生子水蛭子、此子者入葦

船而派去、次生淡島、是亦不入子之例

此男神女神左右に廻り給ふつひで古事記は誤れり。日本記に依るべしと古史傳にあり。

傳云、水蛭子は上代に水蛭に似たる兒をいひし稱なり。

子を謂て讀べし。

此御子の名と心得るはひがごとなり。さて彼蟲に似たるを如く此云に就てこの意あるべし。其は手足なども無くて見る形の似たるを云か。又書記に雖己三歳脚猶不立とあるに依ば、手足などもあれど弱くて凡て萎々とあるが似たるを云には有べし云々。

葦船は阿斯夫泥と訓べし。此船を書記纂疏には以葦一葉爲船也とあり。さも有なむ。又葦を多く集てからみ作りたるにてもあるべし。かの無間堅間之小船など思ひ合すべし。さて此御子を如く此流去賜へるは、たゞ水蛭子なる故に惡まして棄給へるなり。

日本記神代卷一書曰、陰神乃先唱曰、妍哉可愛少男歟、陽神後和之曰、妍哉可愛少女歟。遂爲夫婦、先生蛭子、便載葦船而流之、次生淡州、此亦不以充兒數。

同正書曰、次生蛭兒、雖己三歳、脚猶不立、故載之於天磐檣樟船而順風放棄。古史徵曰、葦船といひ磐檣樟船とあるが中に葦船を採れる由は第十一段の徵を見て

知べし。また順風といひ順流と有が中に順流を採れるは、此時いまだ風はなき時なればなり。六段の徵。第十一段徵曰、蛭子を載て放たる船は古事記また書記の一書にも葦船とある。これ正しき傳なるを、天磐檣樟船とも鳥磐檣樟船とも云るは、樟もて船を造ること始りて、後に言出たる誤の傳なり。さるは樟は速須佐之男命の木種を殖生し給へるときは毛を抜散し給へるより生れる木なるを、樟は浮寶になすべしと宣定たまへる木なれば、此神の殖生し給はぬ前には無りし木なり。故鳥磐檣樟船と云は樟もて船を造ること始りて、後にいひ出たる傳なりといひ、また蛭子を楠船に載て流たるとあるは誤にて、葦船に載たりといふ傳を正しとは云ふ。

六段徵曰、さて蛭子の生れたる事を、神達生坐段正書また同段第二の一書に、日神月神の生坐る後、素盞鳴尊の生坐るより前に生給へるとあれど、共に非傳なり。

古史成文曰、於是伊邪那岐命、於其妹伊邪那美命問曰、汝身者如何成、則答云、吾身者成成而不成合一處一處在矣。伊邪那岐命詔曰、出我身者成成而成餘處一處在、故以是此吾身出成餘出處一刺塞汝身出不成合一處、而以爲生成國之奈何、詔出、則伊邪那美命答曰、然善矣。爾伊邪那岐命、然則吾與汝行廻逢、是天出御柱而爲美斗

能麻具波比、詔出如此云、斯而乃詔曰、汝者自左廻逢、吾者自右廻逢、約竟、廻坐而會一面出時、伊邪那美命先唱曰、阿那邇夜志愛袁登古袁、後伊邪那岐命和曰、阿那邇夜志愛袁登賣袁矣、各言竟而後、伊邪那岐命不悅給而告其妹曰、吾者男在則、當先唱一理也。如何女人先言不良矣。雖然於久美度興而御合坐時、不知有其術。爾鶴鶴飛來搖其首尾、一柱神見行而學、出得交道、而先生給子蛭子矣。此子者雖三歲脚尙不立。故入葦船而順流放棄出。次生給淡嶋矣。是亦不入子出例也。傳上の古事記の説を

引用ひたり。今の世にも骨なしなど云てさる石仁なる兒を生ものおりく見聞くことなりとあるのみなり。されば平田大人も人の形ありとせられたるにや。いかゞに歟。葦船上の師説を擧げられたり。此時草木はいまだ無き時なれば、葦は草木の祖とも云ふべき也とあり。

順流放棄之とは俗言に流したひにと云が如く、青海原に放ちたるにて其は水蛭子なる故に放ちして棄給へるなり。この水蛭子後に彼の浦に著たり。此の汀に依れりなど云ひ、某社の主神は此子に坐せり。また攝津國西宮に祭る夷三郎と云ふ神を此水蛭子なりなどいふ類の説とも多かれど、みな信られぬ説ともなり。但し蛭子といひ、脚猶たすなどいへば、人體の如くには有れど、國生給ふ始めなるを思ふに、萎々とあらむも、其實は國土なるべければ、後には必何處にか流れ着てあしき嗣とはなれるにや有む。



徳廣案、近比鈴木重胤が世續草と云ものに蛭子は蝦夷が嶋の初なり。其脚猶たさずは葦猶不立なりと説しは、思ひはかりの説にはあるべけれど、さることなり。今夷三郎と唱ふる神は少比古奈神なりと平田大人はいはれしこと、實にさもあるべし。然どもこを蛭子と云又夷と云は蝦夷の嶋に由あるに似たり。又夷三郎と云は日本紀正書に日神月神を生給ひて、次に蛭子を生玉ふ由也。尤此前に國を産又海川山水祖草祖を生、次に伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟とありて、日月神に引續きて蛭子を産給へば此傳最誤なりといへども、これに依りて案るに、先に大八洲國海川山木之祖句々廼馳草之祖草野姬と木草の祖は神と聞へたれども、下に生大八洲國及山川草木、何不生云々とつゞけば猶おもたゞしき神とも思はれず。たゞに其物を指て云るやうにもきこへたり。日神月神は云奉るまでもなく、眞の神に坐し、其第三に當りて蛭子を生よくなれば三郎と云なるべし。源平盛衰記に鬼界嶋に夷三郎の宮ある由云るはこれ也。さて雍州府志夷宮多く海邊に祭る由見へたれば、

其右殊に尊める日本記の正書に日月の神の次にしも蛭子の生坐たるを記せれば、尊き神を思ひて彼浦に着たり。此汀に依れりなどいひてあらぬ社を其神なりとし、又新に祭りたるも有べし。それ故多く海濱に祭れるなるべし。

扱エビスとは形の異なるものが名にして、少毘古神を其御形の少く坐て異なるより夷と申て、乃ち今大黒と並せ祭る夷神は此神なりと平田大人の説なり。然るときは蛭子も又形の異なるものなれば、エビスと申、其蛭子の成れる嶋なれば其地にすむ夷人をやがてエビスと唱へしならん。又右の如く少毘古奈神をも蛭子をもエビスととなへしからに、後世其社も誤りて何れと分ちがたく取違ひもありしならん歟。

扱夷はエビスエミシと下の二言動くを見れば、エは體言にて蝦夷とはエミシソノ略ならん歟。ソハ熊襲杯云もありて夷人の通名なるべし。然る時はエゾとは總て諸方の夷人の通名といふべけれども、右より蛭子をことにエビスと云しけり。蝦夷を分てエゾと云、それより及ぼしてすべて異なる戎狄をエミシともエビスとも云しなるべし。

扱いよく蛭子を以て蝦夷の嶋とする時は蛭子はもと國産の初に産坐たれば國土なるべく、其足猶たえずとは重胤が考のごとく、葦の生ざるにもあるべく、又たゞふは／＼として青海原に浮漂ひ、國の足となるべきもの固り立ざれば、定ることなく所謂浮嶋のごとく且固らざれば、其要をなしがたく、又平田大人の説に、葦は國土の繋ぎなりともあれば、葦も生立ざりけむ。それ故流の順に放ち棄給ひしならん。又我蝦夷地に葦あるを以て見れば彼葦船に乗りて流の順に漂ひ行てつひに止り定りて、彼船やがて土の繋りとなり足となりて固り、國の根となり、夫より芽を生じ廣ごれる物ならん。扱我松前續地の夷地と北夷地とエトロフ、クナジリ等皆離嶋なり。されば蛭子の成し夷地は悉くにあられ、恐らくは松前地續の東西南部の夷嶋なるべし。其他は皆沙沫の凝り成れるものなるべし。又順流放棄と汐の流は天地の氣に和ひて西より東に流るゝと見へたり。又二柱神の生給ひし國御子の例にはいらざとも、さしも遠く此國を離るべしとも思はれず。淡島も御子の例にはいらねども御國の内にあるをもおもふべし。

尤順流放棄とあれば、いかほど遠く行しかしらずとも云べけれど、さはあらざるべし。又米は皇國の勝れたること萬國の及ばざる故は、神の産給ひし土地により又天照大御神のことに皇孫に依ざし給へる處なればさも有べきなり。皇國の米を外國に蒔植れば、年を追て遂に米性を變じ、もと其國の米のごとく悪くなるといへり。我松前地方此比開墾して田を作り米を得るに尤米性は悪しといへども本邦の米にかわる事なく、且相應の作利あり。たゞ米性の悪化は本邦にも上國下國の差別あると等し。これ等を以ても蝦夷地はもと皇國に附たるものなること知べし。

又夷人の初は本文に云所の如くなるべし。こは後日よく考ふべし。

又蛭子男神と日本紀纂疏に見へ、又夷三郎と云も男神ときこへたれども、推量の説かもしれず、然ども先國産の初に生坐しつれば男神なるべきことわりなり。

和名抄陸奥國郡江刺衣左出羽國國府在平鹿郡行程上雄勝乎加知、有城飽海阿久陸奥國國

在宮城郡、濱守府在膽澤郡、行程上五十日、下二十五日 出羽國國府在平鹿郡行程上雄勝乎加知、有城飽海阿久陸奥國國

和名抄ニナシ。

エビスト云語、海老ヲエビト云ハ其形ノ異ルユヘ歟。莫をエビツル、エビカツラト云ハ實ノ蒲葡ニ似タル故歟。又其蔓ノ中ニ自然ト蟲アリテ異ナルモノナレバナルベシ。玉勝間。源平盛衰記に成經康賴俊寛の鬼塚の嶋に流されてある事をいへる段に、かの嶋に鸞岳といふ山有て、その山に夷三郎殿と申す神をいたひまつりて、岩殿と名づくといへり。神祇官年中行事にも夷三郎殿とあり。此神のみいぶかし。神に殿と申すもめづらしき稱也。

古事記傳五卷十七葉熊襲。熊は熊罴熊鷹熊鷹などと等く猛きよし。襲は於須志又おぞまし俗語にもおぞきおそろしなど云。曾は此於曾の約りたるにて、是も猛き意あるべし。書記に襲と云字をしも用ひられたるも本言於曾なる故なるべし。要を摘て記す。委くは本書を見べし。

これに依ればエゾのゾも然る方に云るなり。

徳廣按ニ、總テ諸國地ニヨリテ人體形容言語等モ異ナルヲ天然ノ理也。上土自カラ上

土ノ容アリ。惡土ハ自カラ下土ノ容アリ。是又天然ノ理也。熊襲ハ古夷狄ノ如クイヘリシカドモ、其土地モト大八洲國ノ内ニシテ、二柱神ノ産給ヒシ所ナレバ、其土ニ生ズル人物モ禽獸ニ近キ夷狄ニハアルベカラズ。只猛ク強テ以テ夷ノ如ク云ナセシ也。モシ實ノ夷ナラバ今モ薩摩大隅日向ノ地屬ニ少シノ其孫末ノ遺風アルベキナリ。殊ニ薩摩ノ人ヲ古ハ隼人ト稱セシハ、其猛悍ナルヲ云ルニ、火須理ノ命ノ裔ナレバ夷狄ニアラザルヲ必セリ。然レバ日本ニ屬スルノ夷狄ハ必ズ奥州ニ限ルベシ。故古ヨリ東夷トハ呼ベドモ西夷トハ呼ルヲナシ。西夷ハタゞ汐沫ノコレル國ニ生ゼル人ヲ云ノミナリ。又奥州ハモト豊秋津嶋ニシテ、二柱神ノ産タマヘル國土ナレバ、夷狄ノアルベキヤウナシ。故ニ陸奥出羽ノ夷ハ渡嶋夷ノ蕃息セルナリ。然レバ後世自ラ上國ニ復シテ夷狄ノ類タヘヌ。

東夷南蠻西戎北狄トハ唐土ノ稱呼ナリ。サレ共皇國ニテ東夷ト呼ブトモ西戎ト云コトナシ。

松前<sup>本名マトマ</sup>へ福山より東蝦夷地百里ばかりにさるもむべつとて川あり。此山奥にヤイハルといへる年老の會長僕巡行せるころ道の傍に出むかへて、さるもむべつの嶽に案内す。此所の二司某と云者曰、このアイノヤイハル古の事をよく知れり、尋給へと云るまゝ酒をすゝめて問。汝乙名はむかしのことをしれりとさく。此東方國々いつの頃より夷人住居せる事ぞ。ヤイハル曰古南方の神の國より女神一人うつる。舟に乗て此ほとりなるしつなひに漂流し給ひける。珍寶種々持來れり。黄金行器耳盪亂箱銚子玉盃金蒔繪盃盤其外の寶物數多となり。此嶋に漂流のはじめ風雨をふせぐに室なく、食物を求るに由なくして饑たりけるが、何方よりか一疋の雄犬來りて神后に近付馴ぬるに、心ありげに尾をふりかしづき先立行を、うれしと思て伴ひ行けば、大なる岩窟を得たり。爰に入て月日を過す間に彼犬海邊に走りては魚物海藻を與へ、或は山に入り野等行て木菓草實をはこびて飢を助け露命を救て、年月を送る間にあやしくも犬の子を孕めり。夫より子孫彌盛て今に至れり。是夷人の紀元なりける。夫故に女神は神後の血



脈にして男夷は犬の種なりと傳へ聞りと語れり。

徳廣按、此事唐土盤瓠が古事に類して荒唐なりといへども、亦一概に云ふべきに非ず。古より龍蛇異類と交て子を生ぜし者數多あり。大國主神丹塗の鏑矢と成て伊須々依姫を突給ひて御子生まし、又同神の錦色の小蛇と爲て、畫に入給ひし事も有、又今昔物語に京なる女の犬を夫と爲たる事も有ば、とにかくに神異は計り難し。此犬も然るべき神にてや有けむ。南方の神國とは何れを指や慥ならざれども、是は皇國又唐土其外南洋に有所の國を云るなるべし。其携へ來れる器物に蒔繪杯は後世の物にして神代の物ならず。然ども是は悉く其形の似たると又美觀なるとを以て、何心なく今に移して、後世如此語り傳へしなるべし。又近頃の物なれども、鈴木重胤が世續草と云物を見たるに、蛭子は蝦夷國始なり。其足猶不立と云事を蘆猶たゝずと爲て、不毛の地を云なりと様に考しが、是は實にさることなり。是に因て考るに、今傳し所の虚舟ウツロフネに乗て漂來れる女人は、神代に天岩樟舟に乗て風のまに／＼放ち捨

と云蛭子にてや有らむ。蛭子は男女何れの傳もなけれども、女神成けむも知べからず。然る時は蝦夷國は彼汐沫の凝れる所にして蛭子は夷人の始祖なりと云つべし。何か是なるや猶よく考べき事也。

蝦夷草紙。松前所在島一國ノ内地方ヲ考ルニ、其形親疎ノ二儀有リ。先松前ノ百姓共住居スル處ヲ土人名ツケテシヤモノ國ト云。シヤモハ人間也。又蝦夷土人ノ住居ノ處ヲ名付テアイノノ國ト云。アイノハ蝦夷ノ事也。亦日本近キ蝦夷地ヲ口蝦夷ト云、遠キ蝦夷地ヲ奥蝦夷ト云也。口蝦夷ト奥蝦夷ト分堺モ無テ、只異名有而已也。其親シヤノ形象ハ瓢箪ノ形ニ似テ例成物也。依テ口蝦夷ト奥蝦夷トヲ辨ズベシ。亦疎ノ形ハ扇子ノ半開ニ依テアフラ國トシヤモノ國トヲ辨ズベシ。扱口蝦夷ト奥蝦夷トヲ辨ズルニハ瓢箪ノ中括レタル形ノ處ヲシコツ越ト云山越ノ通路有。此山越へ道ヨリ松前ノ方ヲ口蝦夷地ト云リ。奥蝦夷ト云ナリ。亦アイノノ地トシヤモノ地トヲ辨ズルハ半開ノ扇子ノ形ニ似タリ。要ノ處ハ松前ニテ骨ノアラハレタル處ハシヤモノ地也。地紙ノ通りハア

イノ地也。右ノ角ハメナシ、左ノ角ハソウヤニ當ル。二形共ニ圖ヲ見テ察スベシ。西ノ方ヲ西蝦夷ト云、又上蝦夷トモ云。東方ヲ東蝦夷ト云、又下蝦夷トモ云也。國中皆西ヲ上ト云、東ヲ下ト云ナリ。

神代卷口訣蛭兒男神

補。此島凡日本道南北三百里東西一百里許なりといへり。其附屬する所の嶋嶼數多あり。是等を併て蝦夷の千島と云。北極出地四十二度より四五度許に至ると云。扱此國吾邦に屬したること何れの御代よりと云事はしらず。古は東方の國皆夷等の雜居せし事人の知所なり。景行天皇の御時日本武命東夷征伐し給ひしは陸奥央迄至り坐たるけに聞ゆれど、蝦夷國迄はおぼつかなし。其後齊明天皇記に後方羊蹄に政所を爲ると云事見へたり。今シソ<sup>(イ)</sup>ヘシ山とて西部夷地に有り。或云蝦夷國は元より不毛の地にして今に於ても猶全く開けず。況や今を去事數千年の古にして政所を置くべくも非ず。是は必地方陸奥出羽杯に有りしを斯誤り傳へたる成べしと。

余曰く、此事國史に出たり。且其地名歴然として存すれば誤とは云がたし。上古は今陸奥出羽等も悉く草萊の地にして夷狄の所有也。然るを倭武命は陸奥の央迄も至り給ひしと見へたり。況夫より五百有餘年の後、齊明天皇の御代に至ては蝦夷國の交通追々に開け、これは此と有べきは必然の事也、何をか疑はむ。然る故にや今に至て蝦夷等寶として持傳へなる物に曲玉或は刀劍轡杯上古の器物に疑なき物あり、又地を掘て如此物得る事有と云へり。又其習俗言語にまゝ亦我上古の意に符ふ事有とぞ。是等を以ても其大方を察るべし。又中古に至て夷等に冠位を賜し事も有れば、上古も如此。殊に衆夷の中より酋長とすべき者を撰て是に職を授けて島中の政を掌らしめ、其所をも政所と稱し、本邦の人は奥羽杯の地に居て又其本を主りしにや有らむ。猶よく考べし。

文獻通考。蝦夷海嶋中小國有、其使鬚長四尺、尤善<sup>ニ</sup>弓矢、擗<sup>ニ</sup>箭於首、令人載<sup>レ</sup>之、而立數十步无<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>中者。唐顯慶四年十月、隨<sup>ニ</sup>倭國使至<sup>ニ</sup>入朝。按<sup>ニ</sup>新撰年表、唐顯慶四年當<sup>ニ</sup>皇國齊明天皇五年己未、按<sup>ニ</sup>齊明天皇記、五年三月甲午甘檮丘東之川<sup>カワ</sup>上造<sup>ニ</sup>須彌山



我家舊記松前年代記。文治五年己酉鎌倉之將軍右大將頼朝卿、追討奥州之秦衡卿、節、從<sub>二</sub>糠部<sub>一</sub>津輕人多逃渡<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>、彼等結<sub>二</sub>付薙刀於<sub>二</sub>舟舫<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>櫓櫂<sub>一</sub>漕渡<sub>レ</sub>是。當國艫船車櫂之根本也。從<sub>レ</sub>是東方陬川、西方與依地、四十日程之内、村々里々民居住。文治五自<sub>二</sub>己酉<sub>一</sub>至<sub>二</sub>嘉吉三年<sub>一</sub>迄二百五十二年之間依<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>分明<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>之。此間種々之事有也。我祖寶德三年辛未始此國ニ渡ルナリ。德廣云、我祖未此國へ至ラザル先ニ、己ニ何某守ト自稱シテ國ヲ有スル者アリ。雖<sub>レ</sub>然皆自己ニ横領スル者ニシテ其名モ僭稱也。我祖悉ク是等ノ酋長ヲ討夷ゲ、蝦夷ノ動亂ヲ鎮メ、國內ヲ靜清シ、初テ正朔ヲ我朝ニ奉、國々所々ニ神祇鎮守ヲ勸請シ、齊明天皇御代ヨリ已後遠ク廢絶セシ地方千里ヲ以テ悉ク君子國ト爲シ、再ビ帝ノ政ヲ起スヲ得タリ。其功亦大、恐ラクハ他ニ讓ルマジ。東鑑建保四年六月十四日丙申。去比佐々木左衛門尉廣綱使者相具所<sub>二</sub>參上<sub>一</sub>之東寺山賊已下強盜海賊之類五十餘人事、今日有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、可遣<sub>二</sub>奥州<sub>一</sub>之由、被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>云々、是爲<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>夷嶋<sub>一</sub>云。四月廿八日給<sub>二</sub>廣綱<sub>一</sub>云々、於<sub>二</sub>一條河原<sub>一</sub>自<sub>二</sub>廷尉之手<sub>一</sub>請<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>之。

太田和泉守覺書慶長十五年十一月十日くわざんのゐんしようしやう殿及びすがしまへゑんると見へたり。此事吾家の舊記に慶長十五年庚戌三月二日花山院大納言定好之公達羽林忠長蒙<sub>二</sub>勅勤<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>此國左遷<sub>一</sub>、少時居<sub>二</sub>神之國<sub>一</sub>、西方江刺近邊之地其後移<sub>二</sub>松前萬福寺<sub>一</sub>居住給。同十九年甲寅五月廿八日羽林忠長歸<sub>二</sub>渡津輕<sub>一</sub>給。同書にあすかいなには殿みぎおなじところへはいるとあれど所見なし。不審。

右京大夫明衡新猿樂記。諸國土産之部に陸奥駒人檀紙之漆とありて蝦夷地方乃物産不<sub>レ</sub>見。此比は未<sub>レ</sub>多と見えたり。

吾祖は嘉吉三年亂を避て初て此地に渡れり。其先已に何某守と自稱して國を有する者ありしと聞けり。是等も中世地方の亂を避て渡海せしにや有む。然る時は上古に渡りし人一度絶、又中古に人此地に渡り、夫より今に至れるなるべし。扱此地は北方遠く肅慎滿州に接せり。カラフト島より以北を滿州の有と爲す。又此地魯西亞の國堺に不<sub>レ</sub>遠故に蝦夷諸島北方の海上より一萬餘町を隔彼等來つて吾蝦夷地に移り住せり。近年者已に吾堺テナホツカと云魯西亞の地ありとぞ。

内に柵を構へて頗る蠶食の氣有りと聞けり。故に時人甚是を患て或は開發して本邦の國民を移して防禦に備へむとし、或は蝦夷等を教導するに仁義五常を以てし、遂に右社禮讓の國に化せしめむと爲す。雖然其言皆一を知て二を不知ものにして、荒唐迂遠實に邦を保つの道に非也。夫蝦夷は東西兩部有て尤其寒暖地勢異なりといへども、何れも北極四十有餘度に至れば其寒國なるを知べし。殊に東北部の夷地は最寒にして冬に至れば大雪山の如く、毛を衣とし穴に住て其寒を防ぐ。ひとへに蘇武ノ胡國に捉はれて穴中に毛をかみ雪を食ひしに異ならず。夏といへども瘴氣霧甚くして晴朗の日を見る事なし。故に至り住する人多くは瘴癘の毒を受、水濕つ氣に犯されて死亡し、或は廢人となる者あり。是等は彼漁夫之徒偏に身命を惜まず利を射むと欲して、一冬の糧蓄へ漸にして年を越者也。如此困苦なるが爲に況や他邦の人數千人此に移住して開發し、又防禦に備可くも非ず。又如此天然不毛の地たるが故に五穀は元より生ずる事不能。只夏間少しく野菜有るのみ也。かゝる不毛冥漠の地なれば、幾度人民を移すと

も猶土石を以て蒼海を埋めむと爲すが如く、いたづらに民庶を費す、已にして何の益か有む。又夷狄魯西亞人ナリ等も是を知るが故に、大衆を帥ひ來て城郭を構へ、暴逆の相を逞しくして略奪する事不能、只柵を構へ壘を設て是に止り、交通漁獵の事を爲すに過ぎるのみ、何ぞ是を大事として驚事有らむや。譬彼等是を略奪するとも元より夷狄の地なり。惜むべきに非ず。蝦夷の東北部なしとて本邦の費となること少しも有べからず。却て是が爲に人民を損は不仁の甚に非や。かく云はゞ、東北部彼に略奪せられれば其害除きがたく、年を追て西部も奪ける可かと云べけれども然らず。彼等若東北部を奪て夫より暴逆を逞く爲て追々西部に至迄蠶食するの勢あらば、吾も又防ぐの術有べし。彼地不毛にして我に防ぐの術無き時は彼も安ぞ暴逆を欲するの道あらむや。是互に然るなり。是を知らずして愁嘆する者は實なきに心を傷ましむる也。強て開發爲むとする者は猶足を以て頭を搔むとする也。皆天帝の意味に通ぜず、又蝦夷人等をして仁義を知らしめ化して禮讓の國と爲むとす。當時此事有て被髮左衽を改て髮髮右衽とし、金錢を用

ひしむると聞り。此事益迂遠不理にして笑べきなり。彼夷等は國史にも云がごとく矢を髻に藏し、草莽の中に出沒し、或は海底に潜て魚を取、或は山野を走りて獸を獵り、嚴冬積雪にも短衣一枚を以て寒しとせず。卑濕瘴霧の中に起臥して其毒を不<sub>レ</sub>受、魚鳥獸肉を以て命を繼ぐ。錢貨を不<sub>レ</sub>用己が漁獵を以て萬物と資易す。是彼等が天然自然の風習なり。如此に非ば猛獸を獵り、海魚を漁り、千辛萬苦して自力を盡す不<sub>レ</sub>能。又此瘴毒風霧の地に生長する事決て不<sub>レ</sub>能所なり。然るを強て本邦の風に教導爲むとする者は乃天帝の深意を慮らずして妄に彼が天職を奪ふ者なり。却て夷地是が爲に益荒廢せむ。故に天地の氣候變らずむば人も易ること不<sub>レ</sub>能。天地の氣候變する事あらば人は是を不<sub>レ</sub>欲とも能せんや。天帝いかなる御意にや、かゝる不毛の地を造て愚魯の夷人を置給へり。雖<sub>レ</sub>然天地の氣候人の風俗は思の外に變易すること有ば此夷地も數百歳の後は自然と天地の氣候も本邦の如く變易爲むも計りがたし。然るを今より早く天工を奪むとするは甚急なるに非や。吾愚見を以て爲ば、此地悉く幕府の所主とし官吏を下して事を行

は使る時は悉く烏合の衆にして、遂る事不<sub>レ</sub>能べく、又此地を諸侯に分け賜て治めしむる則は當世の諸侯十分に自國をさへ守る程の人數も無に、況や此廣漠の土地をや。今此二つなれども吾は孰もこれを不<sub>レ</sub>取。先にも云が如く、東北部に於は極寒不毛の地なれば、防守開墾を置くに由なし。只西部に於は寒氣もゆるく、野菜等も多き様子なれば開墾爲ば必五穀を得べし。吾藩内近年始て田地を作るに米性は惡といへども相應の作利あり。又吾藩内及蝦夷地等に生ずる落虎杖等は一丈に至る者あり。其他の諸草高大なるもの、他國にいまだ曾て見ざるの者あり。又菜蔬の氣味香臭の甚き他邦に倍せり。是を以て是を見れば寒威大雪却て土地の氣を助と見へたり。故西部夷地は度數等も大に吾藩に違ふことなかるべし。然る則は開發を試て必益有べし。又近部夷地大に開けたる所有て他邦の賈人來住して一聚落を爲る所ありと。然る時は公より令して近部に其土地を撰み處に依て高を定め、是を下し賜て、此に城郭を構へ、内地の藩屏と等しく本主是に在て公の命令を聞く。如此諸侯を三四家も建、箱館を以て今の如く總鎮臺と

定めて公の命令を施し、他の藩屏に命じて漁獵のみならず、専ら開墾の事件を勸めば、永久の後必北邊の鎮戍となるべし。又外夷防守の事に於ては、周海八百里の場處、堂々たる武備を置ことは難中の難也。故に海邊砲臺等は切要の地は各別、其外は備る事なくとも、或は山間要害の地、或は城郭の四邊に柵を造り、是に砲臺を建、鎮兵を置、陸軍専らと爲は各別の入費も非ずして賊を防ぐの一術なるべし。以上吾愚見也といへども、亦其地を不踏、其利害得失に委しからざれば、席上の腐談を免れざる歟。此二條考末委

國史景行天皇紀曰武内宿禰自東國還之奏言、東夷中有日高見國、其國人男女推結文身、爲人勇悍、是捺曰蝦夷、亦土地沃壤而曠、男女交居、父子無別、冬則穴宿、夏則住櫟、衣毛飲血、昆弟相疑、登山如飛禽、行草如走獸、承恩則忘、見怨則必報、是以箭藏頭髻、刀佩衣中、或聚黨類、犯邊界、伺農桑、以略人民、擊則隱草、追則入山、故往古以來未染王化也、而王子日本武命奉勅平討之。按に是内地東國に住する所の蝦夷なり。島夷をば古來渡嶋の蝦夷とて異にせり。雖然是を以て凡は今の

蝦夷の風俗をも知べし。男女交居父子無別とは云へど、今の夷俗は此別明白なりとぞ。然ば傳聞の誤なる歟。又内地と渡島の夷と其俗異なるもの歟。今も東北西部所に依て其俗言語小異有と聞り。松前志に云毛夷人と爲は情は以て從容として迫らず、性は以て悠然として急ならず。故に天變地變の災に遇も猶敢て深く憂悔する無が如し。又會長數十人の妾を置ても敢て嫉妬する者もなし。婦人の情、すべて如此とも云へり。是を以て見れば嶋夷の性情もと質朴なりと見たり。今は甚奸猾の夷多しと、是は彼の和人の所爲に依て此く成行なるべし。

齊明天皇紀四年春正月甲申朔丙申左臣巨勢德太臣薨。夏四月阿倍臣率船師一百八十艘伐蝦夷、鰐田淳代二郡蝦夷望怖乞降、於是勤軍、陳船於鰐田浦、鰐田蝦夷恩荷進而誓曰、不爲官軍故持弓矢、但奴等性食肉故持。若爲官軍以儲弓矢、鰐田浦神知矣。將清白心仕官朝矣。仍授恩荷、以小乙上位、定淳代津輕二郡領、遂於有間濱、召聚渡島蝦夷等、大饗而歸。秋七月辛巳朔甲申蝦夷二百餘、詣闕朝獻。

饗賜膽給、有加於常。仍授<sup>ハカフ</sup>柵養蝦夷二人位一階、淳代郡大領沙奈具那小乙下位、少領<sup>ウバサニウイウリイサミダケキヒト</sup>宇婆左建武勇健者二人位一階、別賜<sup>スケノミヤツコアラヒル</sup>沙奈具那等<sup>ダコハダ</sup>鎗旗二十頭、鼓二面、弓矢二具、鎧二領、授<sup>マム</sup>津輕郡大領馬武大乙上位、小領青蒜小乙下位、勇健者二人位一階、別賜<sup>スダリキノミヤツコ</sup>馬武等鎗旗二十頭、鼓二面、弓矢二具、鎧二領、授<sup>ツキサ</sup>都岐沙羅柵造位二階、判官位一階、授<sup>スダリキノミヤツコ</sup>淳足柵造<sup>オホトモ</sup>大伴君稻積小乙下位、又詔<sup>ノクライ</sup>淳代郡大領沙奈具那、檢<sup>イヘヒト</sup>覈蝦夷戶口與<sup>イヘヒト</sup>虜戶口。齊明天皇紀。四年、是歲越國守阿倍引田臣比羅夫討<sup>ミヤコ</sup>肅慎、獻<sup>ミヤコ</sup>熊皮七十枚。此間五年之事。同六年三月。遣<sup>ミヤコ</sup>阿倍臣、率<sup>ミヤコ</sup>船師二百艘、伐<sup>ミヤコ</sup>肅慎國、阿倍臣以<sup>ミヤコ</sup>陸奧蝦夷令<sup>ミヤコ</sup>乘<sup>ミヤコ</sup>己船、到<sup>ミヤコ</sup>大河側、於是渡嶋蝦夷一千餘、屯<sup>ミヤコ</sup>聚海畔、向<sup>ミヤコ</sup>河而營、々中二人進而急叫曰、肅慎船師多來、將<sup>ミヤコ</sup>殺<sup>ミヤコ</sup>我等之故、願<sup>ミヤコ</sup>欲濟<sup>ミヤコ</sup>河而仕官矣。阿倍臣遣<sup>ミヤコ</sup>船換<sup>ミヤコ</sup>至兩箇蝦夷、問<sup>ミヤコ</sup>賊隱所與<sup>ミヤコ</sup>其船數、兩箇蝦夷便指<sup>ミヤコ</sup>隱所曰、船二十餘艘、即遣<sup>ミヤコ</sup>使喚、而不<sup>ミヤコ</sup>肯來、阿倍臣乃積<sup>ミヤコ</sup>綵帛兵鐵等於海畔、而令<sup>ミヤコ</sup>貪嗜、肅慎乃陳<sup>ミヤコ</sup>船師、繫<sup>ミヤコ</sup>羽於木、舉而爲<sup>ミヤコ</sup>旗、齊<sup>ミヤコ</sup>棹近來、停<sup>ミヤコ</sup>於淺處、從<sup>ミヤコ</sup>一船裏、出<sup>ミヤコ</sup>二老翁、廻行熟視<sup>ミヤコ</sup>所積綵帛等。物、便換<sup>ミヤコ</sup>著

單衫、各提<sup>ミヤコ</sup>布一端、乘<sup>ミヤコ</sup>船還去、俄而老翁更來脫<sup>ミヤコ</sup>置換衫、並置<sup>ミヤコ</sup>提布、乘<sup>ミヤコ</sup>船而退、阿倍臣遣<sup>ミヤコ</sup>數船、使<sup>ミヤコ</sup>喚、不肯來、復<sup>ミヤコ</sup>於<sup>ミヤコ</sup>弊路辨嶋、食頃乞<sup>ミヤコ</sup>和、遂不<sup>ミヤコ</sup>肯聽、據<sup>ミヤコ</sup>己柵戰、于時能登<sup>ミヤコ</sup>馬載龍爲<sup>ミヤコ</sup>敵被<sup>ミヤコ</sup>殺、猶戰未<sup>ミヤコ</sup>倦之間、爲<sup>ミヤコ</sup>賊被<sup>ミヤコ</sup>殺己妻子。

同夏五月阿倍引田臣獻<sup>ミヤコ</sup>蝦夷五十餘、又於<sup>ミヤコ</sup>石上池邊、作<sup>ミヤコ</sup>須彌山、高如<sup>ミヤコ</sup>廟塔、以饗<sup>ミヤコ</sup>肅慎四十七人、孝德天皇御記四年治<sup>ミヤコ</sup>磐舟柵、以備<sup>ミヤコ</sup>蝦夷、遂選<sup>ミヤコ</sup>越與<sup>ミヤコ</sup>信濃之民、始置<sup>ミヤコ</sup>柵戶。○後方羊蹄山 松前城下ヨリ雨垂石村茂草村堺マデ三里三十一町四間、茂草村堺ヨリ小砂子村石崎村堺マデ四里三十町三間、石崎村堺ヨリ江差泊村境迄八里二十町二十三間泊村堺ヨリ三ツ谷村突符村堺マデ四里二十一町四十四間、突符境ヨリ熊石クトウ境マデ四里三十四丁三十二間、クトウヨリタラータ境迄一里十五丁八間、クトダヨリフトロ境迄三里二十丁四十九間三尺、フトロヨリセタナイ迄一里十七丁十五間、セタナイヨリシユツキ迄八里七丁二十二間、シユレキヨリシマコマキ迄三里二十丁三十間、シマコマキヨリスツ、迄四里十丁三十五間、スツ、ヨリヲタシツ迄三里九丁三十五間、



ヲタシツヨリイソヤ迄二里六丁、イソヤヨリユハナエ迄三里二十六町十一間、後方羊蹄嶽ハイソヤ領ノ内ニ有リ。以上ノ里數合五十八里五丁三十八間三尺、此山夷語ニハシリベツ山ト云、國史ニハシリベシトアリ。シリハ國ト云夷言、ベツハ川ト云夷言ナリ。ヘリベツ夷言ノ方正シカラシク歟。

續日本記、養老四年正月丙子遣渡嶋津輕津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨國觀其風俗。

饗蝦夷、類聚國史 高野天皇神護景雲三年正月丙戌、御東院賜宴於侍臣、饗文武百官主典己上陸奥蝦夷於朝堂、賜蝦夷爵及物、各有差。

同元明天皇和銅三年春正月壬子朔、天皇御太極殿、受朝、隼人蝦夷等亦在列。左將軍正五位上大伴宿禰旅人、副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯、副將軍從五位下小野朝臣馬養等、於皇城門外朱雀路東西、分頭陳列騎兵、引隼人蝦夷等而進。

八年春正月甲申朔天皇御太極殿受朝、皇太子始加禮服拜朝、陸奥出羽蝦夷並南嶋奄美夜久度感信覺球美等來朝各貢方物、其儀朱雀門左右陳列鼓吹騎兵、元會之日、用鉦鼓自是始矣。

類聚國史。元明天皇和銅三年正月丁卯天皇御重閣門、賜宴文武百官並隼人蝦夷、奏諸方樂、從五位己上賜衣一襲、隼人蝦夷等亦授位賜祿各有差。

○大槻玄澤北邊探事。魯西亞は北邊の大國にして其本國は歐羅巴洲の北東に在るの地なり云々。然るに近世彼國の英主伯多<sup>ヘトル</sup>球といふ王位を嗣ぎ漸々帝位に即く。其以來此國地を闢くこと極めて廣く、西は波羅泥亞<sup>ホロニア</sup>、蘇亦齋亞<sup>スウエシア</sup>の諸州を奪ひ、別に新都を建てベトルブルカといふ。南は都兒格國を破り、小韃韃の地を陥れ、東は大韃韃の諸國を合せ、沙漠よりして北方氷海に傍て我東蝦夷の東北カムシカツト、彼はカミシヤアツカといふ山百里の盡頭なり。最上常矩が蝦夷双紙。日本寛永廿年癸未彼國人ロウフルといふ者初て此地を見開しとなり。土人本國に服從せしは享保年間に其監をなすと云。これより相續き我がクナシリ島迄廿一島ある大小の島々の内第十八目に當るの嶋までを押領せりといふ。彼これをコレイ

長をワシライタといふ也。これは獲虎嶋一名フルツ。ウルツプはエトロフの隣嶋なり。こゝを以て  
 プと見ゆ。蝦夷草紙には此嶋所々の地名委かりし。カミシヤアーツカより松尾一七  
 日にて船を來すといひしよし。至  
 即今我國は彼が併有所屬の諸嶋とは切近隣境を爲せりとぞ。カミシヤアーツカより松尾一七  
 日にて船を來すといひしよし。至  
 て近隣となれり。近年青牛と麥の種とをオホツカより此島へ渡せりと聞く。右の諸島を漸々懐け從へしは我享保の末より明和安永の  
 比にとや至りしならむ。享保年間松前地方の人、奥蝦夷地に彼輩の間々來り居るを見  
 て赤人或は赤蝦夷など呼しはこれと見ゆる也。これは彼人緋羅紗猩々緋など着たる者  
 有しを見て、其何種何者たることを辨へずしてみだりに赤人と稱せし事と思はる。漸  
 く我蝦夷近嶋に進み來る事になりて、後オロシヤといふ地名と其國人たるを聞覺へ、  
 世間に奥蝦夷地にオロシヤ人通用往來ある由を知ること成しと覺ゆ。

北邊探事最上常矩蝦夷反紙。カムサスカはオロシヤ歴元一千六百四十三年 本邦寛永  
 廿年癸未  
 彼國の人ロウフルトといふ者此地に初而至り見開きたる所なり。 天明六年丙午及て  
 百四十七年と成る 其後土人  
 本國へ服從せしは本邦享保年間廿年癸未に其監有り。此比より東蝦夷地島々の東海をセ  
 イウエルオ、ストシウエと名け、西海をベンジユンモウレヤウと名く。此ベンジユン

モウレヤウ落來ル口大港にてオホーツカといふ。オホーツカの大港は唐太島の西北に  
 あたり、この日本地内海は凡一萬丁あるべしと、これをテセイチャウヘルストといふ。  
 又曰一千七百十三年 本邦正徳四  
 年に當る に本國人始めてカムサスカに至り、此國を從へり。其後  
 安永年間より此處に城郭を築き縣吏を置き交代をなし、開拓益盛なり。此所よりクナ  
 シリ島迄大小諸嶋共廿一ヶ所も皆々其名を改め、土人を撫育教導し、租税をとりて本  
 國へ送る云々。本多利明紀聞曰、安永元年夏シベリノ人ニテ「シメオムドロヘエイ  
 ジユイジユヨ」ト云者東蝦夷ウルツプ嶋へ渡り來り、夫ヨリエトロブ嶋クナジリ嶋迄  
 渡り、五十歳迄滯居シ、其内日本氣性風俗國制等ヲ記シテ每夏二三度程ヅ、「オホーツ  
 カ」ノ郡吏へ送レリトナリ。「オホーツカ」ハウルツプ嶋ヨリ戌亥ニアタリテ海上凡テセ  
 エチャチエルスタ 一萬 モアリト云リ。或時イジユヨ曰、カミシヤアーツカ並北アメリカ  
 地方へ往來ノ便ヲ得ル爲ニ大船十三艘オホーツカ港ニ於テ新造セリト。此上毎年増シ  
 造ルタメニ本國ヨリ舟大工ヲ招クノ企モアリト云ヘリ。或イジユヨニ問フ。如何ナレバ

不自由ナル此エゾノ嶋ニ渡リ來リシヤトイヘバ、答曰、我ハ本國ノ禁ヲ犯シタル罪アリテコヽニ渡リ來リテ滞在ス。此嶋人ト生涯ヲ果スベシト云シカ。光大夫歸國ノ前年オホーツカヨリ迎船來リテ歸帆セリ。前言ト差ヘリ。此者並ニ「サスノスロイ兩人且カラフト嶋ニ滞居シ「ヌチャ」ナド皆魯西亞ノ間者ニモアルカ、不審ノ事數々アリト云々、明和八年辛卯バロシモリツハレベコロヲト云者東蝦夷地カムサスカ近邊ヲ渡海セシトキ、「リユシア國ノ者蝦夷諸嶋ノ開クヤウスヲ見テ、日本官府ニ告訴ヘシ「アリ云々、今蝦夷土人銅板佛像をオロシア人より受け得て甚尊信し、唱事も習ひ朝夕これを誦して其佛像を拜禮す。其銅板數枚あり。屏風のごとくテウツガヒ有り。拜禮の節は開き平常は闔ぢたるまゝ秘藏するとなり。寛政三年辛亥の夏最上徳内再命を受けてエトロフ島へ渡海し巡檢せし時、同嶋ナイボの乙名ハウシビト云者彼佛像も所持せりとなり。右十字柱圖アリ所々に建てあるを見たりとなり。以上利明記開畢。

魯西亞世代略。千七百三十九年諸外邦の隣國を巡見せしむ。其使蝦夷東北三十六嶋ニ

至ルモアリ。此人素和蘭人スバユンベソグト名ク。其官ゼエカピタント云。海外交易ノヲ注ドル者也。

東北韃靼諸國圖誌。野作雜記譯說此書ハ和蘭曆數一千七百八十五年我天明年ノ末ニ當ル。「ベシケ

一千六百四十三年我寛永廿年癸未ニ當ル。吾ガ東印度通商ノ海船ヲ以テ韃靼地方ヲ尋訪セントシ

テ、其船ヲ日本ノ北海ニ進ムル「アリ。此時略々野作諸地ヲ點檢スル「ヲ得タリ。

右譯書の内蝦夷人の事を記たる内に「彼等食ニ臨デ別ニ教法ヲ修スル「ナシ。然レ

モ其酒ヲ飲ニ及ンデハ毎ニコレヲ二三滴火中ニ祭ルナリ。コレ恰モ「カルミユツク」馬

貞由譯云、按、韃靼ノ中ニ在テ魯西亞ニ屬ル地ナリ。人ノ所爲ニ等シ。デンネボーム和蘭本草ドマユウスト云書ヲ按ズルニデンネ

名ヲ用フ。樞ハ蝦夷人呼デ「ラツブ」ト云ヨシ。ヲ削リ掛タル者ヲ造リ、コレヲ地上ニ建テ亦コレヲ居宅ニ懸ケテ式

禮シテ飾トスル處タリ。コレ猶爲ゲイネヤ匿亞人ノ「ヘテイイス」ト名ケル鬼神ヲ祭ルノ修法ニ

似タリ。別ニ佛教ヲ奉ズル「ナク、只天帝ヲ仰ギ稱スルノミ。若シ病ム者アレバ刀ヲ以

テ新ニ右ノ削懸ヲ造リ、コレヲ以テ其病者ノ頭及ビ臂ニ纏フ。コレ亦「サモエデ」按ニ小

ナリ。即チ今ハ魯西亞ノ屬下ナリ。人ノ所爲ノ如シ。

野作人ハ男女童子ニ至ルマデ耳垂ニ小孔ヲ穿ツ。コレ日本人及支那人ノ爲ザル所ナリ。達旦人ハ皆斯ノ如キ俗習ヲナス。日本人ノ話ニ聞ク、野作ノ酋長ノ祖ハ日本國主ノ血屬ナリ。蓋シ古ヘ罪アルニ因テ茲ニ追放セララル、者ナリト。

○蝦夷地フルヒラと云處の近邊の海中に、カムイ石と云大なる石の其形人の冠裝束せしに似たるあり、古はこれより彼方へ本邦の女人行時は大に祟を爲し、又此石上に鳥の居ることなしと云へり。

今はこれ等の事を犯しても祟りなしとぞ。是は彼齋衡年中の神異に合せ考れば、たしかに大國主神又少彥名神の御徳と思はるゝなり

此石神の事に依て爰に今より漸くに蝦夷地の開け行べき基あるいとも妙なることわりを考へ得たれども、思事あれば不<sup>レ</sup>記。こは異に記し付置べし。彼の平田篤胤大人が後に萬國の臣服せむを冥府<sup>カミノミカド</sup>に在て待見むと云れしが如く、吾も又此事を神の御門に待見むかし。

○クナシリ酋長イコリカヤニ肖像 酋長トノリキノキ男

夷人處々に各一部の酋長あり。此圖數度の模寫にて其眞を失ひたれど、只夷人の風俗を見むが爲に此處に模出す。

○蝦夷嶋奇觀。蝦夷うちあつまりて神を祀るときは實に大禮なり。其時に酋長たる男夷冠<sup>シヤソシベ</sup>、一曰イナウルをいたゞき、水皮布の服を着し、太刀を帶したる容貌なり。夷言も所によりて轉訛するゆへ不同あり。ゑとろふ島の夷人あまた會して夫を窺きくに、言語もかたちもすこしことなり、髪も本邦のきり髪すがたなり。四方斷髪みじ



かし。垂るゝにはあらず。

松前志云、男子皆髪ヲ被ヘ凡其肩ヲ過レバ是ヲ斷ズ。唯鬚ハ斷ヲ忌テ其長キヲ美觀トス。夷人ノ風ニテ往古ヨリ銀環ヲ以テ其耳ヲ穿ツ。名テニンカケト云。是ヲ飾ルニ必ラズ金玉ヲ以テス。女子モ亦同ジ。北部カラフト夷人此物ヲ以テ其鼻ヲ貫クト云傳ヌ。夷人服制悉ク單衣ニシテ其衿ヲ左ニス。酋豪ノ夷人ハ女直錦ヲ禮服トスルコトアリ、又エリツシト云モノアリ。

蝦夷うち集て神を祀る時は實に大禮なり。其時に酋長たる男夷冠シヤハンベ、一云イチウルを戴き、木皮布の服を着し、太刀を帶たる容貌なり。夷言も處に依て轉訛する故不同あり。エトロフ嶋の夷人數多會す。夫を窺きくに言語も形も少し異なり。髪も本邦の切髪姿なり。四方斷髮短く垂るには非ず。(福井云、前文と重複するも原本のまゝ掲げたり。)

按に、祀とは先祖祀或熊祭等なるべし。總て蝦夷の風俗は五ツの内二つは本邦の風交り、一ツは滿州韃靼の風交れりと見えたり。冠は夷邦上古よりの風俗なるべし。

木皮布は即アツシと云物にして夷の常服なり。太刀を帶するは本邦の風移りし成べし。左衽するは本邦の上古は然りと云り。頭髮は常に結ぶ事なし。前髪は目の上に切下げ置と云り。全體毛髮多くして、眉毛一字に連なれり。雖然今は和人と夷人との中に出來し蝦夷間々ありと。其等は髭髯も深からず、眉毛も常人の如しとぞ。蝦夷人は總て髭髯多きを以て勝れたりとす。北部速烏亞の夷人其髭二丈に及たる有と松前志に見へたり。關雲長にも耻ざるべし。

松前志。女子男子ノ道ヲ定ムレバ唇手臂ニ黥ヲナシ、是ヲ染ルニ草汁ヲ以テス。頭ニハ銀鏡ノ紐ヲカケ、其鏡ヲ胸ニタレル、此ヲ名ヅケテシトケト云。白石翁ノ說ニ此物古ノ美須麻流ノ遺制ナルベシト云リ。卓見ト云ベシ。然ドモ予ガ愚案別ニアリ。載テ貨財部ニ詳ナリ。女子是ヲ飾ルニ珠玉ヲ以テス。

蝦夷嶋奇觀。女夷玉器を粧ひ、咽玉輪レクツクンベをかけ裘を着し、上に木皮布衣をうちかけ、織器を持たる圖なり。女子の通稱メノコ又メノコシ、むすめをマチネボウ、婦人をマチ

と唱ふ。日本記命婦をマチと訓じたり。髪を半ば断て圖のごとし。喪のときはかみをきらず。三年に至るまで忌帽子を冠りてあつくつとむることなり。其慎み本邦卑賤の婦人の及ぶ所にあらず。

○女夷圖

女夷玉器を粧ひ、咽玉輪レクツウを  
かけ、裘を着し、上に木皮布衣を打  
かけ、織器を持たる圖なり。女子の  
通稱メノコ、又メノコシ、娘をマチ  
ネボウ、婦人をマチと唱ふ。日本記  
命婦をマチと訓じたり。髪を半ば断  
つこと圖の如し。喪の時はかみを切らず、三年に至る迄忌帽子を冠りて厚く勤る也。  
其慎み本邦婦人の所及に非ず。(福井云、前文と重複するも原本のまゝ掲げたり。)



織器

玉器喪禮等の事。後に云婦人をマチと云間々我邦の古言も存せり。又は暗合したるにても有べし。メノコも女の子にて古言とおぼし。女人許嫁すれば口脇手首とに入墨を爲す。

最上徳内常矩著蝦夷双紙曰、蝦夷土人都而食物ヲタベルニモ膳ヲ不用、椀一箇ニ限ル。汁菜ハ不用、味噌鹽無故ニ魚肉獸肉草根木實ヲ水ニテ熟テ食ス。適ニハ海水ヲ眞水ニ交テ鹽梅スル事モ稀ニ有ル也。食事ヲスルニ食物ノ多有時ハ終日終夜喰ヒ續ケ、又食物ノ無時ハ二日三日モ不食共アヘテ食物ヲ歎事ナシ。

蝦夷土人皆草履草鞋ヲ不履、蓑笠ヲ不着、旅路ニ趣ケルアツシノ單物ヲ着用スルノミ。帶ハ有合ノ物ヲ用、或ハ繩ニテモ藤葛ノ類ヲ用フ也。旅行ノ道具ハカラット云テ、火打道具ノ提物ト弓箭ト煙管煙草入等ノ物ノミナリ。

蝦夷諸島文字無ク曆法無レバ、吾ガ生レタル年月モ知ベキ様ナシ。父母ノ没タル日行モ不レ知。古今曆代ヲ辨ズル事不能。僅ニ二三十年ノ年數ヲ歴タルヲ辨ズルコトニモ

相互ニ年齢ヲ以テ引別スルノミ。正ニ何ヶ年已前何月ト云フ事更ニ無<sub>レ</sub>之。縦へバ此翁ノ幼ナキ時此事有タル事也ト而已。又年中四季ノ寒暖前廣ヨリ窺ヒ知ルニハ、魚虫等之出沒或ハ草木ノ枯槁繁茂、或ハ鳥類往來ヲ觀テ知リ、嘯聲ヲ聽テ察テ、何日ニ而其節至ルト正ニ知事アタワズ。曆無レバ何ニ依テ知ベキヤウナシ。蝦夷土人風俗ヲ觀ルニ、年貢ナキ國成レバ租税ヲ出ス心配モイラズ。金銀錢通用無レバ金銀錢ヲ儲貯ル貪念モ起ラズ。野菜ヲ喰ザレバ田園ノ耕ス骨折モ無ク、美服用セザレバ色品模様恰好等ノ望モ無シ。魚類ハ澤山ニ有國ナレバ朝夕ノ食物無ニモ患ヘズ。毎日悠々緩々ト而遊ビ居戲レ月日ヲ送ル也。是蝦夷一同ノ風俗也。

補。夷人等男女とも常に跣にして能く遠を行き、嶮を渡る。徳廣曾て聞しこと有。女夷四五歳の兒を引て道を行くに、時として兒の片手を採て、前より脊に投上て負擔す。雖<sub>レ</sub>然兒の手曾て痛むことなしとぞ。又夷兒あり、走馬の尾を握て是と共に石礫の上を飛走すれども、曾て足を損する事なしと、是其剛骨ひとへに獸類に近し。其故にや

夷の齒牙は骨に連り、其鬪體に繼目無し。皆獸類の如しと。又或人は然らず、常人の如しと云と、實の夷種と和人種とあれば、其等の違ひや有らむ。

松前志。夷人醫藥を知らずと雖、草根等に多く用ゆる物あり。夷中又祈禱の法あり。クハサキと云物を枕邊に置なり。其外法有り、痘疹行る、時は避<sub>レ</sub>之、深山に竄る。然ども逃難く死に至るもの多し。有識人心を用ひずば有べからず。寢食は時を定めず飽則終日食はず。飢れば則深夜といへども必肉を食ふ。晝の勤も又其意に任て敢て産業に苦まず、意に隨て事務を爲のみ。常々好む所は只酒と煙草とを嗜むの外、亦更に他の邪欲なし。終日終夜此物を樂しめども、飽くことを不<sub>レ</sub>知。又敢て佳肴を求るに非ず。生得温熱の肉味を好めども、酸味を嘗ることを好まず。夷中文字なく甲子を知らずといへども、月毎に其名あり。是則虧盈に因て知る所なり。

一邑の酋長ともなりて家畜家僕多きものは妾を置事十餘人より二十餘人に及べり。妾をチハンケマチ下僕をウタンと云り。妾多きものは必しも色欲多淫なるのみに非ず。

下人多きは終日毒箭を負て深山幽谷を飛走し獸を追、或舟を大洋に浮べ海底に沈没して魚介をとる。岸に來て是を道路に打捨て、他の交遊を爲して甚懶墮なれども、妻妾ひとしく集り混じて是を運び是を乾し是を腊とし是を脛とすの類、皆妾婦の業なり。風雨せば妻妾各其屋に居て服を織る。諸産業悉く又女子の手に出ざるはなし。故に妾を多く扶助せる夷人は必其家豊饒なり。然ども定る妻妾の外は妾を家内に雜居爲しめず。近郷各家を與へ住しめて會長毎夜に妾屋へ巡行を爲ども、本妻は云に及ず、妾婦亦各嫉妬の惡念を現さず。若し會長の家に事有て妻妾等く集れども、禮義を不<sub>レ</sub>失。或は途中抔にて妻妾互に行遇ば、共に其手を取て肩を撫で落涙し、相親む事骨肉の如し。其眞實和人の及ぶ所に非ず。以上松前志に因て記す。

蝦夷隨筆曰、夷人産を爲すにも自身の取賂にて外の手を借らず。虫氣付と横に臥て安産し、直に海に入て子を洗ひ、又汚たる物どもすゞぎ洗て、曾て血の騒ぐことなく、其子虫氣を煩ふことなきとなり。夷人等産物と交易する物米八升を一苞とす。酒二斗

を一樽。糶、鹽、出刃、針、蓑、若、古手木綿、煙管等なり。

松前志。夷中なべて大小便を爲るに外見を耻辱とす。男子は稀に小用を便ずるに耻ざる者あれど、大便に至て甚謹厚なり。女子又殊に甚し。人有て若見ものあれば、夷方の法ツクナイと云事を爲す。故に夷中慎て其法を破らず。徳廣云、ツクナイは此に云過料なり。右松前志に見へたり。

徳廣曾て聞く、夷の法嚴にして父子兄弟嫁する事を不<sub>レ</sub>許。又婦人の密通を禁ること本邦に異ならずと。一説云。男子は前陰を現すことを耻すと、此言然らず。常に犢鼻褌を以て深く之を掩ふと婦人は胸の邊兩乳等を出すを禁ず。故に衣服の下にフクロと云者を着て肌膚を藏すと聞けり。

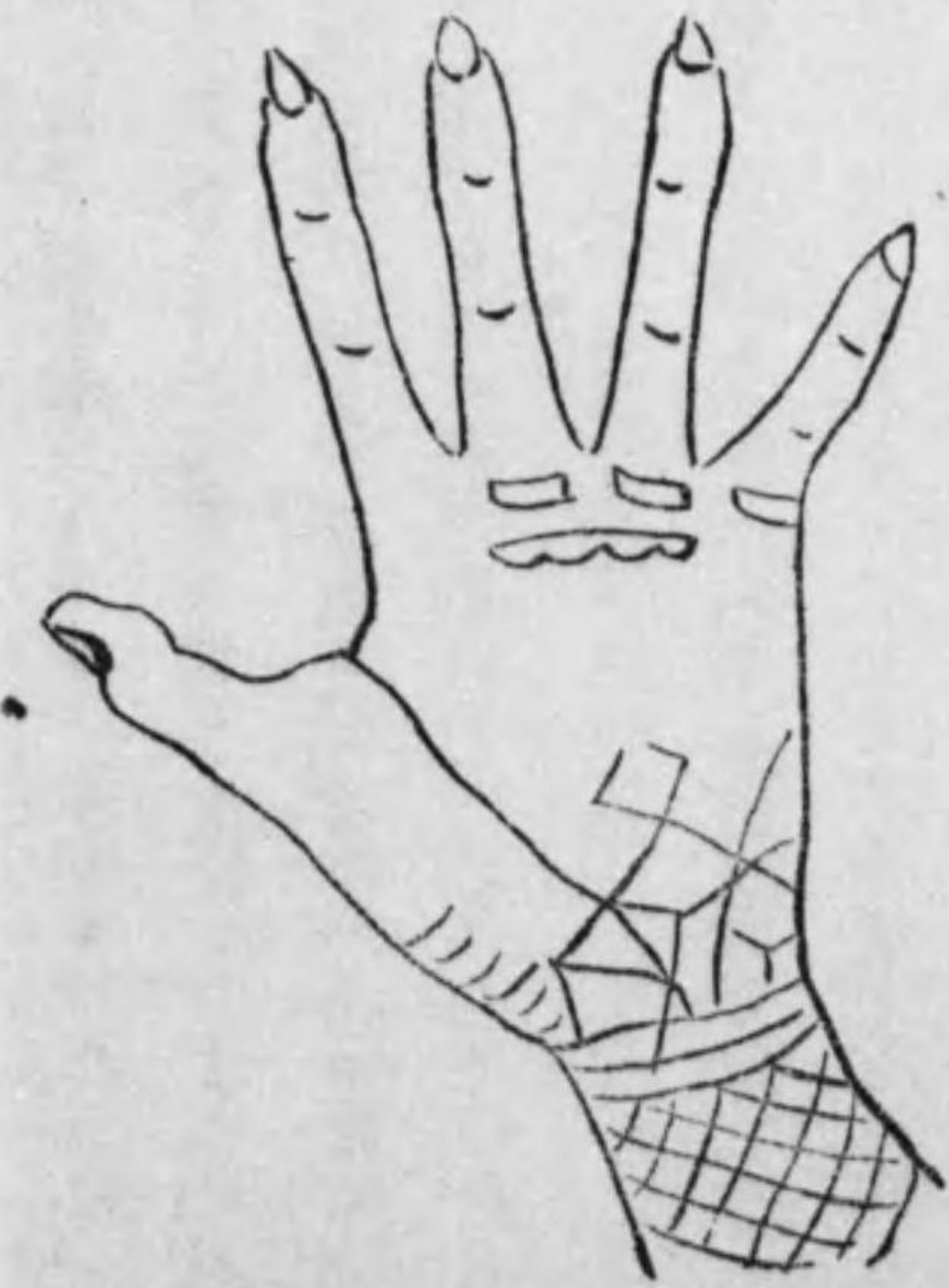
○女夷手文之圖

夷人云ひ傳は古へコツチャカモイと云神有て、體四尺斗り、手の長き神にて所々に住給ふ。此神漁獵の道に通力を得給ひ、土舎に住給ひけるが、夷等に魚肉獸肉抔を其



窓より與へ給ひけり。此故に其漁獵の術を學ばむと近よれば、教へ果さずして夷人等を嫌ふるや、此地を去らせ給ふ。其神の妻分て美色なりしが、手にいろ／＼の文理有り。夫故に彼神の徳をしたひ、其狀を移し傳へて、女夷共今に至迄文身すと古老の傳説なり。其住給ふ由の地處々にあり。其土中より陶器の碎たる又は玉の類ひ種々の寶掘出す事有と、ノツカマツフ地名の酋長シヨンフかたりき。

日本紀。神武天皇己未年二月條下曰、高尾張邑有<sub>ニ</sub>土蜘蛛、其爲<sub>レ</sub>人也、身短而手足長、與<sub>ニ</sub>侏儒<sub>一</sub>相類云々。往古かゝるものすみしにや、いづれ其傳説の古き縁有べし。近年魯西亞人來り寓せし頃、土中を掘入て家を作れり。彼國に近きゆへ渡りすみしが、夫を誤り傳るにや。然ど



も今だに五彩の色取りをしらざる夷人なれば、況其昔文を成す業はよも知るまじきにて、其コツチャ神の婦人皆手に文を爲せしをめぐらしく思て寫し習たるべし。此コツチャ神の舊址を掘るに、黒く通明なる玉の破れたる、又は石弩雷斧等の類ひ、後世辨じがたき石器種々出ることあり。シャモコタン地名酋長ノタクサ曰く、コツチャ神の頃は鐵なければ皆黒玉アシを以て切りしといへり。

按、カモイとは神の夷語也。此コツチャ神は國史に見へたる土蜘蛛の類屬なるべし。古は夷邦の人多く穴居したる由其址本邦にも間々あり。國史にも見へたり。此神本邦亦は他國より來り住しなるべし。文身は獨り蝦夷人のみならず、外邦の諸夷多く然り。思ふに夷狄は文繡盛服の美觀なければ、自から我身に文采して美觀とすること、偏に鳥獸の毛彩に髣髴たる者歟。本邦の俗に於ては上古より然ることを更に聞かず。只罪有人の首尾に入墨することは、雄略御記に見へたり。コツチャ神の舊址を掘て得る所の玉は古の所謂曲玉或は美須麻流の類なるべし。石弩は家語に所謂肅

慎氏の楛矢なるべし。コツチャ神の頃には鐵なしといへども、本邦上古より已に此物有こと國史に歴然たり。雖<sup>レ</sup>然未夷邦迄には有らざりしなるべし。猶よく考へし。又魯西亞の人渡り住しを誤り傳へたるならむとは臆説なるべし。然る故は其古跡を掘て得る所の者多く本邦上古の物に似たればなり。又他邦の人來り住みし穴も有らむことは勿論なり。

補。ネツヌシヤ 此事別事なれども、或記云、ヲシヤマンベ地名の先なる濱中に寄木塚と

云有。誰是を爲ともなきに漂流の雜木夥く積上たり。秋の頃海荒く流失すれど、又時を不<sup>レ</sup>經して集り積重ること偏に人の所爲の如し。是に依て寄木塚と云。此こと夷に尋ければ昔より幾度となく流るれども、又元の如く山と等しく積重ぬること一夜の内にも然り。是はネツネカムイの所爲なり。故に夷言にネツヌシヤと云ふと語れり。

按、ヌシヤは夷等イナホと云物を立て神の處と爲を云とぞ。

カムイニンタレ同記云。余チフカへと云夷地に行し時、此事を見る。雷鳴して翌日

其處に至り見れば、新しき大石を積重ねたり。此事を夷人に尋れば何時にても雷鳴の

折は如<sup>レ</sup>此新しき石を幾箇も積重ね置くと語れり云々。

シツトキ 或はイムタツ、又略シツトキ云。

シトキと云は女夷首に

懸粧ふ玉器なり。古物存

して銀の物又は古代蒔繪

の物も有。是を懸れば神

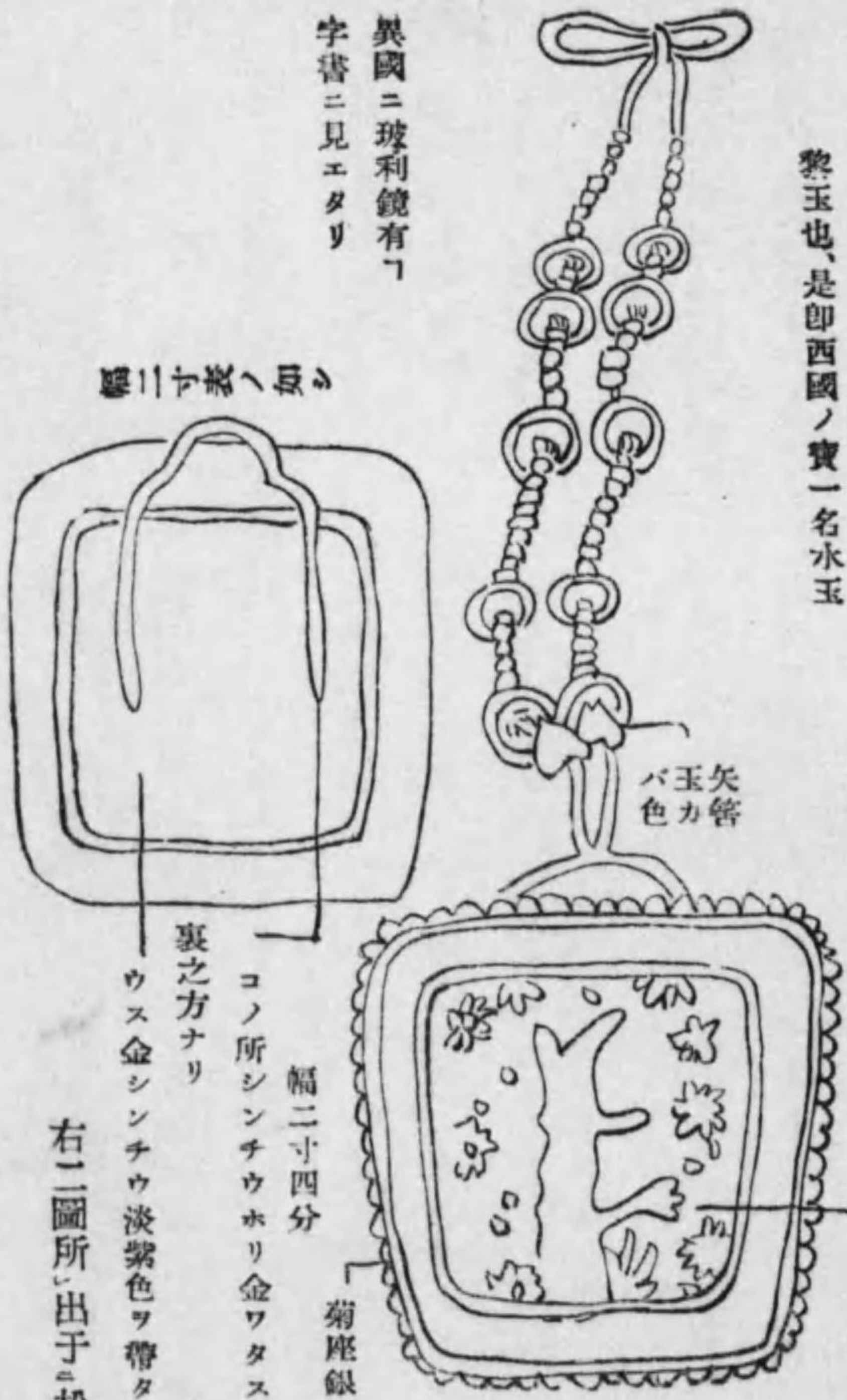
靈身を守護し給ふと、又

禮を正すのよし。



按、シトキは新井白石が美須麻流の遺製なるべし、と云たるは然ると也。古御首玉と云しも是等にやあらむ。扱其物吾未だ眞なるものを不<sup>レ</sup>見ば、委しくしらずといへども、此圖に巴杯付たるを見れば、本邦の物と思はれ、又他の圖を見れば其姿ま

異國ニ玻利鏡有  
字書ニ見エタリ



鑲川寸敷ノ長ハ

此シトケハコタンヒルガ子ノ  
婦ノ所携也、總銀製也、内ハ玻  
黎玉也、是即西國ノ寶一名水玉

矢管  
玉カ  
色バ

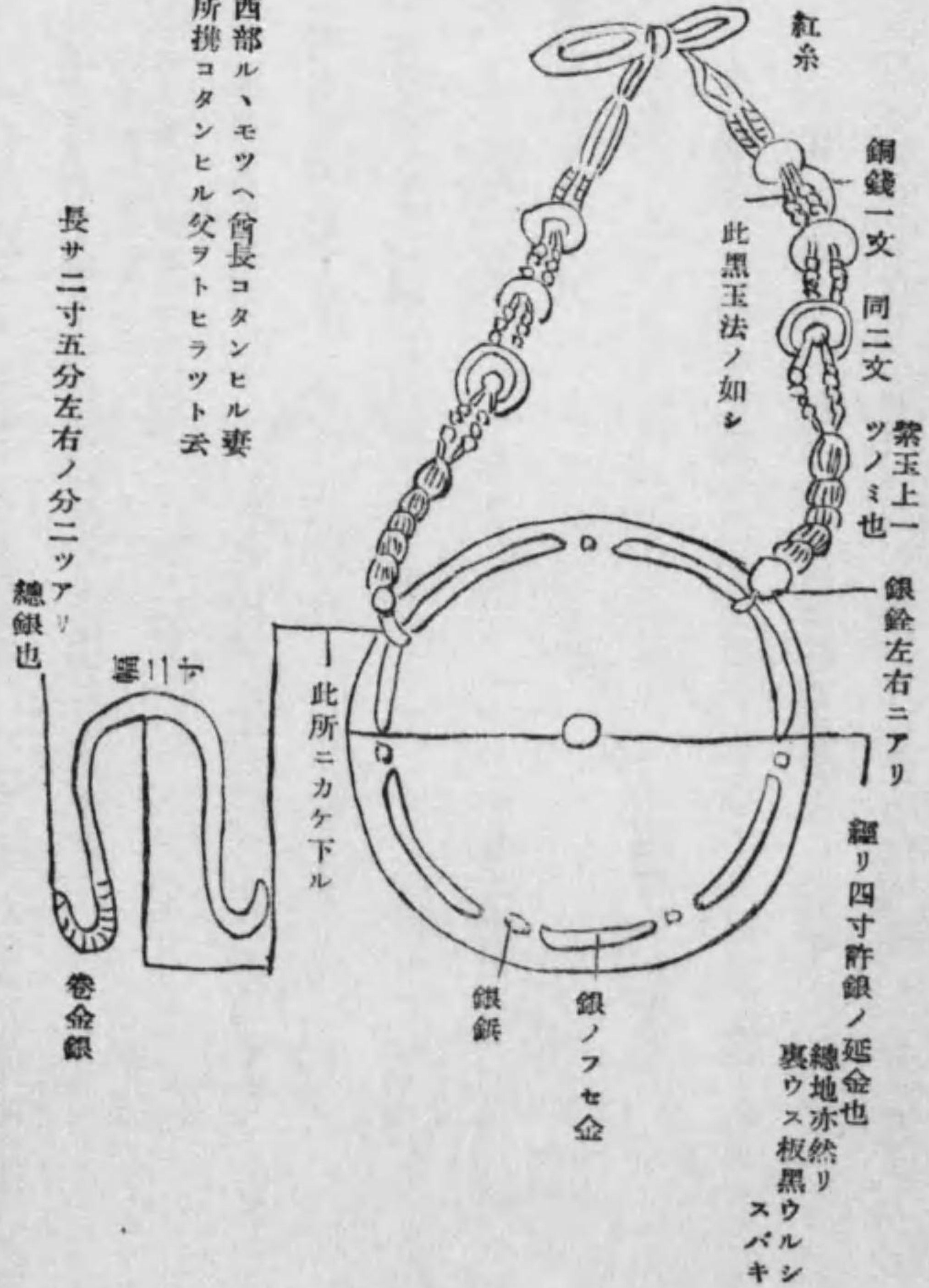
幅二寸四分  
コノ所シンチウホリ金ワタス内ニ  
裏之方ナリ  
トメアルベクミニ  
ウス金シンチウ淡紫色ヲ帶タリ

右二圖所出子ニ松前志

ハノ鏡リ少ハシマニ  
一寸八分鏡ヲトリ

此内水玉ナリ、草花ノ浮ボリ内  
ニ雨龍ノ頭ヲカクシタル形状ヲ  
彫タリ、妙云ベカラズ、是ヲ探  
ルニ甚重シ

西部ル、モツヘ酋長コタンヒル妻  
所携コタンヒル父ヲトヒラツト云



紅糸

銅錢一文 同二文

此黒玉法ノ如シ

紫玉上一  
ツノミ也

銀銚左右ニアリ

纏リ四寸許銀ノ延金也

總地亦然リ  
裏ウス板黒ウルシ  
スパキ

此所ニカケ下ル

銀ノフセ金

銀銚

鑲川寸

卷金銀

總銀也

長サ二寸五分左右ノ分ニツアリ

しく本邦の物とは見へず。されば此物の有る事滿州韃靼の方よりや傳へし。又本邦よりや傳へし。然ども滿州唐土に至るまで古かゝる物を用たるを傳へ聞く所なし。又上古用ひし物にして夷邦にかく残り有ならば、本邦にも少しは其形有べきを聞もしらねばいかならむ。是は禮失求<sub>ニ</sub>于野<sub>一</sub>と云が如し。却て事物繁華に成行に付て是を失ひしなるべし。又其物金蒔繪或は細工等の模様上古の物に非るありと思ふに、こは中古本邦又滿州の人抔夷人等が如し此物を尊崇するをみて、夫に因て新に作り與へて産物と交易するの資と爲たるなるべし。

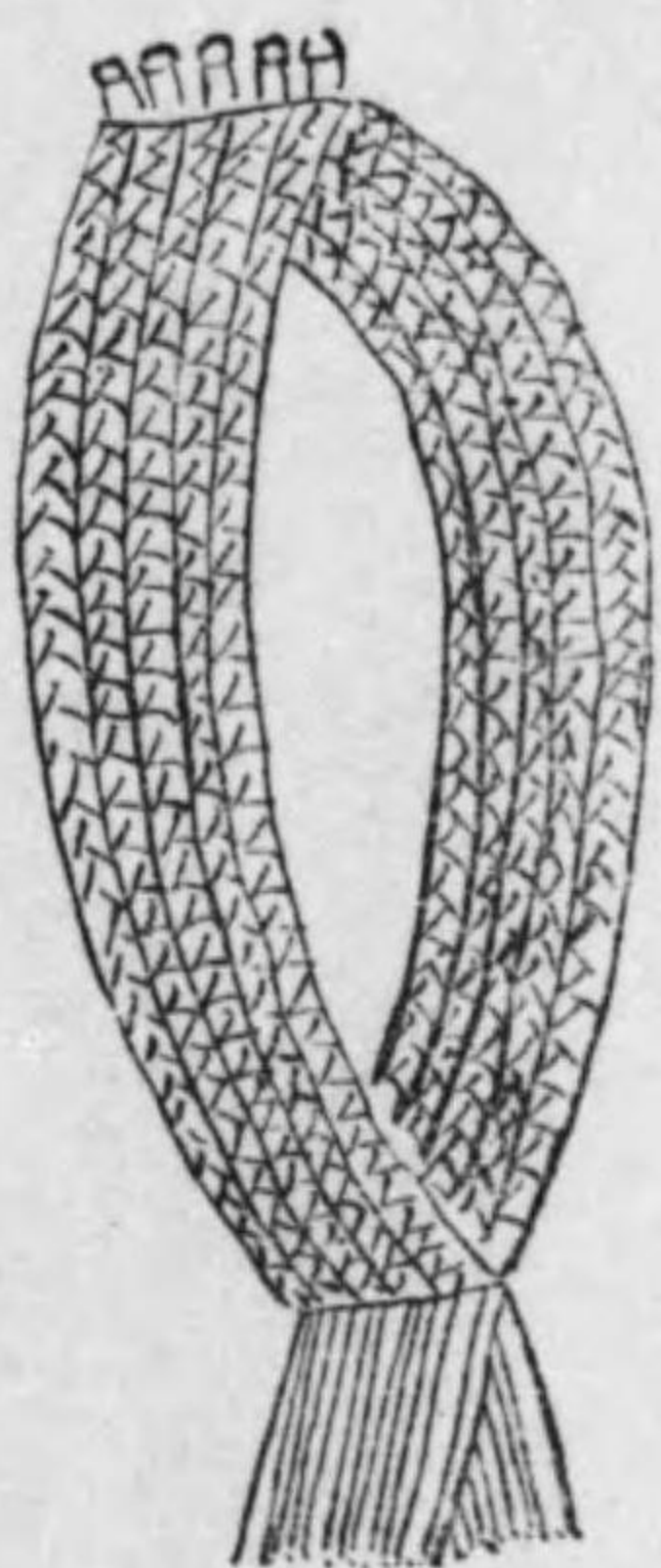
松前志曰、此物銀鏡にて飾るに明珠を以す。亦水玉を鑄るものあり。其妙工神作、人間中の物に非ず。夷方もし事有て禮を行ふときは、其吉凶によらず、酋長の婦其器の繩を頸に掛け鏡を前に垂る。是れ攘を專とする處にして古き宗あり。凡夷人死に臨めば其子孫に遺命して授<sub>レ</sub>之、或は其塚に埋と云。又一命を價むが爲に他の夷に贈ることあり。故に夷方最上極品の寶器とす。されば富饒にして一邑の酋長ともなりて妻妾數

十人扶助せる夷人にあらでは秘藏するものなし。此器は元來北韃の製作なりとも云。

方俗 又往古日本より傳て夷方に有とも云。夷部シブサリ  
夷人之説云々

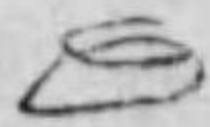
按、此説恐く非なり。古より天竺に此器有事を不<sub>レ</sub>聞。又其據をも不<sub>レ</sub>見。或は先にも云しが如く、往古滿州より交易の資物に作り與へしにや有む。又鏤は獨我蝦夷邦已ならず諸方の夷に間々此風ありと聞く。已に唐土にも有。是をも佛國より傳しと云べきにや。此は是夷狄の一風俗にして神世の曠漠なるより始りしなるべければ、いかにとも其故は知り難たし。

○シャバウベ一云イ  
ナウル



此器夷の冠也。熊祭杯の大禮の時は各着せり。シャバとは頭の名、ウとはあつむると云詞、べは器と云意也。木幣を製するがごとく木を削りかけにして組製するなり。

按、此に類せる物諸夷邦の記聞にまゝ見へたり。是は孰よりの傳風にともなく、蝦夷人上古よりの風俗なるべし。又南方に漂流せる者の記に、チヨヲカハと云夷の冠繩を卷て頭に懸る、是に能似たり。又環海異聞に記せる魯西亞部屬の嶋夷の冠



如レ此なり。皆鉢卷と同意にして頭毛をあつむる意なるべし。

○呼造曲 ユウカカリ 俗蝦夷淨 留利ト云

神靈授給ふと云傳へたり。元服の禮とおぼしき禮五六十年以前に廢れたりと、ネモロ地名の酋長シヨンコかたりぬ。男夷十五六の頃ほひ處の會所に出で布帛をもとめ、犢鼻褌として結べり。以後時として酋長彼誰々を召出し、シヤバンベを冠らしめ、ユウカリの稽古を行なはしむ、古例なりきと、予享和と改年西北の蝦夷地に至り、或酋長 ヤッウ長ヲタトモンワル、トウヘッ酋長シリソキ ヤッウに聞くに今も猶北濱シヤリの邊に其形狀すこし残りとぞ。

按、神靈の授たるとは實に虚言に非るべし。事は少しく異れども、下に云五絃の曲名

に殊に由有げに聞ゆる有り。

補。松前志云、十月をオレボケクと名付、或ヒンナツ、キとも云、此月に至れば育て置し所の熊を射殺し、先祖を祭る大禮有。今古の犢牛を以て祭るの禮に似たらむ歟。其時に新に席を設け筥を鋪き、家寶重器を飾り、頭にはイナヲセコウジと云者を戴き、親族兄弟を會し、酒宴酣に及ば好てサルシの舞曲有。

イナヲセコウジ 前に云シヤバンベの屬なるべし。

或はヲキクルミの昔物語を爲す事有。座中の夷人耳を傾け是を聞に、鼻を鳴し或鼓腹し音聲を助くる也。其さま和人の淨留利杯を聽て是を譽るがごとし。語に巧拙有て其聲に曲折有り。譯人といへども其言を聞分る事難し。又ヲキクルミとは源廷尉義經を尊信して其古を物語と爲るよし、義公異國へもわたれる由往々符合の事あれば其説尤信ずべし。既に西部地名に辨慶崎是後人の符會せし成べけれど白石翁が説にも其證と爲べきこと見へたり。又近頃徂徠翁の高弟春臺翁の文集中、範歸死ニ乎都門、經走竄ニ

于蝦夷の文有り。又サルシの舞曲とは鶴の飛揚する事なり。春の初白鶴の遙に雲霄を飛遊するを原野九年の鶴の聲を相合たるか天上にも聞やせむ。四海萬國の外迄も心目のびらかに行渡りうららかに長閑なる樂は吾等が長命にてかく親族を集會し先祖を祭りて安樂に世過す樂と異ならぬ歡ならむとの心なりしぞ。立て舞ものは左右の手臂を延、鶴の兩翼の形をなし、足を運び腰を居へ聲を發すれば、坐者は悉く手拍子を取て競を付、聲を揃へて是を助け、其舞樂誠に曲終り難くなむ見ゆると云々。

按、是蝦夷ユウカリの舞曲なり。いかさま俳優の様にして上古の舞意に符へるなるべし。源廷尉が事猶下に有。春臺が文例の知た振にして聞はさりなるべし。是にては誠に證と爲難し。

蝦夷隨筆云、酒酣に及て歌を謠て又上留利を語る。音聲は稱名を唱る聲の如し。其後女に命じて躍あり。此躍更に風景なし。胸を手にて打、又手を拍てくるく廻り、鶴の舞と云有。鶴の翼を開きたる體にて躍あり。折々鶴の鳴聲を交て拍子を取れり。

甚興に入たる體にて、本邦の者見ては更に面白からず。上瑠璃は仙臺上留利の音にて緩々と語りたる者なり。尤早め所も有と見へて、音聲を張以て語る處もあり。一樽の酒なれど呑竭せるを期とす。肴もいらす只飲む許りなり云々。予旅宿へも蝦夷兩人招き、酒を飲せ歌を謠ける故、歌の調を通事に尋けるに、高き山に登れば浪の寄來る見ゆ。高き山へ登れば浪の音聞ゆると云事をくりかへしく謠なりと云へり。

義經の事夷言ウキクルミと云り。是は上留利にも有ものと聞ゆ。此上留利根元如何なる作なるや。此文句を翻譯せば大略知べき事なり。文字なしといへども、物毎に覺置者繩を結び置或は木に刻み置を心覺とす。何年過ても此心覺を忘るゝことなし。商舟夷地へ至て勘定事有は、彼結たる繩刻たる木を出して去年の事を審に辨ずるとなり。

蝦夷談筆記云、歌を謠はせ踊を爲仕候女夷手拍子を拍ちくるく廻て踊り候。歌の唱知れ不申候。男の歌は稱名杯のごとく長く節あり、笑ひ戯れ候て面白そうに踊申候。面々別々の歌を謠候由自然人の謠候歌を謠候へ者、大に無禮とするよしなり。座に付

候時あぐらをかき、手をすり髭を撫申候。彼等が禮義の由。座を立候時も同然なり。義經の事をウキクルミと云、辨慶をば其ま、ベンケイと申候よし。義經むかし此國ハイと云處へ渡り、蝦夷の大將の娘に因み、祕藏の巻物を取たりと云事を上留利に作り、彼等が中に知慧の勝れたるもの語りしよし。義經をば殊之外尊敬いたし、其城跡へも足踏不仕候由、右城跡の石垣はシリカラと申魚の背にて築立候由、右之魚背の長さ八九尺鐵のごとくにて何百年經候とも腐り申候義は無<sub>レ</sub>之物之由に候。

按、義經蝦夷の大將娘に因み巻物を取るとは誠なるにや、恐らくは鬼一が事杯を如<sub>レ</sub>此轉訛して語り傳へしならんか。義經の城跡何處に有ことを不<sub>レ</sub>聞。雖<sub>レ</sub>然誰住しと云傳説はなけれども、古壘とも覺しき跡存する處有と聞り。又石垣をシリカラと云魚嘴にて築と。此シリカラと云魚曾て聞し事なし。又如<sub>レ</sub>此城跡有ことも未<sub>二</sub>曾聞<sub>一</sub>也。是恐くは邦人奇に誇るの妄言を傳記せしなるべし。此魚嘴もし有とせば、所謂西國に有所のカヂキトラシの類なるべし。

未曾有記。

文化年中行役日記姓名未詳

ホロベツ、モロランより五里

野草中に小さく華表の形あり。

時々見ゆ。

問へば

判官を拜すると云。拜する神として判官の外には無き由也。あまねく源廷尉を尊信すれども其故事古跡等の説聞事なし。愚按ずるに東へはわたらずして、ソウヤよりカラフトにわたりて山丹滿州をなびけられしなるべし。

和漢三才圖會曰、相傳云、源義經在<sub>二</sub>奥州衣川館<sub>一</sub>、秦衡變<sub>レ</sub>心暴攻<sub>レ</sub>之、從者戰死畢、義經僞死而奔<sub>二</sub>蝦夷島<sub>一</sub>、民皆敬服終<sub>二</sub>天年<sub>一</sub>死、其地曰<sub>二</sub>沙古丹<sub>一</sub>、建<sub>二</sub>神祠<sub>一</sub>甚崇信、每稱<sub>二</sub>南無義經<sub>一</sub>。

按、沙古丹に義經の祠有ことは昔年略聞し事あり。又吾藩内に義經山金剛院と號る寺院有。此に義經自ら所刻の千體佛有と今多く散失して纔に残れり。其實否は雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知此外又證とすべきこと有とぞ。義經記を初諸書に廷尉蝦夷邦に到りしこと所見なし。雖<sub>レ</sub>然僞死して竊に夷邦に走る者なれば、諸書に所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>記論なし。猶源爲朝去<sub>二</sub>琉球<sub>一</sub>而不<sub>レ</sub>載于<sub>二</sub>諸書<sub>一</sub>。又會津の百姓に義經蝦夷渡の糧米を借受し證文を持居る者

有と。されども是は識者の説に妄作なりと云へり。又義經後に唐土に渡りて官人と成し由金史列傳に見へたりとぞ。是は實にさも有べきことなり。

○木幣之圖

夷言イナホ



イナホとは幣帛の意にて、神に奉る夷地に紙なき故に木を削りかけにしてぬさに易る。本邦の太古

にも此く爲しと見へて、正月十五日削花を掛るも其遺製なるべし。イナホと云る夷名を按に、稻穂の語なるべし。俗に神佛にさゝぐる物をおはつ穂と云も同意ならん歟。イナホと云木有て作る處も有。又柳も用ゆ。色々製し様有り、葬禮の時は逆木にて作る。按、本文の説誠に然り。是夷人等祭禮の具なり。又高貴の人に物を奉る時は必らず此物を添ふ。本邦の能志の意なるべし。

補。松前志云<sup>上</sup>略今又西洋地圖に因て

考れば、韃而韃東極の地は夷地カラト

嶋の北方マンチウ地方なり。又按に朝

鮮の北境は東韃韃の屬地兀良哈<sup>オランカイ</sup>に近く

亦即女直に繼り。又名物六帖名

山藏を引て女直に三種有り。海

西等の處に居るを海西女直と云、

建州毛隣の處に居るを建州女直

と云、極東を野人女直とも云り。今中國清主

の始祖は即ち此建州女直の人なりと云り。今此方東北

の地理に由て考れば、北狄の地方の遠からぬこと推て知らるゝ也。

凡夷地東極諸嶋より韃而韃莫斯科未亞の砦の地カムシカツテに近

イカサンカンテツカ山韃酋長之圖並山韃人

ホロコタン唐太人之圖  
乙名イコランゲ之像





き事故、東夷の諸嶋より傳來て  
 往々阿蘭陀國の産物渡しる事有  
 り。鷺の羽は殊に遠き嶋の  
 産也とも云り。又夷地諸  
 嶋の中より出る  
 所もあり。雖<sup>レ</sup>然  
 彼傳來せるもの  
 品中長崎制禁  
 の物に等しき物も來るこ  
 とあれば、國法にて夷人に制し  
 て交易を禁ずる也。今又考ふる  
 に右のムスコビヤ國阿蘭陀國の



東なれば、其産  
 相類すること必  
 然の理也。又極  
 北カラフト夷人  
 と北韃交易の物  
 は女直烏白の産  
 物よりして漢物  
 を携來れども天  
 下制禁の品に非れば國初以前  
 よりして廣く世上へも出し來れり。右極東夷人の島に罕に來れば夷狄開帆の地をカム  
 サツカと云ひ、其本國をモスクハと云由、是即ちカムシカツテモスコビヤの轉語也。  
 昔よりして方俗海夫杯の彼夷狄を呼てアカエゾと云へるは、肅慎をアシハセと訓じ、匈



衣服アツシ也

奴をマンチウと云ひ、鮮卑をアカエゾと云事有に因ての事なるべし。蓋し鮮卑はもと朝鮮の古名なり。夷地極北カラト島の南岸ウツシヤム邊よりニクブン、オリカタは云に及ばず、處々にて夷人の風俗言語に迄遙に異なるを以て見れば、北夷地廣といへ共北の狄地方の廣大なるには及からず、故に北狄の地は我東北の諸島をも引包みたるが如く思はるゝ也。されば熊澤次郎八が大學或間に日本北狄の備なくむば有べからずと云置ること誠に宜ならずや。又曰其頃の元文寛保之頃高橋盛明が記録をみればウツシヤムよりタライカに至るに夷邦の舟にて十五泊を経たる由、右タライカより深山幽谷を越て陸行を爲ばオリカタと云る一村あり。夷人多く其氣性甚壯なるよし。亦是を過ればニクブンと云處有。是又右に等しくオリカタ夷人と海驢水豹熊狐貉類の皮を以て彼マンチウ地方の女直錦エゾニシキ也青琅玕虫ノ集杯と交易し、又タライカ日本煙草鐵器類を以て互に交易す。カラフト夷人ハッウヤ夷人ト交易ス。右オリカタ・ニクブンの間に大沼ありて冬月氷を爲が故、夷人ツナカイと云獸に櫓を引せ、其に乗て往來する由也。加藤老人の説。ソウヤ地も亦冬月

大洋へ掛て氷をなし、夷人氷をこぼら釣を垂或は犬をして大湖の層氷の上を往來せしむる由此説に不違。又云、サンタン地方とオリカタの間に迫門有て水行十里許有と、是韃而靺極東地亞泥淹峽を云なるべし。扱又其頃タライカの會長セブカラインなる者の説にサンタンコタンとて、彼國甚廣大にして雲に等しき高樓有て、貴人の所住は雨天終日行て雨具もいらざるほどの大厦有よし夷方の物語せるとぞ。是コタンは夷方に國を云なれば、其本國マンチウの都今考北京ノコトナリに關門高樓有を褒たることなるべし。サンタンは然ある可らず。福山文庫中にカラフトの島の一古圖有り。其圖年月支干を誌ざれば、何の年何人の圖せる事を知らず。意ふに正保の頃所圖ならむか。圖中カラフト一村ことに會長の名を記せり。然どもナヨロを東北に畫けり。是恐は誤ならむ。又其東に大江を隔て一隊のタライカ有。是を極北とす。オリカタはナヨロの北方に有。其北に大河を挟み遙にニクブンあり。ニクブンよりはタライカは卯辰に當れり。其中に大湖水有と中央に四嶋有り。地圖の大抵は南北へ長大なり。尤北韃靺界の海陸詳な

らずと雖、此圖に據れば海水の隔有り。寶曆十二年壬午夏六月廿一日日本攝州大坂西宮住人沖船頭徳次郎といへる者、カラフト地方東北部ウイと云る處に漂着せり。翌廿二日より南方を指て陸行爲しが、十八日にして適一人の蝦夷に出逢、夷人の導きに依て其秋九月十二日に至て唐太所屬之嶋シラヌシに到着せしが、北地大雪路を埋め歸旅なり難ければ、冬春の二季は彼地に滞留して翌年癸未夏四月廿四日ソウヤ地方に着岸し、六月四日福山城下に到着することを得たり。此漂人カラフト境内に陸行すること凡八十餘日に及べり。是に而カラフト地方の松前地方に勝りて廣大なることを知べし。扱本藩周廻の事昔より八百里と云へど、左には非ず。愚按るに凡六百里に近かる可く、尤カラフト嶋を除るを云也。第九世利永公の時、寛文元年吉田作兵衛と云る者をして松前地方の總郭を巡行爲しめけるが、夏四月廿七日に開帆して秋八月廿五日に至て西北部より歸帆せる由、藩士酒井左兵衛なる人の後胤志村又右衛門が家に其寫也とて所持せるを予見たる事あり。されば周廻の説此時より云出たるべく思はるゝ也。扱又近

年罕に唐太地方へ行たる者の説を聞けば、カラフト北方のタライカは彼地の東北也。タライカより山靱は西北に有り。故タライカ北岸より彼地に出るには山路甚險阻にして冬月又雪深谷を埋め平路なるとき往來するとぞ。故に韃靼地方の通路は却て西北部のナヨロの方近しと云り。然共是亦大湖高山の大險阻有て夏月は船にて往來をなし、冬月は層氷の數丈なるを歩行するとぞ。故冬十月より夏四月に至迄水行なしと云。安永中士人工藤長舊北部速烏亞ウアに行たる時、葛蠟拂吐地方ナヨロナヨロ會長揚忠貞と云る夷人來りまみへ、自ら毫を攪て山靱東北の地理を圖せるに、サンタンの北より東迄六嶋有り、所謂イチャボットン、スムクタ、ムル此島甚大ナリハアトノスチャトシリ也。夷人の説虚實斗り難しといへ共實説ならむには、此島山靱の屬なるべし。右大嶋の内サンタンに續たる南北へ長大なる嶋に名なし。是即滿州ならむか、右揚忠貞の名マンチウ人の山靱に來れるとき、其名を與へしなり。其人頭上に髪をたばね東ね、服章には三ツ爪龍の女直錦を着せる由、是正しく韃靼人のマンチウより巡行杯に來れる有識の者なるべし。

又加藤老人の説にサントン滿州共に各遠近の二ヶ所有て、夷人はカラフト地方に近を  
 ハーサントと云ひ、遠きをシーサントと云とぞ。マンチウも亦共にシーハーの二ヶ處  
 なりと云。されば白石翁の説夷方のシイと云は萬國圖中に所謂韃靼東南室葦地方の室  
 葦あるべしと云り。的當の論なり。故にカラト嶋にも遠近の二ツあれば、古方俗ハチ  
 カカラフトと言ひ。宜ならずや。又カラフト地方に夷人のサントモシリと云るがモ  
 シリは人居有る嶋を云成れば、是サントンと夷地と海水間隔有が故に此詞あるに非ず  
 や。其旨又下に見えたり。凡地理を明究せむと欲するもの思惟すべきことなり。又一  
 説にカラフト嶋の南岸シラヌシより北方クスリナイへ行くには、十餘日を経て、海陸  
 ともに百里に近き里程を通行するとして、又クスリナイよりオッチシと云る所に行くに  
 は、海邊を灣曲せる故に凡九十日許にして至ると云。陸地も又相等し。此説實ならむ  
 には、其里程一千里に近かるべし。然ども是より北にノラトナツコの大江の外に間隔の  
 海水有て、冬月は氷を爲すが故に犬をして櫓を引しめ往來し、夏月は水淺きが故に水

上に舟を止め二夜の泊をなし、汐の滿るに乗じてサントモシリに至ると云。夷人或はナ  
 ツコエノトテエトとも云。エトとは突然として出たる高き崎を云。是ナツコは夷地の  
 極北なるを知べし。今此に依て考れば、冬月は北韃陸續の地となり、夏月は海水の隔有  
 て各其界を隔たる也。扱右北韃サントン地方を陸行すること五六日にして大山に至り  
 山名 其を過てホウハ中國所謂白湖乎の大湖に至れば、是亦冬月水行成難きこと前に所謂ナツコ  
 の江のごとし。此地を過てサントン極東の一邑キンチバクと云處に出ると云、此邑戸數六七十アリト  
 イへ。又或人云、サントン人カラフト地方に來るには、右オッチンに犬を繫置くと云。是  
 乃前に云ツナカイ獸なり。扱又サントンよりマンチウ地方に行くには、右のホウハの  
 大湖へマンチウよりマンコウと云大河流れ落るを船にて往來するよし。滿州に都有り  
 ムンクタンと云よし。註云按ニマンチウハ西韃靼ナルベシ。即チ是建州女直ニテ今ノ中國清主ノ元祖康熙  
 帝ノ本國ナラン。北夷地罕ニ乾隆通寶ノ錢アリ。其元ハ日本元文元年ニ當レリ。  
 其里程サントンのキンハチクよりカラフト地方のナヨロに來るより遙に遠しと聞ゆる  
 也。盖ナヨロは唐太嶋の西北にて即上に云揚忠貞が在所なり。此地近邊の大澤にして

諸山松柏繁茂し、江河風景甚麗し。地勢勝れたりと云。又右サンタン地方のキンチバクは大寒國にして唐太地方の夷人も甚だ恐を爲と云。又カラフト東北のタライカは夷人の風體も異様にして頭上にのみ髪ありて是を組て背後に垂るとぞ。是北韃に近きが故なるべし。此地近年衰微せし故にや、住居の者少し。故に北韃の往來絶たりと云。夷人ライカ地方へ往來するには、冬月雪中右のクスリナイより山河深谷を越行て大沼に至り、列舟にて是を渡、又トケハヲナイと號せる大嶽に登り、是を過てタライカに出ると云り。或人云クスリナイの大河を舟にて遡り、此沼に出るも有とぞ。是即タクミの沼也。右大嶽より夷地東西の諸嶋を見下すよし、是等の説悉く信じがたしと云へども、夷人の云に任せ姑く斯に其説を記する也。然共昔タライの地方へ福山城下より舟にて行たる例しあれば違はざる事も有可きなり。又或云紅夷新定地球全圖にては松前地方より北韃に至る迄一帯の續地なりと。然ども夷地北部ソウヤより大海の隔有とカラフト島是有事自他の人の所知にして且萬國地圖も松前地方の外に北夷の二嶋あれば、是海

水灣曲するに非ず。各其地を異にするに圖也。何ぞ松前地方より北韃に至迄連續するの地理ならむや。上に云如く、古より方俗のカラフト嶋と云にても、其大略は知るべき也。扱又今は昔天平寶字六年東海東山の節度使成ける藤原惠美朝臣獨碑を鎮守府門に刻み、四方道里の遠近を記されしに、靺鞨國界を去事三千里と、是まさしくサンタンを指たるならむか。然ども世の學者カラフト嶋を云ならむと云は予が臆見に而は推難し。字彙に靺鞨は夷人名と云。康熙字典に唐書北狄傳を引て黑水靺鞨居肅慎地。是に依ばことにカラフト嶋を云に非ざるべく思はるゝ也。又同碑云、去蝦夷國界一百二十里と、是又乃ち蝦夷と北韃を異に爲る證ならずや。古の一百二十里は今の二十里なれば仙臺東方小鹿郡の雜府を指て云るなるべしとも云説有、里程は略合へり云々。按、肅慎又靺鞨は廣く今の唐太嶋本名ホロコタンを指て云るなるべし。山靺滿州即マンチウは江海を隔て韃靼部屬なり。カラフトも海を隔てたりといへども、其南岸十分が一、本邦に屬せり。餘は悉く韃の所部にして和人不往通、吾未だ北夷地の理に委しから

ざれば、暫く廣長の説を記し、是に譲て其可否を詳にせず。今世詳細の萬國圖有れば夫等に合て其地理を觀べし。

唐太嶋は松前城下より北に當り同處自主と云處迄凡船路二百五十里程に而、辰巳の風より午未之風を順風とす。地方東北山を受け西南海濱也。北極出地四十九度餘なり

と。産物エフリコ夷人藥ニ用ユル馬勃之類也。血止ニシテ功有。保犬紹之類、筒皮ニリキンカムイ形鹿ニ似テ丈三尺許、尾無ク蹄ハ四ツ爪ニテ

走ルコト疾シ。毛色ハ黒風ナリ。尤此獸稀ニ見ユル。

又トナカイと云獸あり。此者極北地に居るとぞ。故に知る人罕なり。夷人等雪中に橇を引かせ又物負せると云。又上に犬をツメカイと云て雪中橇を引かすと皆似たることなり。鹿の類にして長大、鳥の如し

とぞ。吾往年此獸角を見る、長さ二尺有餘にして鹿角のごとく少しく平らめあり。又北部屬に獵虎嶋ありてラッコを獵す。其他の物産大方は内夷地と同じ。

山靱夷は蝦夷より一倍鄙く音律拙く常に好て魚類亦犬を食す。一體の氣質黠惰にして吝嗇に見ゆると云。右唐太嶋記に據て其大略を云。是外邦の夷なれば委しく記さず。

尋る人は原書を見るべし。

○拜禮之圖夷音オンカミと云。(福井云、圖は七六、七七頁に跨る。)

先達官の前に進むには腰を縮め足を引ずり手を引連て出る、其狀如蝦。按ずるに此禮狀古今たがはざるべし。古昔唐山に行て人に見へし時にも如斯せしにや。彼國蝦夷の字を製して稱呼す。我邦えみしと稱せしも、亦蝦祖父の訓にして後世るぞと稱するは其略語ならん歟。

按、是毛夷藩主に引見するの禮也。蝦夷の名是に據て出る歟也。按、蝦は字書に蝦蟇と同意也。此夷山澗草莽の地に居るが故に、是を以て號くる歟。今明に辨じ難し。夷人春秋の土用に至れば、ニカツブ木名の皮を剥ぎ取り温泉にさらし、紡績して木皮布を製す。一種ヒヤツと云木あり。是又皮を剥て夏月の服とす。(福井云、圖七八、七九頁にあり。)

按、ニカツブ松前志及諸書に出る所なし。故に何の樹たることを知べからず。オヒ

ヨウ松前志云、是、夷人の常服アツシと云物を製する皮なり。蓋、夷方の稱ア、ラと云木皮を、方俗オヒヒヨウと云り。木名、形状未詳。意ふに、シナの木の類なるべし。山海經に、肅慎國に有樹名曰雄、常注に此木生皮可衣也と云々、オヒヨウ此樹ならむか云々。吾未だ、此二樹を不見ば辨證し難し。追而正すべし。因に贅言す。是等の木類、其花葉等を以て、他邦の物と合せ、又は弘く諸書を考探せば、明證あるべき



を今に至て辨別しがたく、卻て他邦の人に辨正せらるゝは耻べきの甚しきに非ずや。是と云も彼夷邦に往來する徒不學只利を射るを意とする者なれば、如、此事味矇として今に至れるは嘆かしき事に非や。  
 補。蝦夷志云、其服飾單衣左衽、窄袖長身、腰束細帶、會豪斯裁蟒緞綵緞雜繪等、頸懸太刀、裝用金塗銀鏤、帶用紅



綠組條名曰卑下則 苧麻及樹絲織成布、文之以刺繡、近身之衣、皆用木綿獸皮耳。

按に夷の服飾大略如此と聞けり。其蟒緞綵緞に至ては韃靼漢土の製服也。適渡り來る物を以て夷人等是を服とするのみ。夷の常服は貴賤となく冬夏共にアツシ一枚を用ゆ。其會長或禮會等の時は本邦の古手或は金繡の陣羽織又女子の打懸等を服用すると云。

○イトヒリカチカツプ之圖

奥蝦夷地何處にも有、大さ家鴨の如し。イトとは鼻の稱、ヒリカとは美と云語、チカツプは鳥の通稱。チコブカ群島に至ば木



の生ぜざる嶋

也。其處にて

は此鳥を取り

骨を焼、火と

なし、肉を煮

て食と云。

奇觀、奥夷

地何處にもあ

り。大ささ如

家鴨。イトと

は鼻の稱、ヒ

リカとは美しといへる語、チカツプは鳥の通稱。チコブカ群島に至れば、木の生ぜざ





る嶋なり。其所にては此鳥  
を取て骨を焼て肉を煮て食  
ふと云。

松前志曰、是水鳥ナリ。

海ニ沈テ魚ヲ食云々、北部  
カラト嶋東方トウブツより  
三里許過て小島あり。其岩  
窟にすむと云。總體正黒色  
喙赤紅、其背根は淡黄色を  
帶たり。嘴常鳥と異にして  
左右より押ひしひたるが如  
し。頭の勝カマ白く耳の左右に



有。其翼短くして、體を過て尾に  
近く、足亦後趾なく尾を連たり。  
脛は黄赤にして三爪あり云々。以  
上の説此圖と少異有り。是本説な  
るべし。

シマフクロ是方俗ノ稱ナリ。此  
鳥鵬ノ屬乎。其本名ヲシラズ。尤

和華ニ此鳥アルヲ聞カズ。尋常ノ鵝ニクラブレバ其形大ニノ亦鷺ニ相似タルトコロ  
アリ。此鳥人ヲ畏レズ、二足四指アリ。東部夷地山中ヨリ出ヅ。夷人コレヲメナシチ  
カフト云。メナシハ東方、チカフハ鳥ヲ云。是極東ノ鳥ト云フ也。夷人又此鳥ヲ相尊  
デカムイチカフトモ云。カムイハ神ヲサシタル詞、即神鳥ト云コ、ロニテ忌ミ遠ザケ、  
恐レ崇ムノ意ナルベシ。是又乃チ夷人本來ノ性情ナリ。字彙鵬鵝ノ屬、不祥鳥ト。又



前漢ノ賈宜ガ鵬ヲ忌ルヲ以テ考レバ夷人ノ此鳥ヲ忌畏ル、ノ意モ亦故アルカナ。享保中徳廟ノ命ニテ此鳥ヲ献上セシマアリ。

徳廣按、此鳥尾似ニ鶖尾、其文如ニ雲烟、甚美且奇云。可<sub>レ</sub>以作<sub>レ</sub>箭羽、雖<sub>レ</sub>然人或忌<sub>レ</sub>之。一説云、夷人爲<sub>レ</sub>邪法<sub>レ</sub>者役<sub>レ</sub>使此鳥、猶<sub>レ</sub>本邦狐妖術<sub>レ</sub>云。

桃洞遺筆。白鴝、本草啓蒙<sup>卷十五</sup>に鴝ガ一種シロフクロフハ略シテシロフクト云フ。

松前蝦夷ノ産ナリ。羽色白クシテ紫斑點アリ。楊弓ノ矢ニ用フといへり。先年攝津東成郡中濱村の樹林中にて獲るもの、左に圖するが如し。又、今茶家にて拂末<sup>ハヅクキ</sup>に造る毛羽赫黄色にして紫斑あるものをシマフクロフ、略してシマフクともいふ。これも蝦夷産にして白鴝の類なり。方言クンネリキと云。

徳廣案、夷邦のシマフクロは白色にあらず。故に原本白鴝の圖あれども爰に略す。又方言クンネリキと云もいまだ詳ならず。今按に、シマフクロとは本邦の人蝦夷嶋の産によりて名付けたるものなるべし。

○シカベ 海鳥ナリ。形状異體ニシテ白色其背淡拱色也。足アレドモ後趾ナク、陸擘スル<sub>レ</sub>不能。其肉食ベカラズ。臭氣アリ。其膏ハ燈油トスベシ。兩翼ヲ延タル所大ナルモ一丈五六尺ニ至ル。夷方ヲスネチカフト云。本名未詳。信天綠是乎。或云和名アホウトリト云者是ニノ勢州ナンドニアリトイヘリ。又信天翁卽是也トモイヘリ。如何アランヤ。徳廣案、是恐クハ西國海ニアル「ライ」ト云鳥ナルベシ。松浦家藏板鯨帖ニライニ信天翁ヲ當テタリ。

按、此鳥まさしく環海異聞に見へたるオンデレイック嶋に所有のオノチヨ鳥なるべし。其言に曰く、此鳥背先曲て色赤く、本の方黄に美なりと。又此卵家嶋のよりは大にして食料とす。嶋人此背を取て服飾とし、又羽毛を服するとぞ。其書中に有る鳥の圖此と略同くして、誠に是と異物ならざる事は知られたり。又此鳥甚寒國なる由なり。されば此鳥極北沍寒の地に已生するとみへたり。故に本草等にも載ることなし。吾夷地の如き草木を不生、則易るに此鳥有て其用を爲す。嗚呼天帝の工又妙ならず乎。

○タヒドンベユルベ之圖

松前の土俗サリカニと云、能く後にしりぞくが故なり。

大サ如此。蒼黒色。形状河蝦の如し。



蟹の類也。濱澗微流に多く産す。水中に味噌を投ずれば、石間より群出て是を食ふ。捕て烙り食ふに其味美也。夏月土用中に此蟹を取て頭中を破れば、大サ豆片の如き白石を得る。則紅毛人渡來するヲクリカンキリなるもの也。小便閉に用て奇効あり。松前方言さりに云。捕得て地上に置けばあとへくと却退する

故に此名ありと云。松前志、鷹鵠モシ惡餌ヲ食テ危急ニ逼レルニハ地洩ニ澤海老ノ黄肉ヲ加味シ與フ。痊エズト云コトナシ。澤海老オクリカンキリ、土俗云サリカニ。

按、此蟲多く吾藩内にも有り、大さ一二寸許にして蝦の如し。其頭上軟なる者はを破れば、豆片の如き白石二箇あり。以て通利劑と爲べし。寛延年中紅毛問答書之中に云、是蟹の目を取て製法したる物の由。カンキリは蟹にてヲクリは眼のこと也と

蘭人の説なり。是蘭人の無稽臆斷の説なるべし。

○カシケクロクチ之圖

山鼠なり、全體五道有。事物紺珠曰、石虎に似たり。或云清文鑑曰、華錦鼠とも云り。箭羽

松前志。鷲ノ箭羽ナリ。夷人アチラフト云。鷲大小ノ總名ヲカハチリト云。今世ニ所謂大鳥即大鷲ノ尾ニテ十四枚アリ。眞羽是ナリ。古眞鳥羽ト云ルモ亦是ナリ。又小鳥ト云ハ即鷲ニシテ其尾十二枚アリ。鷲一隻此尾ヲ俗ニ一尻ト云、十尻ヲ壹把ト云。小鳥モ亦同ジ。當歲ノ鷲ヲ俗ニ粕尾ト云。此尾黒メ小白ナリ。二歳ヲ鷲ト云、其尾本白シ。俗ニ薄氷ノ字ヲカケリ。三歳ヲ小鳥ト云。尾羽ツマリ、其色淡黒ナリ。皆是某大鷲ニシテ鷲尾ノ文色ニヨリテ名ケタル也。

桃洞遺筆。鼯鼠

即石虎附鼠今蝦夷に産する嶋鼠といふ者あり。其皮を多く來ず、形鼠に

似て頭扁く、大サ尺許又五寸餘のものもあり。全身淡黄色にして黒褐の斑文あり、腹白

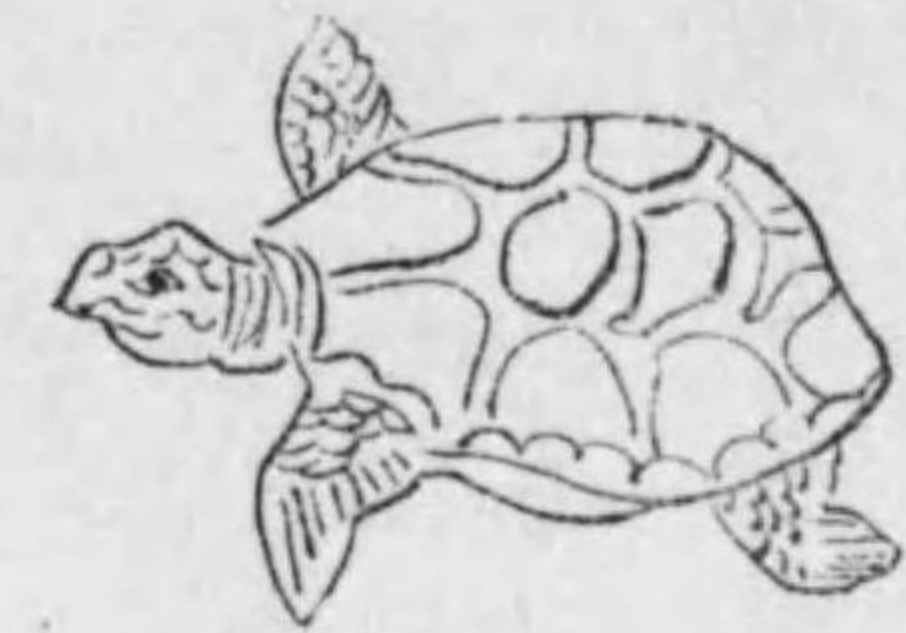
し。其尾は長くして黄白黒の毛まじれり。これを爾雅の鼯鼠に充るは非なり。明の五乙正が事物紺珠に石虎似<sub>レ</sub>猫而小、毛斑類<sub>レ</sub>虎といふ、是なり。蘭山翁は清文鑑の華金鼠なりといへり。予清文鑑を閲するに華金鼠の注鼯字にてよめざれば是非しるべからず。德廣案、嶋鼠本文ノ如キ毛色ノ物ハ未ダ見ズ。多ク此物ノ皮ヲ見ルニ皆五六寸ニシテ褐色ニ黒キ縞アルノミ。腹ハ白カリシト覺ベシ。

按、此物本草郭璞云、鼯鼠大如<sub>レ</sub>掌、其文如<sub>レ</sub>豹と此等の屬なるべし。土俗嶋鼠と云。其大さ形状栗鼠と等し。毛色褐にして、豎に黒緑有り。此物木の穴中に棲むとぞ。罕に江府に來ること有り。吾も是を見たり。胡桃子無食子を好み食ふ。

德廣往年在<sub>二</sub>陸奥松前<sub>一</sub>觀<sub>二</sub>一龜<sub>一</sub>長一尺餘、是伊豆海島所<sub>レ</sub>在之龜之屬也。夷言イチング、夷地ニハ更ニ大者アリ。



リ。コレハ松前城下總社堂ト云處ノ海ニテ得ルト云。松前地方ニハ得ル<sub>レ</sub>甚罕。



又此龜ノ前腹下ノ兩方ニ常ニ小判魚ト小魚兩ツ附居ルト云。其魚全形破レテ知ルベカラズ。小判魚トハ其形ノ似タルヲ以テ號ラル歟。予ガ見タル此龜ハ乾枯セシ物也。又此龜桃洞遺筆ニ見ヘタル玳瑁ト似タリ。見合スベシ。頭至ク甲ナク背其廣潤味微入。此甲ヲ取テ紅青白ナドニ色ヲ付テ器物ノ飾トス。夷人ノ兒此龜頭ノ皮ノ干タルヲ食フ。其膏甚シト、伊豆八丈島ノ龜モ其膏ヲ燈油ニ用ユト相似タリ。

○チシユキナ寫生

此草平原曠野に繁茂す。嘗め試むに其味微甘酸。夷人根を採て米粒の如く刻み、蒸熟し、製して糝に合して酒を作る。其味本邦の濁酒に等しく酔を發するも又異なることなし。

按、吾未だ其眞なる物を不見。故に明究爲難しといへども、推て考るに此草恐く



往年市川十郎蝦夷の地に鹼草有と云。其時は如何なる物を指て云にや疑しかりしが、今見れば必らず此草を然なりと云へるなるべし。

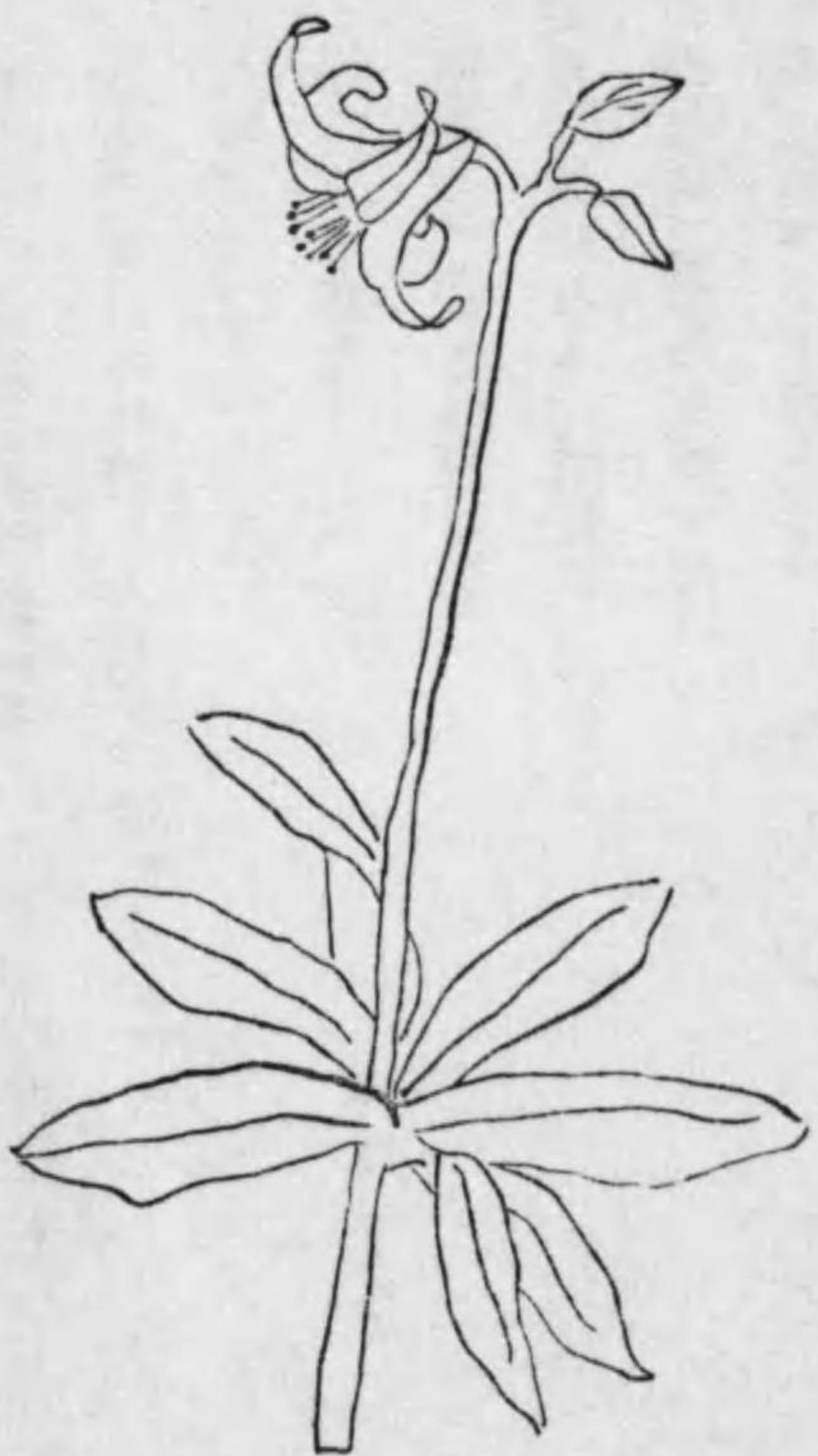
八八  
 は伊豆海嶋に有所の鹹草アンモニアならむか。伊豆海嶋風土記、七嶋日記等に出たる圖と合せ考れば凡相似たり。又味の甘酸なりと云も相類せるが如し。然共南嶋の物本邦に生ぜずして極北の地に生ずるは異に堪たりといへども、地に依て然るならんか。

○カムラクル一名イマキハセ 寫生

百合の類なり。山林原野亦是海濱に産す。其品一種に非ず。こゝに圖する所は松前方名車百合と云有是なり。一莖中葉一輪、花は丹也。二三房をなす。他花は紫黒にし

て小、其形桔梗花に似たり。松前にて黒百合と云。又大白花にして燕脂點の物あり。又丹色黒點の物又淡丹色にして一花なる者あり。

按、此物本草に所謂山丹の類にして百合



の屬に非ず。和漢三才圖會云、車由利は日光山又和州大峯に産すと。

黒山丹は濃紫色なるを云なり。此物吾夷地に已産して他に有ことを不聞。今江府に有ものは此方より渡り弘まりし也。或云鐵類を吞て喉中に逼り死に至るもの、此根汁を以て口中に流し入れれば、鐵類柔軟に成て下り治ると、されば鐵を制するの功有にや。

○イケマ寫生

蔓草也。蘿摩同類別花實菊蔓相似たり。種實は三稜にして三四貫づ、房を爲。蘿摩より綿少し。根圖の如し。炮り喰に甘味、又乾製して細末となし、金瘡に貼す。血を止



九〇

る事神妙也。土俗傳云、馬の病に用て効有る故生馬の名有りと云。

イケマ治ニ金瘡腫物、土俗取ニ其根ニ炙食、甘美云。

百練抄。延喜元年七月一日庚戌如左馬寮生馬神一級、御馬依ニ苦動甚一也。

○紅花

松前志。紅花土地ニ應ジタリ。本藩家士高橋喜兵衛ナルモノ此物ヲ作り試ミタルニ、甚茂生セリ。雖、然國民是ヲ勤メズ、實ニ惜ムベキナリ。



九一

○コシマ草

松前志。西部小島産ナリ。安永初ゴロヨリ採リ植タルヨリ今ハ江戸ニ弘マレリ。和産ニ非ズ。オダマキノ類ナルベシ。

按、イケマ生馬の義ならば、是夷言に非ず。松前志云、夷地深山より出づるを良とす。酒毒又魚毒を解すと云々。又阿倍喜任の草木育種に救荒本草の牛皮消を此物に當て曰く、松前に生ずるもの名有り。處々山中に生ず。是芘蘭カ、イモの類也と云々。又日光山志に見たる岩鏡の圖此物と略相似たり。而も深山岩間に生ず。初夏紅色の花を開くと是同じく深山寒冷の地に生ずる物なれば、恐くは同種ならむか。其圖如此。

花紅色 根の形等は何とも記さざれども圖によれば蔓草也と見えたり。尤同種にても國處に依て形狀少しく違ふ事勿論也。



○ウミヤナギ

松前志。此物海中ニ生ジテ稀ニ漁者ノ釣ニカ、レルヲ取コトアリ。其形虵ニ似タリ。大サモ又相類ス。皮ヲノゾケバ色靠白ニシテ形狀眞ニ柳若枝ノゴトシ。水中ニテ動搖スルヲ生ルガ如シ。然ドモ海ニハ非ズ。長二尺四五寸アリ。大抵三尺バカリ。方俗此物ヲ以テ牙齒ノ間ヲ刺ス。風蚌牙ノ如クナリト云。又婦人簪トシテ頭痛ヲ治スト云。最海中ノ奇物也。本草、越王餘等即此物ナリトモ云リ。イカ、アランヤ。又一説ニ龍鞭此物ナルベシトイヘリ。



老薬大葉、味甘平、土俗食之

德廣案、物動植ノ間ニ處スルアリ。所謂夏草冬蟲又手蔓藻ナドノ如シ。

蝦夷邦ニ所<sub>レ</sub>有加太久利花之圖、根如<sub>レ</sub>指而潔白、水飛如<sub>レ</sub>葛粉、食<sub>レ</sub>之止<sub>レ</sub>痢、山慈姑之類。(福井云、圖前頁にあり。)

葉之大二寸許、新葉ハ狹シ。有<sub>ニ</sub>光澤、如<sub>ニ</sub>車前草葉、而厚滑、葉對生自<sub>レ</sub>中生<sub>ニ</sub>花莖。

○モセキナ寫生 モセと云草也、キナは大成草と云ことなり。

蕁麻の類にして方莖、

絲を取て絃とす。(下圖)

松前志○シコツキク

東部シコツナル所ニ産

ス。單瓣白花ナリ。白石

翁ノ蝦夷志ニ松前春菊白

花ノモノアリト、是ナリ。

形狀茵蒿ニ似タリ。雖<sub>レ</sub>然



其花微シクタガヘリ。德廣案、今江門ナドニテ秋花サク小紫菊花ヲエゾ菊ト唱ルハ、シコツ菊トアヤマリテ其名ノウツレルニヤ。

○カタコ

松前志。此物仲春季淡紫ノ花ヲ開ク。山野ニ多シ。方俗カタコバナト云。萬葉集ニ出タリト云フハクリト云モノニモ似タルヨシ、奥州南部ニチカタクリト云粉ヲ食フ。吉野葛ニ勝レリ。其味平和ニシテ功能アリ。痢病ニ用ユ。南部貢獻ノ物ナリ。大和本草附録ニモ出タリ。香子ノ字ヲカキ、旱藕ノ字ヲカキ、亦甘藕ノ字ヲカクモノアリ。當レリヤ否未<sub>レ</sub>詳。

德廣案ニ、萬葉ニアリト云ハ「モノ、フノヤソノヲトメガクミマガフテラキノウヘノカタカゴノ花」此歌ナルベシ。然ドモコレハ決シテカタコニハ非ズ。又藕ノ字ハ蓮ノ根ヲ藕ト云。サレバ實ニ此物ニ當ラザルベシ。

按、松前志云、即ち蕁麻方俗モソモツト云。和名イラクサ、夷人ムルチと云。器物



杯の紐に製する物なり云々。此物なるべし。又按、夷言ムルチと云。然らばモセキナは其別名なる歟。未詳。和名抄云、苛良イ小草生、刺也と有り。モソモツは刺有るが故に名付たる俗稱なるべし。

○眉木 タルマニ又ラ  
ルマニ共云。 寫生



實赤色

○ト  
德廣案、本字未詳。大木アリ、材ト爲ベシ。木理白シ。其皮汁紫色フツイロナリ。染汁ニセバ必ラズヨカラシ。其葉キヤラボクニ似タリ。夷言ト、ロツノト云モノコレナルベシ。エソマツ・ソネノ木・アラタブ・カヒ・シコロ・タモキ・ドロイ木・ニキウ・オヒヨウ夷人アツシニ製ス。ア、テト云、本名未詳。ヤチバ・クナブ・コシアブラ・ニガキ・ピラカ・アサタ・ハビロ・笹山アラ

キ・シユリ・サゴタ・シナ・ゾウミ・コブノキ・ナ、コロビ・タラノキ・コメノキ、以上皆本名未詳、方俗又夷人ノ所名也。此類マタ幾多モアルベシ。雖然此書本意ニ非ル故物産ハ大概ニシテ略ス。

山慈姑花六瓣白色少青ミヲ帶タリ。百合ノ花ト等シ。

花アル物ハ根食フベカラズ。花ナキモノハ根食フベシ。百合ノ如シ。炙リ食フ。微有ニ香氣。



莖長三四尺許



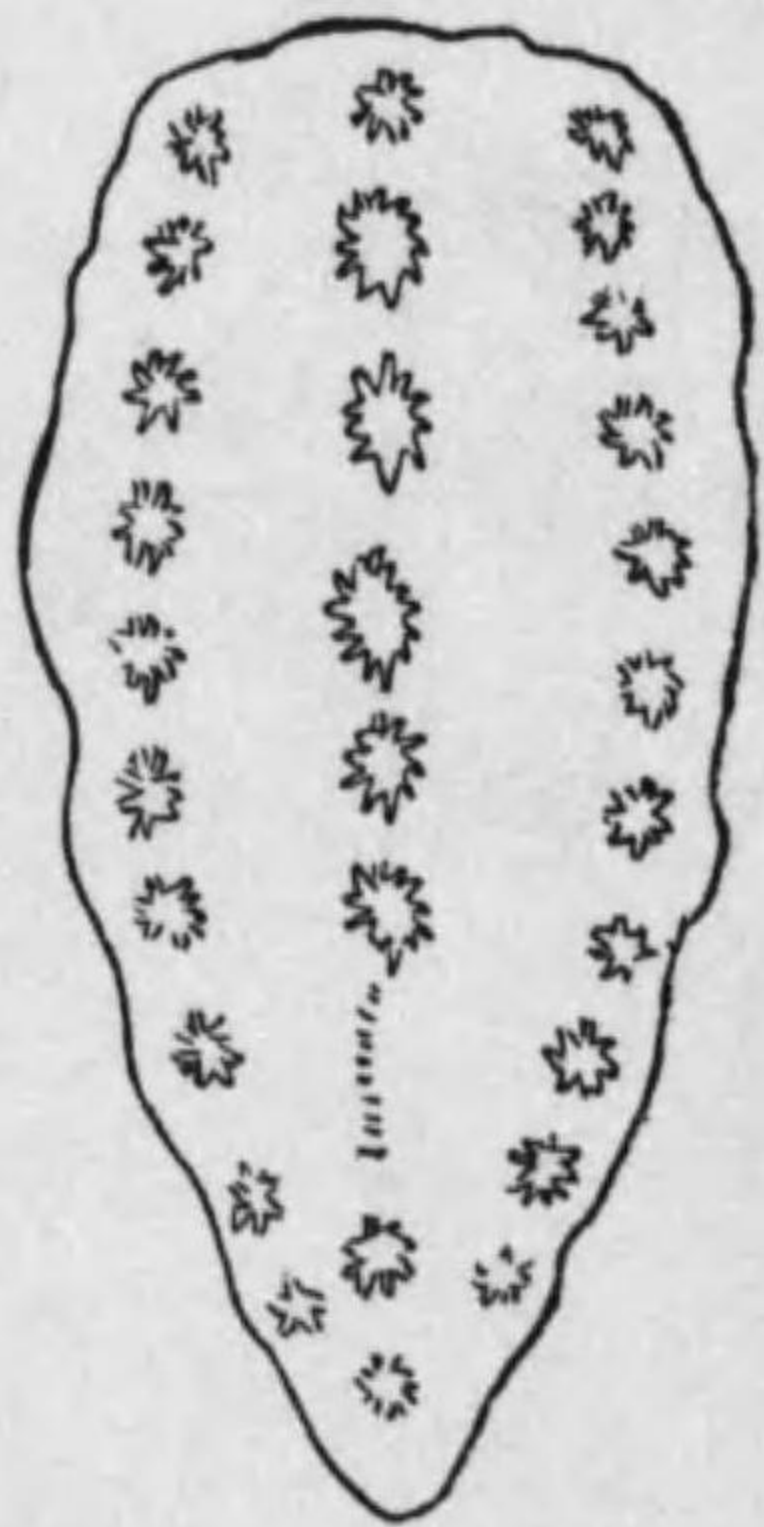
如、此物根可食



初生

鮫皮精義ニ出タル圖

此光澤紋脉微赤



蝶鮫奥州松前産也。菊ト  
デハ背通りニアルヲ切斷  
テ箱ニ伏タルヲ云。

本邦の楠木<sup>アラノキ</sup>なり。葉兩々相對て、眉の如し。故に此名を得。今訛てラルマニと云。

松前箱館の土俗ヲンコの木と稱す。

按、是楠木に非ず。白檜羅漢檜の類にして土俗ヲツコと云。乃ち本邦の伽羅木也。松前志、夷地諸山に多し。朽難く木理細にして葉の香は羅漢松の如し。木性堅硬にして夷人は是を弓材とす。其色は赭の如し。實赤くして南天燭子のごとし。夷言オッコをラルマニと云。或云、此木年久しく水に漬れば伽羅となると云。又古弓を伽羅と

すと有るは別に符合せる考有り。又一工人云、此木くし深鐵色を出さしむるには帆立貝の灰を以て煎るに甚妙なりとぞ云々<sup>以上。摘要</sup>。和漢三才圖會云、伽羅木出於蝦夷及

松前、土人呼曰於豆古、今京師亦希有之、高五七尺、樹葉並類檜柏、而其繁茂不見其枝極、結實圓青色至秋紅熟如櫻桃、人取食之、味甘美、內有小白仁、其搗微黑色光膩如奇楠木理、故俗曰伽羅木、乃柏之屬也。是にて其形狀詳也。江府杯には只園庭に植て樂とするのみにして、其山野に大なる者有こと未見聞。夷地には殊に大なるは高さ數丈、圍數抱なる者有とぞ。其實重臺有て如此。大さも凡是に似たり。下の臺は紅熟せず。

此草ヲ松前地方ニテ附子ト云。二三月白花ヲ開ク。花ノ大ヤガテ一寸許、草ノ長五六寸、秋ニ至リテ長大ナリ。

附子 松前志、方俗コレヲブスト云。是附子



根黃、蔓延ス。

ノ通音 德廣案、方俗方言凡ニシト 不可ナラズ。夷人コレヲ「シユルク」ト云。愚案ニ、我藩附

子三品アリ。是皆野生スル所、即チ草烏ナラン。其一ハ北部カラト嶋附子也。其莖微ク

蔓延セルモノナリ。其葉ハ丸クシテ、和俗所謂猫足草葉ニ似タリト云。花色未詳。夷

人其汁ヲ製シテ射岡トス。此一種松前地方有ルコトナシ。松前地方ハ福山ノ地ヨリソウヤヲ限

水ノ隔アレ凡共ニ 疑ラクハ是一種ノ毒草ナラン乎。諸本草ノ書ニモ此附子アルヲ未レ見、

記シテ以テ哲者ノ批判ヲ待ントス。又其一ハ松前地方ノ附子也。花色紫碧ニシテ微ク

淡紅ヲ帶タリ。其莖枯燥シテ短迫、其葉割缺深長ナリ。是其性氣鋒銳ナレバ、夷人取

テコレヲ毒箭ノ用トス。亦其三ハ花色紫碧ニシテ其莖長高、其葉缺殘短ナリ。夷人不

レ用之。是予ガ聞ケル所ヲ以テ竊ニ記スルノミ。他人ニ示スノ正説ニ非ズ。德廣案、此

委カラズ。我松前地ノ附子ハ其葉菊ノ 夷人附子ヲ採ルニ晩秋已下ヲ以テス。本州武備志ナドノ

説モ亦然リ。盖附子毒氣春夏ハ其葉ニアリト云。是邦俗ノ説也。

未レ識ニ其真偽。夷人撰レ之其子根ヲ咬ム。應ナキモノハ埋レ之。花アレバ其汁膏ヲ製シ

テ射岡トス。又自ラ其製藥ヲ舌上ニ置テ試レ之毒氣淡薄ナルモノモ又是ヲ埋ム。唯其藥

氣ノ猛烈ナルモノヲ以テ毒箭ノ用トス。武備志、弩箭毒藥法ト大異アリ。夷人河中ノ

一奇物ヲ加味シテ祕藥トス云々。又寶曆年中他國ヨリ來レル者誤テ此葉ヲ食ヒ死セシ

ヨシ同書ニ見ヘタリ。

本草和名。烏頭・烏喙・天雄・附子・側子已上五種、和名 於宇。

エフリコ 方俗是ヲ夷松ノ耳ナリト云リ。是即唐檜木耳ナリ。茯苓ニ比スベシ。盖シ

朽木ヨリ生ズ。本名未詳。此物性熱大毒ヲ解ス。夷人ハ發散ノ劑トモ爲スト云。血熱

ノ眼疾ハ此物ニ石菖根ト加味シ、煎レ之重湯ヲ以テアタ、メ目ヲ洗フエ驗アリ。牛馬ノ

腹痛或ハ解毒藥トシ甚妙也。金瘡ニ傳テヨシ。ツケ 夷人コレヲ「カルシ」ト云。唐檜ヲ「シ

ユゲ」ト云。故ニ此物ヲシユゲカルシト云リ。東部夷地シコツニ多シ。「エブリコ」ト

ハ方俗ノ詞也。德廣案、此物白シテ塊ヲ爲ス。其味微辛世俗金瘡ノ藥トス。

仙源草 此草千軒嶽産ナリ。形狀剪秋羅ニ異ナラスシテ少ク丸シ。菊花ノゴトク重

ネ厚ク紺青色ナリ。六月末ニ開ク。千軒嶽ハ鬱金嶽ノ方言ナリ。上ニ見エタリ。予謾  
リニ仙源草ト名ク。花形如左。

花ノカサネアツク、徑リ一寸四五分、紺青色  
也。實藍也是色。葉センオウノ如ク丸クシテ長  
シ。根ハ實生ノ菊ノ生立三寸バカリアルガ如シ。



總長サ五六寸バカリ、タハマズ正直ナリ。

シヤク並ニウ 方俗シヤクト云者本名未詳。是變産ナラン歟。土民兒女其生皮ヲサ  
リ食フ。香氣甚シ。若皮ヲクラフトキハ唇タバレ痛ミニタヘズ。其時其皮ヲ霜トシ傳  
ル妙ナリ。又ニウト云草是ニ類シテ葉形似タリ。結毒發出ノ劑トナシテ可ナラン歟。  
是獨活ニ等キ性氣ナリ。中華ノ羌活ナルベキ歟疑ハシ。シヤクハ微シク臭氣ヲ兼タル  
所アリ。蓋シニウ三種アリト云。徳廣案、シヤク松前地方ニアリ。葉芹ノ如クシテ大  
ナリ。一種小シヤクト唱フルモノヤ、小也。花ハ予未見。土俗食之。ニウハ卷中ニ

見ヘタル「チシユキナ」ト同物ナルベシ。但ニウシヤク夷語カ。又土俗ノ稱歟未詳。  
ニウ長サ五六尺ニ及ブ。土民莖ノ皮ヲ去テ生ニテ食フ。其種アルヲ知ラズ。松前ニ  
アル所ノモノハヲシナベテ同種ノヤウナリ。

エゾユリ 是亦方俗ノ稱ナリ。形狀如左。白根ヨリ地上  
ニ出ル所四五寸ノ内ヲ食フベシ。ズイキノ如ク風味平和ナ  
リ。山野ニ多シ。



モソモン 即チ葎麻、方俗モソモト云。和名イラクサ。夷人ムルチト云。器物ナ  
ドノ紐ニ製スルモノナリ。

○熊

徳廣案ニ、夷地方ニ産スルモノハ熊也、眞熊ニアラズ。月ノ輪ナク、且毛色純黒ニ  
アラズ。大ナルモノハ八九尺ニ及ブ。其猛烈當ルベカラズ。膽ハ大ナレモ上品ニアラ  
ズト云。中國ニテ云黒手ト云モノナルベシ。腥氣アリ。和名抄、熊爾雅集註云、熊音碑和名  
之音碑和名久萬

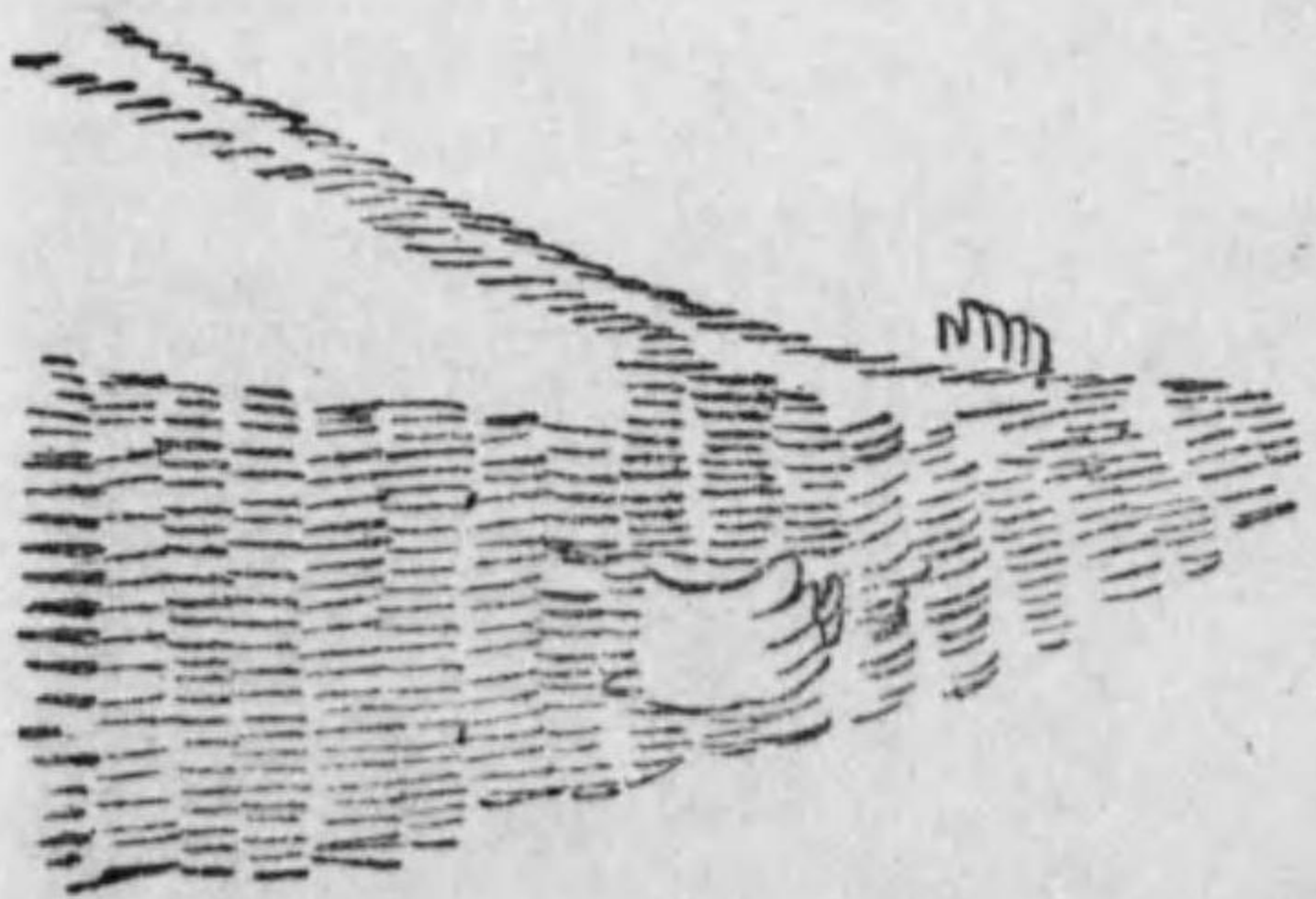
似熊而黃白。又猛烈多力能拔樹木者也。

○獵虎寫生

又ホフシユツベ、牡をピンネツフ、牝をマツネツフと云。

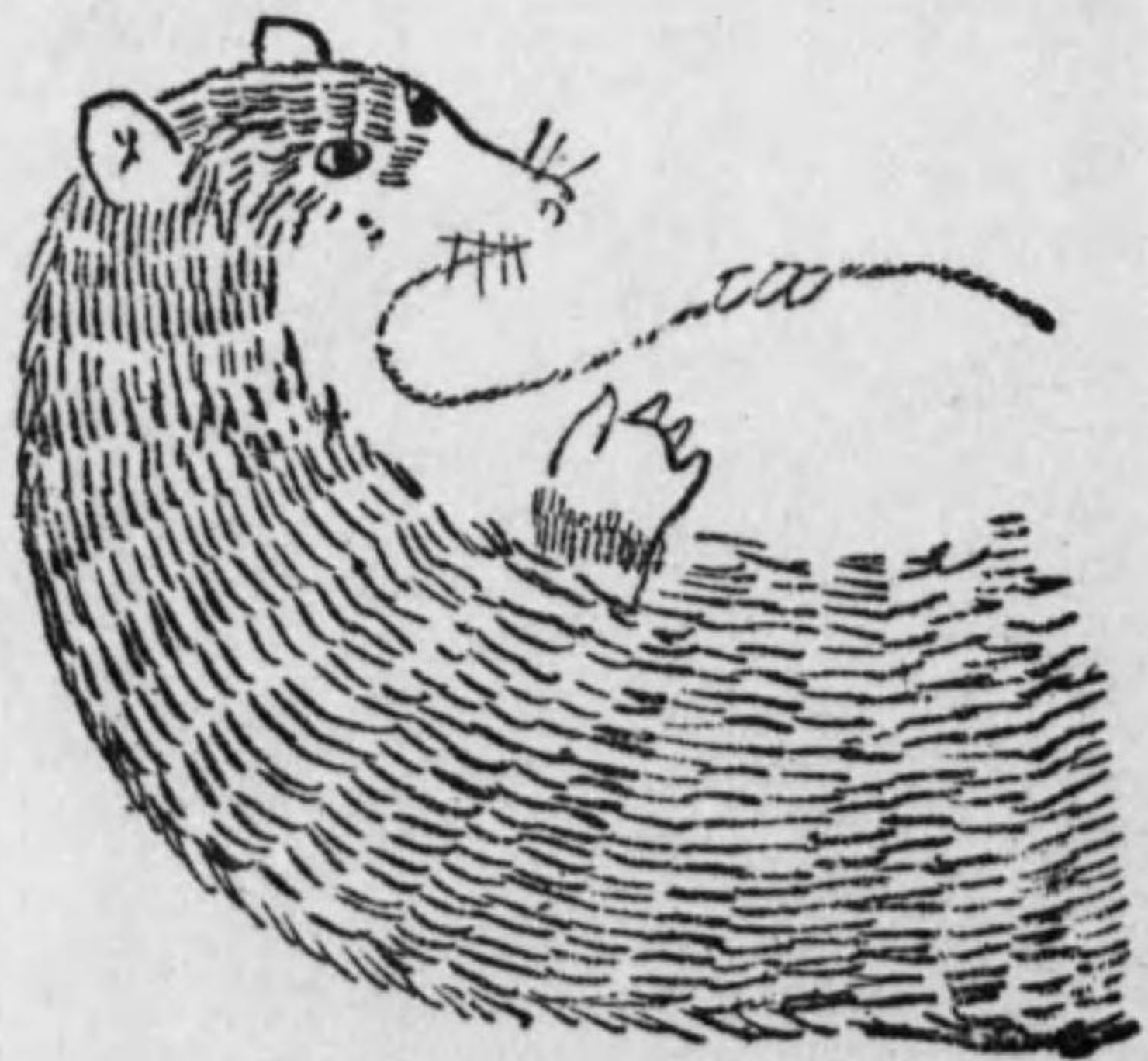
ウルツフ嶋一名ラツコ嶋エトロフ嶋ヨリ東北廿里に有。最上常矩初て渡り地圖を製り、エトロフ嶋クナジリ、キイタツフ邊の夷人、初夏より此島に渡りてラツコを得る。大いさ六七尺、毛厚く、縦横上下の別なく色紫黒、敷皮の絶品とす。ラツコ海上に浮時は腹を上にして浮遊せり。又嶼上にも登れり。

按、松前志云、時珍曰、遼東女直地面有海獺皮可供裘裘と云。女に據て海獺なるべしと云り。又曰、此獸我東北部ラツコ嶋に産て國人も亦其生を見ること罕也。夷人云、此獸三四月頃海岸の叢に子を産すと、常に海岩に遊ぶ。二足有り。前足短く、後足尾に連て蹠



有り、鰭の如し。短尾に貌海豹と異なり、其肉甚甘美也。然共、夏月は不美、能海底に沈没て好て海栗マキを採り、水上に於て仰て是を割り食ふ。夷人を見る時は便海栗を抱て仰ぎ流れ避く。夷人ヲツフを擲て是を突殺す云々。

其毛は一寸に至らず。大なる皮は上品少し。其毛潤色なくしられたり。疝痛有者其皮を腰に纏へば、其病瘥る事有。且壯年の男女も此皮を敷て氣血逆するの患なし。又痘瘡の時此皮を褥と



せば、其病甚輕と云。夷人或は此獸をウルブと云。故にウルブ嶋の名有。又譯人某云、ウルブ夷方の皮を指たる詞也とぞ。註云、又一説に鮭に似たる魚をウルブと云。魯西亞人は是をポーブラと云以上摘要。德廣按、此皮大者四五尺許、其形を以て推識れば

たしかに四足有るが如し。前文に云、二足にして後は鰭のごとしと不審。前足獸の如くにして、後足は魚鰭の如くなる者吾未聞也。思ふに此後足も前の如くにして只其脛の邊より肉鰭尾に連るを云るなるべし。

○ヲ、ネツプ寫生

ヲ、ネツプ

源本此圖

青色

之次、載

海豹腎

彩色  
全形  
微黃



補。按に、此物一種の海獸也。松前志に其種類を載たり。曰ボツキリ、アリネツプ、

ヲ、ネツプ、ホウマツプ、其牝ヲアモシツベイ、トバヲ云ウネウ、其牡ヲ云トント、海獺ヲタン

ヘクロ、アシカ、海獺也といふ。タンヘクロは老海狗にして甚異貌なりとも云。是胡廣也。和名抄に

獨犴なる者有り。是夷人の云トントなるべしと云ふ人有り。唐韻には犴者胡地の野犬

の名なりと有は是夷地極北カラト嶋北方のツナカイと云者なるべし云々。和漢三才圖

會云、襪豆布、按、此亦蝦夷海中有之、大四五尺、黑色毛短疎、其皮薄不堪爲褥、

止爲毛履、或爲鞍飾、亞熊障泥、然不上品。是何物を指て云にや。其實は未詳。恐

くは海豹を誤云にや。海豹白黒赤黄等の毛色あり。又其皮能く毛履障泥と爲。大和本草曰、ネツプと云者有、是海豹の

屬なるべし云々。

○タケリ

松前志、是即海狗腎也。今臘臍獸ノ別名トスルモノハ誤ナリ。古人曰、臘臍外腎陰乾百日、味甘香美也ト、夷人モ亦其生ヲ吸ヒ食フ。美味云ベカラズト云。積聚ニ驗ア

リト云へリ。要稿

桃洞遺筆。海獺、本州日高郡衣奈庄大引浦より地方を離ること四町許にして周圍百四十間餘の小嶋あり。毎年秋の土用前後には海獺此島に歸りて、春の土用前後には何れにか歸る。故に此島を往年より葦鹿嶋といふ。海獺は本草綱目に出る、和名葦鹿和名類聚抄〇夫木和歌鈔にあしか、とるる云々の歌あり。伊豫にては誤りてアジカといふ。

又ウミヲソ誤りてウミウソとも云。又ウミカブロといふ。小なるものは長さ五六尺、大なるものは一丈二三尺に至る。形圖のごとく、頭小く口尖り、齒牙犬の齒牙に似たり。目は大にして耳至て小く、吻鬚粗く長し。全身短毛あり。常品は其毛茶褐色あり。又白色黒白雜色蒼黒色もあり。左右の扁鬚爪ありて末に岐あり。尾は獸尾の如くにして至て小く、尾を狭みて又兩鬚あり。これにも爪五つありて末は分れて指の如し。奥州津輕にて此鬚をテツピといふ。又臘獸の鱗も奥州にて鐵毗と名け、食用にすること探藥使記にみえたり。此獸毎に人なきを窺ふて岩上に出て十四五尾より多きときは二三十尾も群居る。若人をみるときは忽鳴て群擧りて海中に

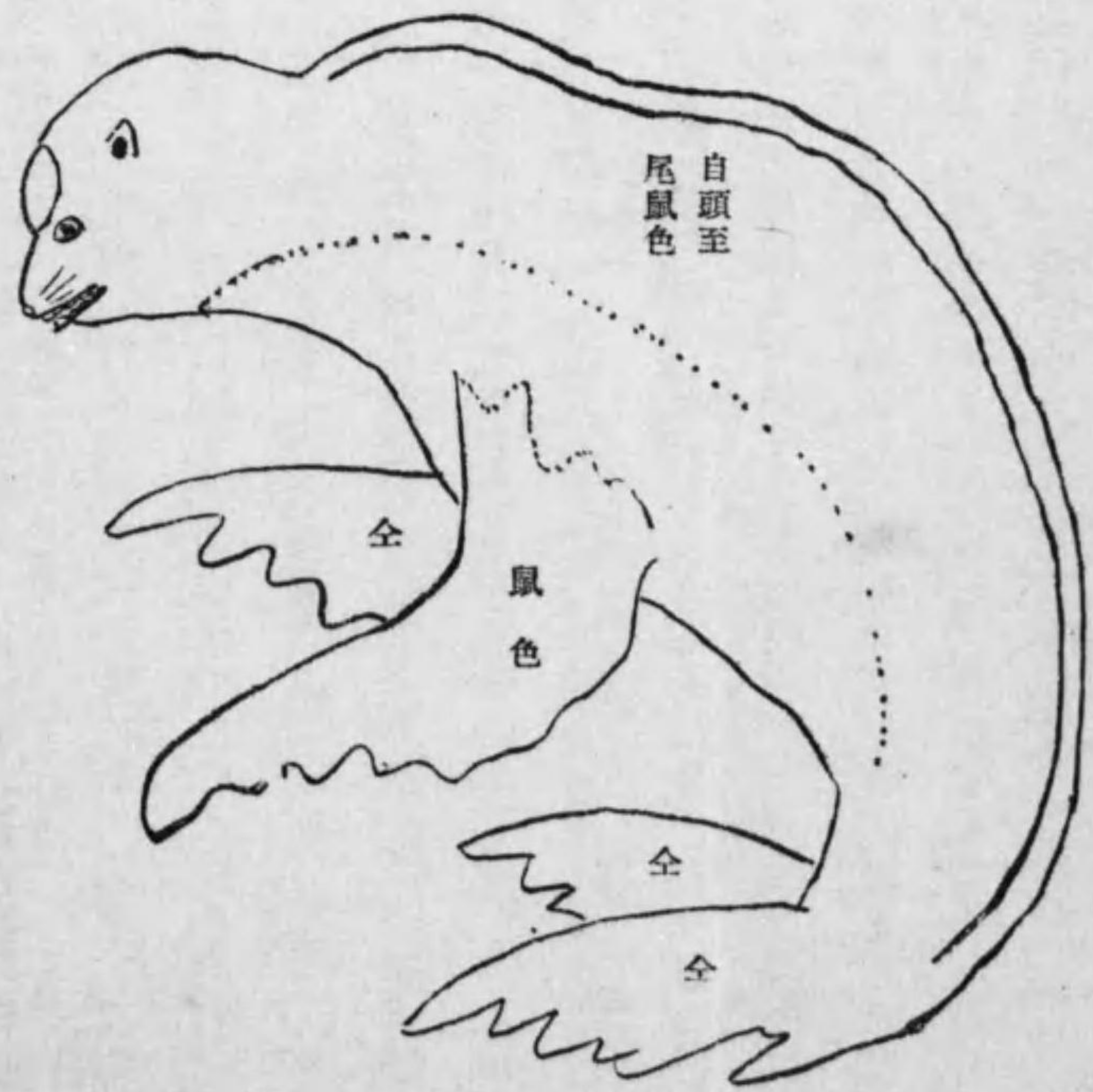
飛入る。一説に晝は石上に群をなして睡る。中に睡らずして窺ふもの一尾あり、人をみれば鳴て群を驚かし、悉く海中に飛入るといふ。此説然るや否やをしらず、俗諺にアシカの番といふはこれよりいづるなり。海中を行時は半身を水上にあらはし立て潮を飛し行く甚畏るべき状なり。鳥銃を以て打捉る。皮は褥となし、或は馬具に用ひ、或は荷包に製す。肉は剛くして味佳ならず。本草に主治を缺く。東豎寶鑑に曰、味鹹無毒、土人食魚、中毒魚骨傷人、及喉鯁不下者、時珍食物本草に曰、味鹹甘平無毒、食之消腫及癭瘤邪氣結核、骨燒灰服治鼓脹腫滿、又脂は金瘡に傳ツケて良なり。直云、一説に海獺の大なるものを蝦夷にてトバと云といへり。又本居宣長の古事記傳に書記の海獺此云美智釋日本紀に海獺を海馬也と注せるは誤なり。海馬は和座詳ならず。海獺は山東通志に、出文登縣海中、狀如鹽、常於秋月登嶋產乳、其皮製爲雨具、水不能潤とあり。貝原翁は此文をひきてトバに充る也。今暫く此説に順ふ。とあるをひき、紀の國の阿志加は思ふにこれ海獺なるべしといへり。按にトバとミチとは同物なり。今も阿州にてはトバをミチといふよし聞けり。アシカとは同類にして別物なり。形海獺アシカより大にして體は瘦せ、其毛淡茶色にして、左右の鰭は海獺よりは短し。これをもて異とす。此外に海豹、獵虎、臘獸其餘海獺に類へる海獸甚多し。別に記す。

○海<sup>ア</sup>獺<sup>シカ</sup>

徳廣案、松前方俗云トコロノト  
ハ大サ馬ノ如ク、其毛色褐色ナ  
リト云。委シキコハ雖レ不知コレ  
海獺ト同物歟。

臘肭獸ハ鹹藏シタルヲ見シモノ  
、話ニ、其貌猫ノゴトクニメ大サ  
一尺許、四鰭アリ、鼠色也ト云。  
委シキコハ予未レ見、此物ハ云ヒガ  
タシトイヘドモ因ニ爰ニ記ス。

臘肭獸、松前志云、ヲツトセイは  
魚に非ず、獸に非ず、海中の奇物



也。一名骨貓又海狗と稱す。又臘肭臍と云は其臍を連て取の名稱なり。是即其外腎也。  
然共タケリを取には其臍を連ねてとるには非ず云々。夷人此物をウネウと云。其陰莖  
をチイと云。此獸東部エトモよりエサシの間に出又外の東海中にも有と云。此獸胎生  
す。長短老幼に依て其名を異にすと云。元より同種異形有て其大凡を擧れば「ボツキリ」  
アリ、「オホネツク」アリ、「ホウマツフ」アリ、其牝ラスト、トマヲ云ト  
モイヘリ。「アモシツペイ」アリ、モ云ヘリ。  
「ウネリ」アリ、其牡ヲ云、「トンド」アリ、トモイヘリ。海獺「タンベクロ」アリ、アシ  
カ」アリ、海獺也  
ト云フ。タンベクロハ老海狗ニシテ甚異貌ナリトモ云。

和名抄葦鹿、本朝式云、葦鹿皮 和名阿之加  
見子陸奥出羽交易雜物中一矣。本文未詳。

○獨犴 唐韻云犴 俄塞及又音岸、今按、和名未詳。但本朝式云、葦  
鹿皮獨犴皮云々犴音如、簡此名所、出亦未詳。 胡地野犬名也。

又曰、此物性補益力量有こと諸獸肉の能く及所に非ず、況其外腎に於や云々。本  
草中の説各得たる有得ざる有。皆推量の説也。然ども其功能は補益すと書けり。吾臘  
肭臍を鹹藏したるを見し者の言を聞に、其大サ二三尺許、肉鰭有て貌猫の如しと云り。



○水豹アザラシ 松前志云、順ノ和名抄ニ水豹ヲアザラシト訓ズ、是也云々。其肉性味海狗に劣れり。尤食べきの貴品に非ず。其皮濕氣有故に鐵刀類の囊と爲せば、忽ち錆を生ずること有。皮章に鼈甲文あり。小字文有るべつかふ文を上品とす。其大なる者五六尺あり、夷方名ケテトカラト云ヘリ。夷住ノ地ニヨリテ其名タガヘルコアリ。按に、此皮油多く毛疎にして用にたへず。然共其文黑白赤黄等の異有て、愛す可き物もあり。

○海驢アシカ 古事記海驢を美知と訓ず。本居大人の説に今の葦鹿なるべしと。和漢三才圖會云、處々海中有之、大如馬四足、每好眠、出島洲ニ鼾睡摘。和名抄云。

水豹 文選西京賦云、掄水豹和名阿左良之

本朝式云、葦鹿皮和名阿之加、見于陸奥出羽交易雜物中矣、本文未詳。亦諸書にト、を以て海驢に當つ。恐らくは誤に近し。又ト、其大なる者四五尺より一丈餘の者有と云。此獸亦眠を好て鼾聲甚高しと。夫木集に「我戀はとゞの寝流れさめやらぬ夢なりながら絶や果なむ」合て是を考れば葦鹿と似たり。恐らくは本邦の葦鹿を夷言に

ト、と云て本同物なるにや有らむ。吾未見登々、海驢之形狀は明に辨じ難し。

○ウトフ ウトフハ他國ノ稱ニシテ本名善知鳥ナリ。方俗コレヲツナギドリト云。又ハナドリト云。海鳥也。此鳥海中ニ没シテ魚ヲトリテ其鬚ノ鼻トオボシキ處ニヒキカケツナギ出テ其魚ヲ食フ故、カクナヅケタルニヤ。舊記中ニ小島ノ花鳥ト出タル此鳥ナリ。花ハ鼻ナルベシ。此鳥西部小島ニワケテ多シ。稻若水説ニ、奥州津輕外ノ濱邊ニ此鳥多シトイヘリ。大和本草ニモミヘタリ。此鳥鼈ノ類ニシテ鵠ニ似タリ。其羽毛黒クシテ鬚足赤シ。日没セントセバ海岸ノ叢ヲ宿リトス。海人棒ヲ以テ打捕ヘコレヲ食フ。是甚キガ故ナリ。其肉モ亦美ナリト云。藻鹽草ニ「子ヲオモフ涙ノ雨ノ笠ノ上ニカ、ルモワビシヤスカタノトリ」太神宮ヘウトウヤスカタト云鳥ヲトリテ三角柏ト云樹ニ備テ、神供ニ奉ルトイヘリ。ヤスカタハ津輕青森ノ地名ナリ。德廣按、津輕郡青森ニ安方町アリ。サレ共未聞有<sub>レ</sub>此鳥<sub>一</sub>。

○トシヒ

是亦舊記ニ所<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>其形狀不<sub>レ</sub>詳。近ゴロ明和乙丙ノ年ニヤアリケン。東部大澤山中ヨリ栗鼠ニ類セル小獸ヲ出セルヲ視シニ、毛色深鐵ニシテ尾長六七寸、幅五六分ニシテ平打ノ紐ノ如シ。コレヲ卷テ其頭ヲ蓋フ。文字ニ何トカクニヤ。トシト云小獸ハ如<sub>レ</sub>此モノナリト聞ケリ。トンヒ、疑ラクハ此ヲ云乎。然ドモ舊記ノ説ヲ考ルニ、キハメテ小獸ニテハアルマジキ也。德廣案、コレ恐ラクハ日光山ニアリト云モ、クハ又モ、トリ歟。予往年此獸ヲミル。實ニ此説ト符合ス。又安永中福山城庫中ニ一小奇獸出タリ。其形狀鼠ノ如クニシテ後足三アリ。又福山庫外ニ白鼠ニ類セルモノ出タリ。全體純白ニシテ鼠ニ比スレバ細長ナリ。尾長サ僅ニ五六分アリ。此ニ物其名稱ヲシルベカラズ。德廣案、此一小白獸ハ十俗「サチハ」ト呼モノ也。然ルニ廣長其名稱ヲ知ラザルハ不審シ。鼠ノ類ニ非ズ、鼬ノ類ナルベシ。其形狀音聲全ク鼬ニ似タリ。且臭氣アリ、大サ六七寸許。白色褐色ノモノアリ。石垣土手ナドニ住ムトイヘリ。本名未詳。此獸予文久三年十一月中旬蝦夷風土記ヲ草シ畢ルノ夜、是ヲ家内ニ得タリ。一日ニシテ死ス。故ニ今圖ヲ舉グ。

大サ六七寸許、純白色。又庫中ニ藏スル所ノ此物ノ皮アリ、褐色ニシテ大サ同ジ。



其體伸縮細長如<sub>レ</sub>鼬頭圓似<sub>レ</sub>鼬尾五六分

松前志。ト<sub>ハ</sub>並アシカ 古人曰、ト<sub>ハ</sub>ハ山東志ニ出ルトコロ、海驢ナルベシト。誠ニシカラシカ。其大ナルモノ四五尺ヨリ一丈餘ノ物アリト云々。我國古ヨリシテト<sub>ハ</sub>ト云ルハ夷方ノ「トンド」ト云ルヨリ云傳ヘタルベシ。然ドモ夷人ノ本名ヲ云ヘルハ「エタシ」ト云ヒ、又「アモシツペイ」ト云。各形狀ノ小異ニ依テ其名等キアリ、又タガヘルアリ云々。此獸眠ヲ好ミ、海上ニ浮流シ眠ル。其鼾音牛ノ聲ノ如クシテ山海ニ響ク。サレバ古歌ニモ「我戀ハト<sub>ハ</sub>ノネナガレサメヤラヌ」トハヨメリ。又、アシカア

リ、別物也云々。夷人ト、ノ膏ヲ以テ燈油ヲ製ス。又其腹中ニアル一小石ハ奇功アルモノ、ヨシヲキケリ。

或云、東部夷地浦川海獸アリ、陸地ニ上リ犬トタ、カフ。其鼻トオボシキ處。如此。口中上齒二枚下齒四枚アリト、何物タルコト未詳。藩士北川氏語之。又方俗夷人共雪中所用トナリト稱スルモノアリ。ト、獸ノ皮ニシテ櫛ナルモノ、紐トス。亦乘馬ヲ厩ニ繫グニ甚便利ナリ。尤武用トスルニ足レリ。

○ホツキリ 是海獸ナリ。ホツキリハ夷人ノ稱ナリ。東海中ニ出ヅ。長大ナルハ二尺ヨリ三尺ニイタル。幅二尺アマリ有リ。其皮色純白ナリ。或人云、此物海豹胎子ナリト、夷人云別獸ナリト、其是非未詳。或水豹子ヲ氷上ニ産ス。黒毛ヲ生ゼザルモノハ即チホツキリ也ト。此獸毛ヲ染ルニ其粉色ヲ出スコト妙ナリ。異國羅紗ハキハメテ此獸毛ヲ織タルナラン。貨財部ニ所著ノレタル（其袖ニヌイツケタル毛織ノモノ即チ此獸毛ヲ染タルヲ用ユレバ也。見下）然則ホツキリハ水豹ノ胎子ノ生ジテ未ダ黒毛ヲ生ゼザ

ルモノナランカ、ハカリガタシ。

○コマシマ 是北韃ヨリ傳來セル獸皮ナリ。其本名未詳。余コレヲ熟視スルニキワメテ小皮也。長サ一尺許、幅五六寸、毛五六分許、毛サキヨレタルモノヲ多ク縫合セタルモノナリ。故表皮一張長サ三四尺アリ。其色黒漆ノ如クニシテ潤光甚シ。美觀云ベカラズ。此物決テ和俗所謂獅犬スライケンナルベク思ハル。蝦夷通辭圓七ナルモノ云、昔シ此物ノ黒白ノ斑ナルモノヲ見タリトゾ。又藩士目谷生夷地西北部ソウヤニテ見タルハ黒白ノ皮ヲ縫合タルヨシ、此獸甚希有ナルモノナリト云ヘリ、イカバアランヤ。

○ホウイヌ 山獸ナリ。方俗或ハキネズミト云。形狀毛色狐ニ似テ長サ二尺バカリ。口尖リ、尾四五寸アリ。蓋ホウイヌトハ夷人ノ稱ニアルベカラズ。鬱木ノウチニスメリ。是疑ラクハ木狗ノ類歟。東部夷地ニ多シ。或云此物南部地方ニ云「マミ」ナリ。ヤミハ孺ニシテ此物ニアルベカラズ。和名抄ニ唐韻ヲ引テ、貂有ニ黒黃貂ニ出ニ東北夷、然則是黃貂ナルベキ歟。又別ニオ、イヌアリ。是西部夷地ヨリ出ヅ。南部地方ノモノト

同ジ。夷人コレヲカムイト云。カムイハ神ヲサシタル詞也。又南留別志ニ射干アリ。狐ニ似テ木ニ登ルモノナリト云ヘリ。

塵史 山中人説、獵者嘗取麝糞、日乾之、每得麝、裁四肘皮、剖臍、香雜、乾糞、實之最大、所謂當門子者即預採飛蟲、去首足翅、日乾以用之。是一麝獲五臍之利、蟲之性不良可知也。醫者司徒主管言、市臍宜置諸懷中、以氣溫之、久而視之、手指按之、柔軟者真也、堅實者偽也。德廣按、蝦夷地邦伐木者往々於山中得麝糞、香氣甚似真麝臍云。文政年中於西部夷也得生麝。雖然、唐土所稱之與麝甚有異云、是所謂靈猫者也。家祖命醫令蓄之、載于別記。

○ジャカウネコ 即チ靈猫深山ノ鬱木ノ中ニヌメリ。鼾聲高クシテ人ヲ見ル時ハ逃走ス。飛鳥ニ異ナラス。其糞甚香氣アリテ近邊ニ薰ズ。形狀似狐。其體細キヨシ、予ガ僕コレヲ語ル。又東部シリウチ深山石門アリテ大熊スメリト、イカバアランヤ。土民ノ云フコト取ニタラズトイヘドモ、斯ニコレヲ記ス。

○ニシン ニシン形狀カシラヨリオイトメニイタルマデ一尺バカリ、其色白銀ニ異ナラス。背通り鷹背色也。死スレバ眼色紅ナリ。德廣案ニ、鯡ハ津輕南部地ニモアルヨシ聞ケドモ、我邦ノ如ク多カラズトキ、タリ。乾シテ四方へ出ス一人ノ知ル所ナリ。又鯡ハ天然ト松前地方ニ屬スル魚ニシテ、若シ領主政正シク、能ク國內ノ神祇ヲ崇敬スレバ、必ラズ大獵魚アルベキ故アリ。雖然、コレ等ノコトミダリニ口ヲ開ケバ、狂人ニ似タレバ、暫ク爰ニ其故ヲ缺テ別ニ記スベシ。

鯡獵ヲ祈ル蝦夷双紙ニ南部佐井村大聖院ト云山伏祈リテ其驗ナク、漁人等損ヲモシ由記シタリ。

○ラチャ 方俗コレヲラチャト云。鰈ト鱒ト間ノ魚也。故形狀モ又相類ス。奔鯡ニモヒトシ。其色白銀ノゴトク、其肉厚シテ深紅ナリ。ウロコ銀箔ノゴトク手ニツクナリ。味美ナル云ベカラズ。本名未詳。此魚齒ナシ。秋鮭魚ニ交リテ出ヅ。予ガ採邑覃部ノ海ニモアリ。然ドモ甚稀ナリ。西部夷地イシカリ邊ニハ多クアルベキナリ。

東部ウラカハシフサリ邊ノ夷人ハ其名ヲチライト云リ。東部シコツ夷人此魚ヲケナフ  
 尾云フ。

○カスベ 方俗ノ稱ナリ。コレ即チカスエイノ略言ナラン。夷人コレヲウゲツブト  
 云。エイハ海鵜魚ナリ。又鱧ノ字ヲ用ユ。然ドモ此物同類異形ナリ。其證尾ノ尖ニ針  
 ナシ。鱧ヲ夷方ニアイスセト云ヘリ。カラカヒハ亦別物也。

○オキナ 夷方大鯨ヲオキナト號シ、神ノゴトク恐レ崇ブナリ。文選ノ大鯨アリ是  
 乎。華本ノ三才圖會ニ、崔豹ガ古今註ヲ引テ云、鯨大者長千里ト。是即オキナ也。和漢  
 三才圖會ニ崔豹ガ説甚妄也ト。是却テ管見之説也。尋常ノ酒鱸ニ數十倍アルヲ紅毛人  
 ワルヘスト云ヨシ、中華ニコレヲ海翁トイヘリ。サレバオキナハ即海翁ノ意ニテ、方  
 俗ノ命名タルナルベシ。夷人實ハコレヲヤツイインタト云ヘリ。此物夷地東北海洋中ニ  
 アリ。此魚海上ニ浮バントセバ、二三日以前ヨリ海水自然トクロミツタリ、大洋肅然  
 タリ。其時夷人舟ヲカクシ、戸ヲサシテ、畏レツ、シムコト甚シ。其形ヲ顯ストキハ忽然

トシテ大山ノ尖出セルガゴトク、日ヲ經テ退カズ。時ニ風波ノ動搖スルコト夥シ。其大  
 ナルハ數十里ニワタリ、海水コレガ爲ニ溢ル、ガ如シトイヘリ。莊子北冥有魚其名爲  
 鯤、々之大不知其幾千里也ト。然則大洋海中如何ナル海獸大魚アランモハカリガタ  
 シ。異物志ニ雄者爲鯨、雌者爲鯢、其大者亦然。或死於砂上、得之者皆无目。俗  
 云其目化爲明珠、蓋其死也、有彗星應之コレヲ以、其奇魚異物タルコト知ベシ。五  
 雜俎中神異經ノ説アリ見ルベシ。元祿五年壬申夏五月西部シマコマキノ蝦夷オキナノ  
 牙ヲ領主ヘ呈セシコト舊記ニミヘタリ。惜哉、其形ヲ記セザルコトヲ。

○カミ 此魚大洋中ニアリ。夷方コレヲフンベト云。カミトハ方俗ノ稱セル也。白  
 石コレヲ劍魚トス。東部シブサリ邊ノ蝦夷ハコレヲシイタムマルベト云。此魚群リテ  
 生鯨ヲ食フコト禽獸ニ武ノ生ズルガ如シト云。又舟ヲモクイキルトイヘリ。鰭アリテ逆  
 立リ。大鯨モコレガ爲ニ死シテ海濱ニ漂着ス。方俗コレヲカミキリノ鯨ト云。其大ナ  
 ルハ一丈ニ近シ。按ルニ、是即チ鵝尾ナルベシ。今魚虎ヲシヤチホコト訓ズルハ非ナ

リト篤信イヘリ。或云シヤチホコ龍頭魚ナリト。未詳。或云此魚小魚ナリト。疑ラクハ誤リナラン。夷地東部アツケシノ蝦夷カミ魚ノ牙ナリトテ所持セルヲ、予求メタルニ小物ニハアラザルナリ。徳廣案、此カミハ西國ニテ云タカマツト云モノナリ。其形小鯨ノ如クニシテ潮吹アリ。鯨ノ食フモノナリ。今藩地ノ賣物ニシヤチホコノ牙ナリト云モノアリ。猪ノ牙ノ如ク長サ四五寸許アリ。人印材又根付トス。今城上ニ載スルシヤチホコト云モノハ、古クハ聞カズ。唐土ノ製ヨリ移レルナルベシ。今此魚象レルニハ非ズ。九龍子アルノ説ニヨリテ鴟吻ニ當ルモ然ルベキ説ナリ。サレドモコレハタマ天井ニ藻ヲ畫ク例ト同ジク、屋上ニ魚ノ形ヲ作りテ火災ノ壓術トセシモノ歟。鴟吻ト云ハ其魚ノ形反リテ鴟ノ嘴ノ如クナレバ然云歟。又鴟尾トハ吻ヲ略言シテ屋ノ左右尾トモ云ベキ所ニ付タレバシカ云歟。又タマ其魚形ヲサシテ尾トモ云ベシ。又シヤチホコハ俗語ナルベシ。シヤチトハ逆ノ轉<sup>サカ</sup>ジタルニテ、ホコトハ總テ物ノスルドク立タルヲホコト云。予ヲホコト云モ意ハ同ジ。サレバシヤチホコトハサカホコノウツレルナ

ルベシ。

ホツケ 此魚本名未詳。形狀アブラコ魚ニ似タリ。春二三月鯨魚ニツヰキテ海岸ニ來ル。網ヲ以テコレヲ取ル、發物ナリ。味アブラコ魚ニハ稍々劣レリ。津輕ニモ罕ニアリ。ホツキト云ヘリ。南部仙臺ニハ此魚ナシト云、イカバアランヤ。ニシンノゴトク是ヲ乾シ、他國へ送ル。尤上品ノ魚ニ非ズ。蓋シ此魚ニ限リテ季春ヨリ夏ニ延テ肉肥テ味美ナリ。ニシン、サケ、マスノ類ハ初メニ出ルモノ、肉厚ク美味ナリ。方俗都テハシリト云リ。アブラコ方俗ノ稱アイナメ魚ノ類ナリ。

○「ゴツコ」 コレ方俗ノ詞ナリ。或コレヲ福魚トス。鯨ニ先立テ出ルガ故ナリ。或人云、武州邊ニテ是ヲ一分魚ト云ヨシ、如何アランヤ。夷方アカムコツチムトイヘリ。尤下品ノ魚也。圖如<sup>レ</sup>左。

「ソイ」方俗ソイト云、是夷方ノ詞ニノ即チ藻魚ナリ。或ハ鱸魚ノ字ヲ用ユ。東西夷地海中甚ダ多シ。鹽干シテ獻上品ニ入レリ。是海魚中ノ平和ナルモノナリ。他國ノ赤

魚ト云、此方ノアカゾイナリ。是尤別魚ナリ。又同種類ナガラソイ、コメノコソイ、アリヒラソイアリ。各肉糕トナスベシ。

德廣云。我夷地方魚アレドモ其種類甚多カラズ。只勝レテ多ク得ルヲ以テ他邦ニ名アリ。其魚肉硬ク、膏カタク臭氣アリテ佳ナラズ。津輕地ニ至テ

其三馬屋迫門ノ最近キ所、七八里バカリ有ト云。

得ル所ノ魚ハ風味然ラズ。東土ノ魚ト等シ。又棘鬣魚夷邦甚罕ナリ。時ニ有トイヘドモ其味異ナリ。又瘤鯛ト云フアリ。常ノ鯛ニシテ鼻ノ上ト覺シキ所ニ瘤ノ如キモノアリ。故ニ名ク。是迫門ノ急潮ヲ越ルモノニシテ、所謂鳴戸鯛ノ類ナルベシ。然ドモ肉硬ク其味ハ美ナラズ。津輕外ヶ濱ニ至リテ鯛多ク味モ亦美也。是ヲ以テ考レバ、松前ト津輕郡トノ間ナリ。迫門ノ急潮ヲ以テ自カラ海中堺ヲ爲ニ似タリ。纔ニ七八里ノ間ナレドモ津輕ト松前ニテハ海ノ模様モ大ニ變リテ、夷地ハ潮汐荒シ。其異ヲ知ベシ。又貝類ハ大抵地方ノモノニ異ルヲナシ。蛤ハ箱館ニアリ、他ニアルヲ聞カズ。蠣ハ西部夷地ニアル所アリ。甚大ニシテ六七寸、一尺ニ至ルアリト。其味亦美ナリ。海老ハ

ナシ。タゞ夷地ニコレヲ出ス所アリ。雖レ然甚少カリ。

箱館ハ入海エシテ氣候又和ナリトリテ故ニ蛤アリ、鱸殘魚アリ、亦近村文月村ニ小梨アリ、又微物トイヘドモ莎雞キリグスアリ。コレ等ミナ他ニ無キ所ナリ。以テ其氣候ノヤ、和ナルヲ知ベシ。松前地方ノ三津第一ニ箱館ナリ。其海入江ニシテ風波ノ難少ク、又山野田畠ニ宜ク、且城地ト爲スベキ要害ノ所アリト、後世公ノ政地トナルモ又宜也。第二松前、第三江差ナルベシ。



蝦夷嶋奇觀補註 下

源阿曾美德廣編集

○ウカラ稽古 又ウカ  
リヒ云

夷人暇有ときウカラと云事を稽古す。大さ三尺餘の槌を人毎に所持し、家の内に懸置けり。扱各寄集り背に皮薦の類を負ひ打合て稽古するなり。此地いまだ文字なし。喧嘩口論の後、誤證文をかく易カハリに所持する寶物を遣して中直りするをツクノイと云。又盜賊女犯の罪も同じ。其事の輕重に依て寶數を取て許容す。

扱、寶出さずしてウカラ爲むと云ときは雙方親屬集り、先罪を犯したる者を槌にて三度打、次に相手の者も相互ひに打れて安全なればツクノイに不及。其強弱に依て只

一打にて轉死する者有。又半死の病者と成るあり。浮身練達の者はいくたび打たるとも安然たり。此故に平常稽古怠慢なく勤る事なり。ウカラする時婦女は笹の葉に水をつけ、打るゝ者に振かけとぎの聲へウタケ上て補助す。

按、是乃ち本邦の笞刑なり。罪有てこれに償を出して其刑を免る者は則我邦上古の風習自ら存せりと云べし。雖<sup>レ</sup>然、是を以て常に習練するは奈何ぞや。これ夷邦の俗情笑べきなり。

補。松前志云、夷中變有て親族會議せむとする時は、女子并立て聲を放て大に叫ぶ。其聲甚高うして、數里に聞ゆるが故に、諸方の親族朋友忽群集を爲と云。是をベウタキと云へり。

按、猿鹿犬等聲を發して皆其屬を集む。是所謂長嘯一聲して其族を會する者なり。夷方にて不義を爲し或は罪有ものには寶物を出さするを法とす。是をツクナイと云。法に背て錢を出さゞれば鬪争に及ぶ也。其時は毒箭を放ち槍を横たへ戰を爲也。故に大



邑の會豪たる者は必ず一郭の高山をチャシ按、本邦城柵を左と名付て此に據るなり云々。志と訓其言相近し

蝦夷隨筆云、ス、と云物有り。長さ二尺許の棒七寸許の内にて鋌を回りに打、丈夫

に作たる者也。ス、打とて夷中嗜む所の俗也。武士の兵法のごとくに幼年より稽古せ

り。打様の手心、修練、打るゝ者の受

身互に稽古を爲事也。是を用る者鬱憤

有て打果す程のことに及たる時、扱の

者入て和談せしめ、遺恨無爲に互に打

と云り。

蝦夷談筆記云、スツ打の様子打れ候

もの三尺手拭稽古に非る時は皮類を不用。三尺手拭恐らくは先々云所の

皮藁の類を誤云 兩端を兩の手にとり、首

に懸け、肩をぬぎ候て、廿間許先より



此圖當有補之上、已下大略畫、後日宜據原本正之。

聲をかけ、小躍して廻りゝゝ進み候。

打候者其跡よりスツを振上候て、是も

同じく小躍して元氣の十分に満候節、

打たれ候もの是と踏違ひ、受身に立止

り、別の人打るゝもの前に踏違て立、

打るゝ者の兩臂をとらへ、その小腹に

當とらまへ申候。如斯せざれば打倒る

ゝ由なり。其時打者のしかゝり候て十

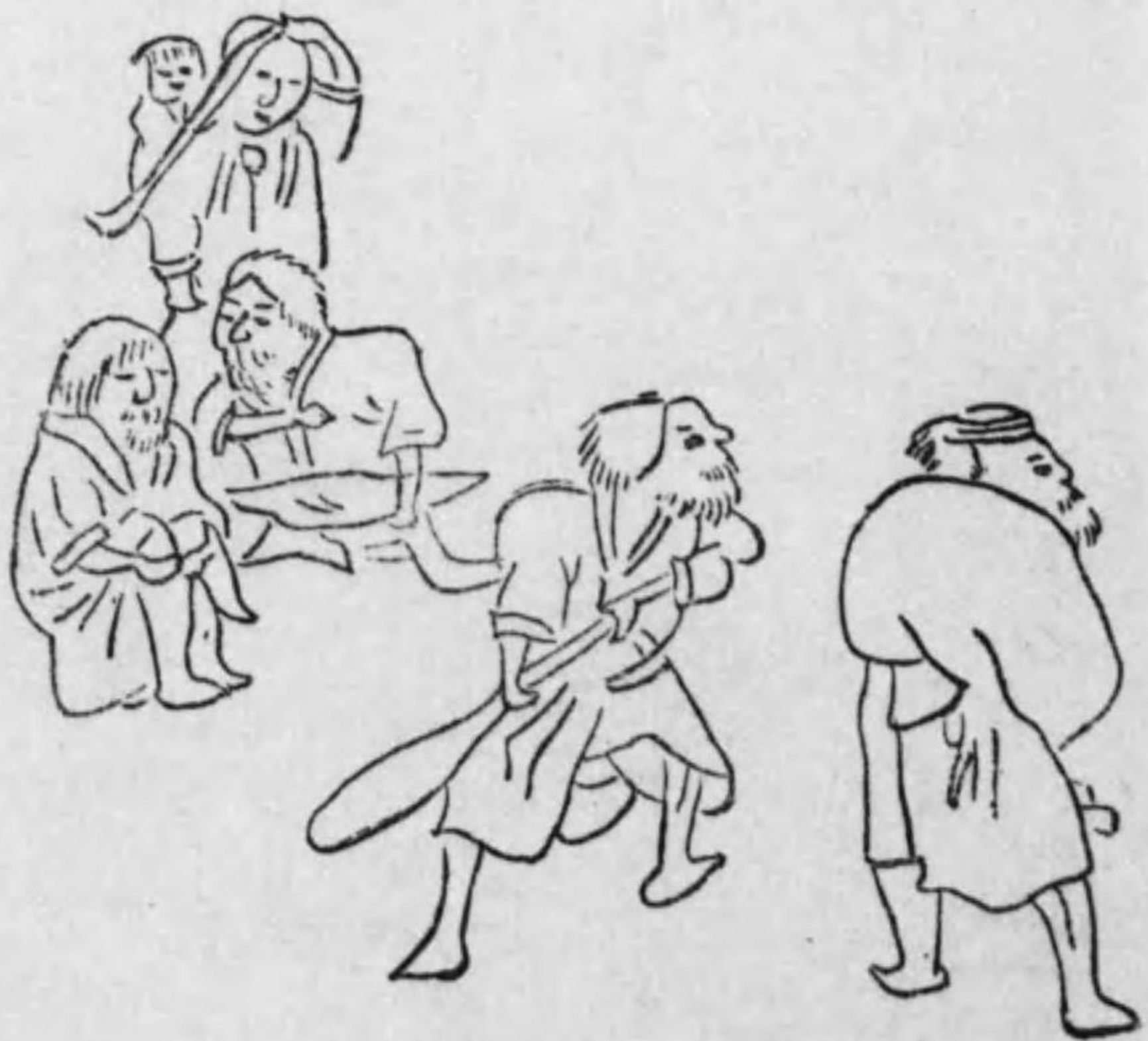
分に打申候。その勢筆につくし難く、

能見物事にて御座候。痛不申候様にと

斷候故、スツを布にて卷申候。彼國の罪人有

之時大勢集りて右のごとく咎め、輕重に

依り打數多少有之候由。又いさかひの時もスツにて打合候由。小勢成る方争ひ難成



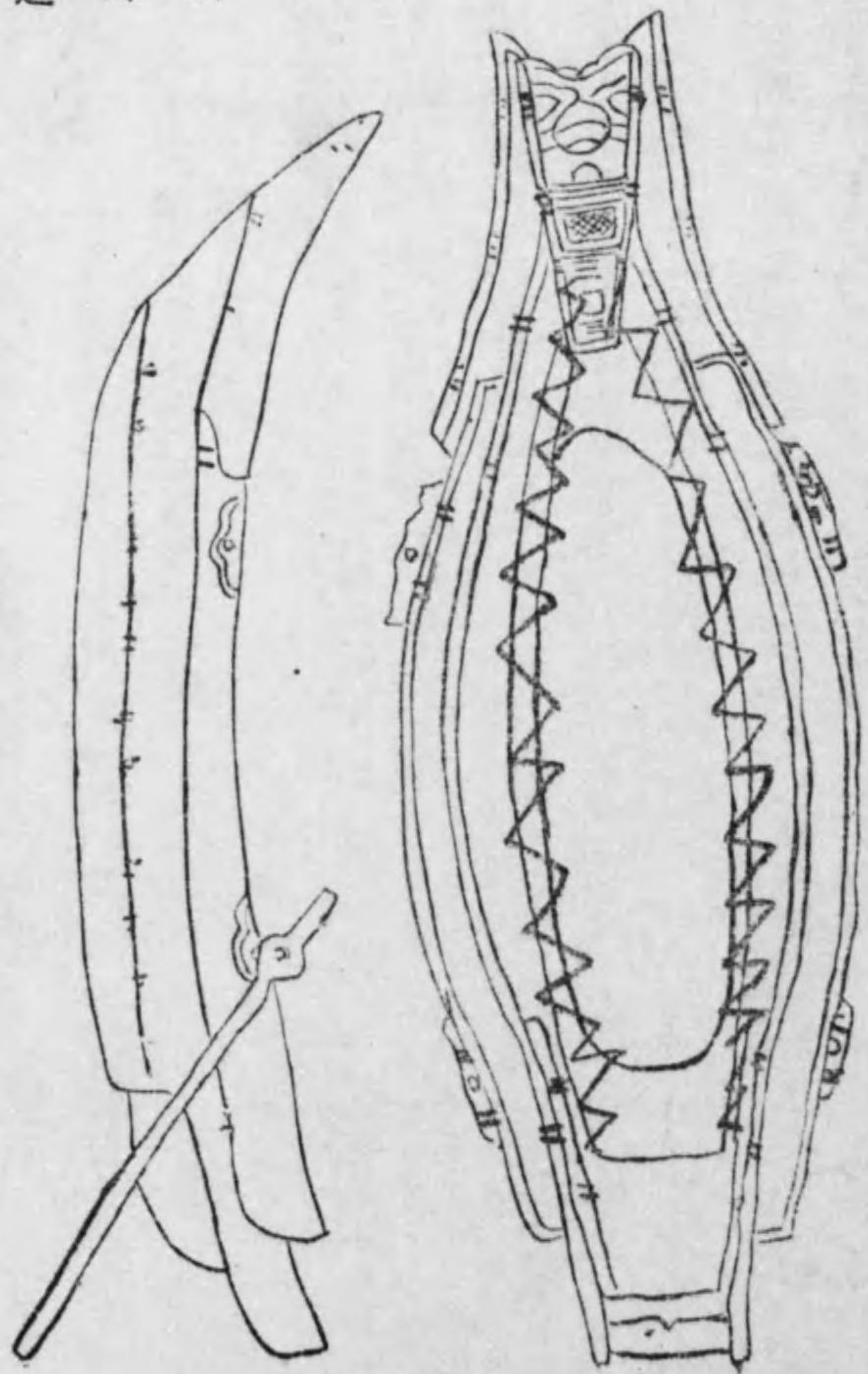
と存候得ば、ツクノイ出し候而詫言仕候由也。斯様之節はメノコシも脇より聲を掛けて力を添へ、打るゝ人の顔へ水をそゝぎなど仕由、背を打ち絶入候事も有之、打様受様五六歳の時より打習ふ。皮を脊中に懸て請習ふよし。痛強くて打殺さるゝ手心を習ふを第一とする由なり。

○ニヨエン 又ケウエウ  
ムーウ云

是は酋長等遠處に至り海陸ともに歸りたる時行ふ事なり。先沖に歸船見れば、其處の老若男女圖の如く、太刀棒槍の屬拔きつれゝ女はベウタケ 鯨波の如く、ホイゝ、とあわれに呼ぶなり。 を



揚げ、男はかけ聲ホッホッと罾り、渚をあなたこなたへ千鳥掛に歩き舟の方に進む。舟よりも是を見者太刀槍抜放し掛聲烈しく舟を進め、又舟を二度漕廻せば



底ホリヌキ四邊ノ木ハ木皮ヲ用テ縫合ス

陸の者もくるり／＼廻りて凡一二町引退く。其間に舟を渚につなぎ、皆／＼太刀振かざし進み行く。向ふよりも段／＼來り合て劔戟を打合せ、鯨波を上て左右へさつと分る。其中に従僕ども席を設け置き、各座に付て禮式の如くなし。互に安全を語れり。

按、此事何の故を不知、恐くは歡喜舞躍の意歟。

○サイモン

婦人等密淫或陰惡等の名有ときは、其有無を爭論して後神に誓ひ、熱湯を作り湯中に小石三つ入て、是を探り取らしむ。陰惡なき者は手依然として腐爛せずとぞ。婦女等はまゝ腐爛して生涯廢人と爲る者も有。サイモンの語解し難し。日本記應神天皇之條、武内宿禰甘美内宿禰と誓の段見合すべし。源本引此文ニ予寫スル時略シテ如此書クルナリ。

奇觀云、按ずるに神に奉る祭文の轉名ならん歟。

按、是上代の遺風也。蝦夷は上古より本邦の部屬なれば今此古風を存せり。曾て他夷邦に於て聞ざる所也。可思……日本紀應神天皇御記云、天皇則推問武内宿禰

與甘美内宿禰、於是二人各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之令請神祇探湯、是以武内宿禰與甘美内宿禰、共出于磯城川濱爲探湯、武内宿禰勝之、便執横刀以毆仆、甘美内宿禰遂欲殺矣云々。又允恭天皇御紀云、四年秋九月己丑詔曰云々、是以一氏蕃息更爲萬姓、難知其實、故諸氏姓人等沐浴齋戒、各爲盟神探湯、則於味檀丘之辭禍戶碑、坐探湯瓮而引諸人令赴、曰得實則全、僞者必害、盟神探湯此云區河陀智於此是、諸人各著木綿手纏而赴釜探湯、則得實者自全、不得實者皆傷、是以故詐者愕然之豫退無進、自是之後氏姓自定、更無詐人。以上之事能思ひ合すべし。眞臘國ニ探油ノ法アリト萬國新話ニ見ヘタリ。

此圖今略之。

○夷人拜禮之圖

各列座して先其貴人に向ひ合掌し、其儘掌をしば／＼摺合す。次に手を開き左右揃へ我額の邊迄捧げ、其貴客をいたゞき上る様になし、扱手を返し、甲を向ふさまに額髪の

程より靜に撫下す如くにして、髭の末に至て敬尊の聲を發す。斯の如く三度して止る。彌敬し益尊む程其狀裕寬也。ウルイルイと云は親屬友かねと久しく對面の絶にしもの



逢たる折節、前のごとく禮をなし、次に老たるより若き者の頭兩耳の上を兩手もてさしはさむ様になし、夫より靜に撫下し、肩より手先に至り圖の如くはさみてやうやく面を合す。次に双方膝をすり寄、肩の上に顔を入合て、



親族禮之圖  
女夷禮之圖  
今略之。

たゞさめくと泪を流し、暫のほど言語も不發なり。やゝ有て立退き、互の安否何くれと問聞く也。

女夷の禮は對す

る人を兩手にて戴く様になし、次に右の食指もて我鼻の下を撫る様に三度す。又袖にて撫るも有り。

按、是夷邦上古よりの禮也。其様甚親く見ゆ。



本邦の上古も如此にてや有けむ。今西洋國人等が禮を爲は略如此にして親しく見ゆるといへども、却而其掌を嘗め其口を吸て無禮に似たりと云り。それよりは杳に

勝れるとや云まし。其合掌する者は佛禮に似たりといへども、是より移りしには非るべし。佛も本西邦の一夷俗也。故其禮自から暗合爲たる成べし。又其手を以て貴人を戴き、敬尊の聲を發すと理に於て最よし。

○五絃此物原本不記夷名予往年試製之且加新意如琴製。雖然、其音微而甚不<sub>ニ</sub>清亮<sub>一</sub>。

熊坂蘭齋云、我家在<sub>ニ</sub>奥州梁川<sub>一</sub>自<sub>ニ</sub>往年<sub>一</sub>傳<sub>ニ</sub>來<sub>一</sub>此琴<sub>一</sub>云。

西北夷地に有五絃の器長さ四尺、東夷地に絶てなし。曲三十餘、唄は絶て曲ばかり傳れり。調子は平調、一三絃同調に、四絃一段上り、三五絃同調、左右の食指もて鼓すること下の圖の如し。

足高蜘蛛音 造高嶋音

曲名 ヲシケツプハウエ ユルワイモシリハウエ

軍參河音

トミシヤンベツハウエ

大山落水音

ホロノホリヲ○タラツキベハウエ

鯨神 鯨戰爭音

フンベカモイフンベウコイハウエ

造嶋神 山神

カルモシリカモイ ノポリカモイ

列溫泉造音

ツラノユーコルハウエ

此外に傳れども、こゝに略す。

文献通考 倭樂有<sub>ニ</sub>五絃琴<sub>一</sub>

按、此樂器甚多からず。或は今絶たりと見へて諸書に載ることなし。亦知れる人もなし。只蝦夷志云、北部有<sub>ニ</sub>彈<sub>一</sub>四絃<sub>一</sub>者、疑是胡琴也。恐くは是此器にして四絃と誤



五絃圖彈

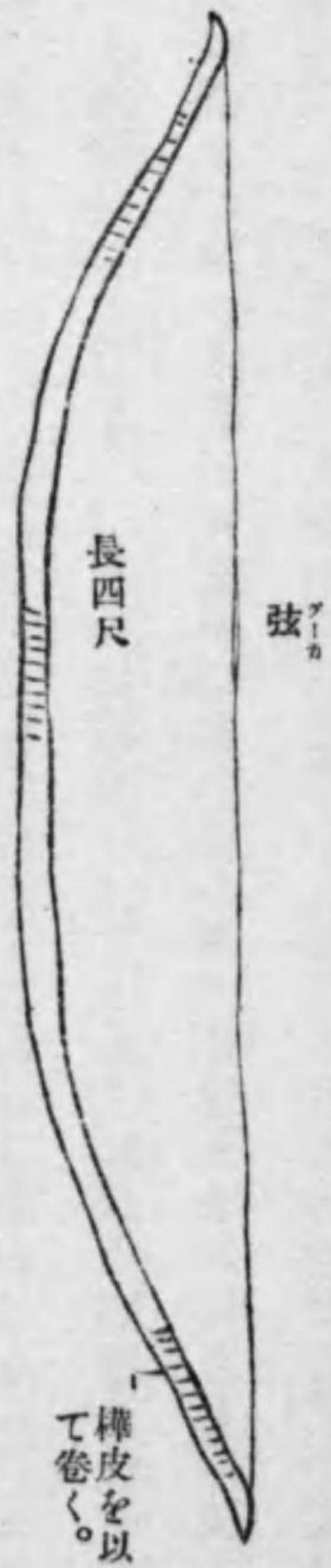


り傳へしなるべし。胡琴は琵琶なり。此器の形大略琵琶に似たり。されば是と同類にして一種なるべし。又按、和漢共に此器有と見聞する所なし。故に上古より夷邦に固有する物なるか。其曲名造鳴神列温泉造音等殊に思惟爲べき事あり。前に云所のユウカリの曲も神靈の授けしと云傳へあれば此物も恐らくは神靈の作り與へしにや。

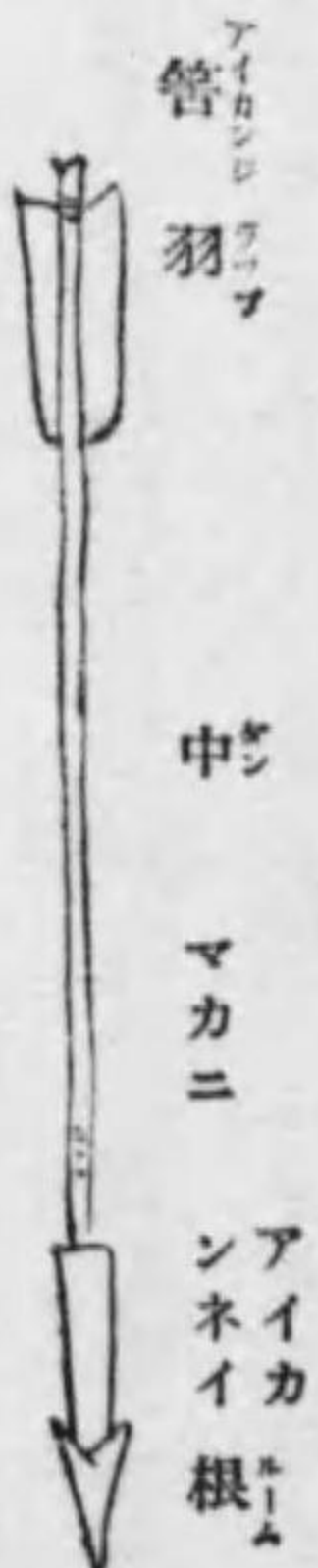
然らでは斯ばかりの曲名有こと思もよらずなむ。只其歌謠の絶たるは最おしむべし。

弓 矢 クウ

鏃は熊笹の本を以て製す。鳥頭を搗爛かし、圖の如く塗て鳥獸の肉中に射込めば、忽然として斃る。本草鳥頭の條下に韃靼にて毒箭に用る由。按ずるにからふと鳥より製



奇觀云、箱館近在にてヲンコの木と云弓材なり。飛驒國にては一位の木といふ。笏に製す。一名あら、木。夷名タルマニ 又ラルマニとも云。



箭篠竹也。



鐵鹿骨を以て製す。

此骨をヤカニツケと云。凹にして毒藥を塗二兩面一也。是より抜て獸肉にとまる。

松前志所載之矢

傳するか。

袖中抄云、「あさましや千島のゑぞのつくるなる毒氣の矢にぞひまは有なれ」

顯昭云、毒の矢とは奥の夷は鳥の羽の莖に附子と云毒を塗て、甲のあきまをはかりて射ると云へり。附子矢と云は是也。

補。松前志云、木弓長さ大抵三尺四五寸許にして、弛の中央上下の違藤此三處に樺皮を巻けり。弓材はラッコと云る木なり。是を撰ぶにラッコの正眞なる木心を取て久しく枯し焙りたわめて製す。故に暑天陰雨の時もくるひゆるむの妨なし。此木堅にして朽難く、木理細にして直なり。木色代赭石の如し云々。扱弦は夷地自然に生ずる所の麻糸を以て製す。又フイと云者を糸になし用る由。是即カラムシなりと云り。如何有むや。未考。或云、魚皮木皮鯨の筋杯を用ゆとも云。是又一一定ならず。凡弓の長短勁軟は夷人の強弱に依て是を製す。然ども弓勢甚強し。故に海崖崑壁雨雪泥滑ともに弓を杖とし往來す。或は雪中麋鹿を追て高山を下るに、弓を竹馬の如く斜に敷て鶉居

し。是に乗て颯走す。其疾こと風に順ふ飛鳥に異ならず。

其猛獸ヲ驅ルニ及デ身ヲ潜ルノ行ニ達セルヲ、猫ノ鼠ヲ見テ體ヲ竊メ爪ヲカクシ、鷹鶴ノ鳥ノ翔ルヲ見テ翼ヲ拏ルガトシ。

蝦夷の射法多くは十歩の外を出でず。先矢を引かけ、其物を射むとせば、其體を正し、左足を踏出し、右足を踏張り、左の拳をつき出し、覘所を明白に貫き見て、大筒の鐵炮を立てめに放つが如く、左臂を俯せ、弓をゆるくと引しほり、滿と等く矢を發す。其妙手は百發百中、更に違事なし。夷人に依て仰けたる臂を轉し伏ると否其拍子に矢を放つ者有。老功の妙手は左手の虎口石の如く堅しと云。夷人十に八九は其場の近を好み。尤弓勢滿て鏃を深く射込を專一とせり。故兼葭蒼薺の地といへども、能く矢行を覺へ、若過て獸を射はづすとも行て必ず箭を取來る。是夷人幼より練目の法に習へる故にや。眼力精神甚壯なり云々。矢筈は篠竹の細く直なるを用ゆ。大抵一尺二三寸、有<sub>二</sub>箬鏃<sub>一</sub>共に鹿角を以て製す。羽は二羽にして甚せまし。鷲の羽を用ゆ。然共尋常のものは鳥羽の類を以てす。鏃を穿ち彫て表裏より射岡を塗る、鏃は肉中に止る様に機巧を用ゆ。其毒藥の法一矢にて猛獸を射とむるなり。附子を石上に

て製す。又河水中の一物を加味す。右國家武用に所<sub>レ</sub>祕。故に難<sub>レ</sub>記。尋常所用の鹿狐の類には下品の附子に多味を加ふること有。一定に非ず。各家法有て、夷人の女子と云共其法をしらず。其毒氣を試に舌上に於て其可否を定め共、上品の附子は不<sub>レ</sub>然。夷人射岡調合の時、妻妾小兒を戶外に出し、窓下に獨座し、鼻穴に艾を入れて製<sub>レ</sub>之。然ざれば上品の附子は毒氣目鼻に入て忽眩暈して虱を出すを畏るゝが故也。武備志、毒藥製法の宗とは違へる也。

袖中抄「アサマシヤチシマノエゾガツクルナルドクキノ矢ニゾヒマハアルナレ」

德廣云、毒藥を以て國家の武用と爲すと。此言若外人の見聞に觸ば如何が思はむ。吾甚是を耻とす。武夫に於る大弓大箭一發して斃者は勇なり。何ぞ毒を借て是を用ひむ。是夷狄の情也。噫廣長に於る何ぞ此懦弱の説を記て觀人をして嘔吐せしむ。故吾今こゝに贅言を附て以て觀人の譏に前驅す。

和漢三才圖會云、又製<sub>二</sub>草烏頭毒<sub>一</sub>塗<sub>レ</sub>鏃射<sub>レ</sub>人、如中則肌膚腐爛死、急剝<sub>二</sub>去所<sub>一</sub>中身

皮、生蒜研末傳<sub>レ</sub>之、乃無<sub>レ</sub>害也。此事蝦夷志にも見へたり。蝦夷談筆記には是と鉛鉛粉なりと交て付ると有り。鉛粉なり

蝦夷隨筆云、毒の事知たる者なし。商船の者共は年々往來して數十日滯留する故、鉛粉なりと交て付ると有り。怨意になりて隔意せざれども、毒のことは傳受する事なし。女子共をだまして聞くと雖不<sub>レ</sub>云。一同に守ると見へたり。毒を合すに一間へ籠り、數日かゝりて調合し、毒氣の利を試には、舌を糸にて括り、舌の先に少許毒を置いて試し、毒氣緩き時は又煉なをして差別しらるゝとなり。試と其儘小刀を以て舌をこそけ、其毒を落し、糸を解なり。或時毒を調合の處へ行合けるもの有ければ、其儘藥種は隠けるとなり。其時見るに蝦夷附子の根第一の使物にて、其外四種有。足高蜘蛛も入る也。されば調合念入ること斷<sub>理カ</sub>なり云々。

附子、松前志云、我藩附子三品有、皆野生する所、即草烏頭ならむ。其一は北部カラト嶋附子なり。其莖微く蔓延せる物なり。其葉は丸くして和俗の所謂猫足草の葉に



似たりと云。花色未詳。夷人其汁を製て射岡とす。此一種松前地方に有ことなし。其二は松前地方の附子也。花色紫碧にして少く淡紅を帶たり。其莖枯燥して短迫其葉割缺深長也。是其性氣鋒銳なれば、夷人採て是を毒射の用とす。其三、花色紫碧にして其莖長高、其葉割缺淺短也。夷人不用之。是予が聞ける所を以て竊に記すのみ。他人に示すの正説に非ず云々。

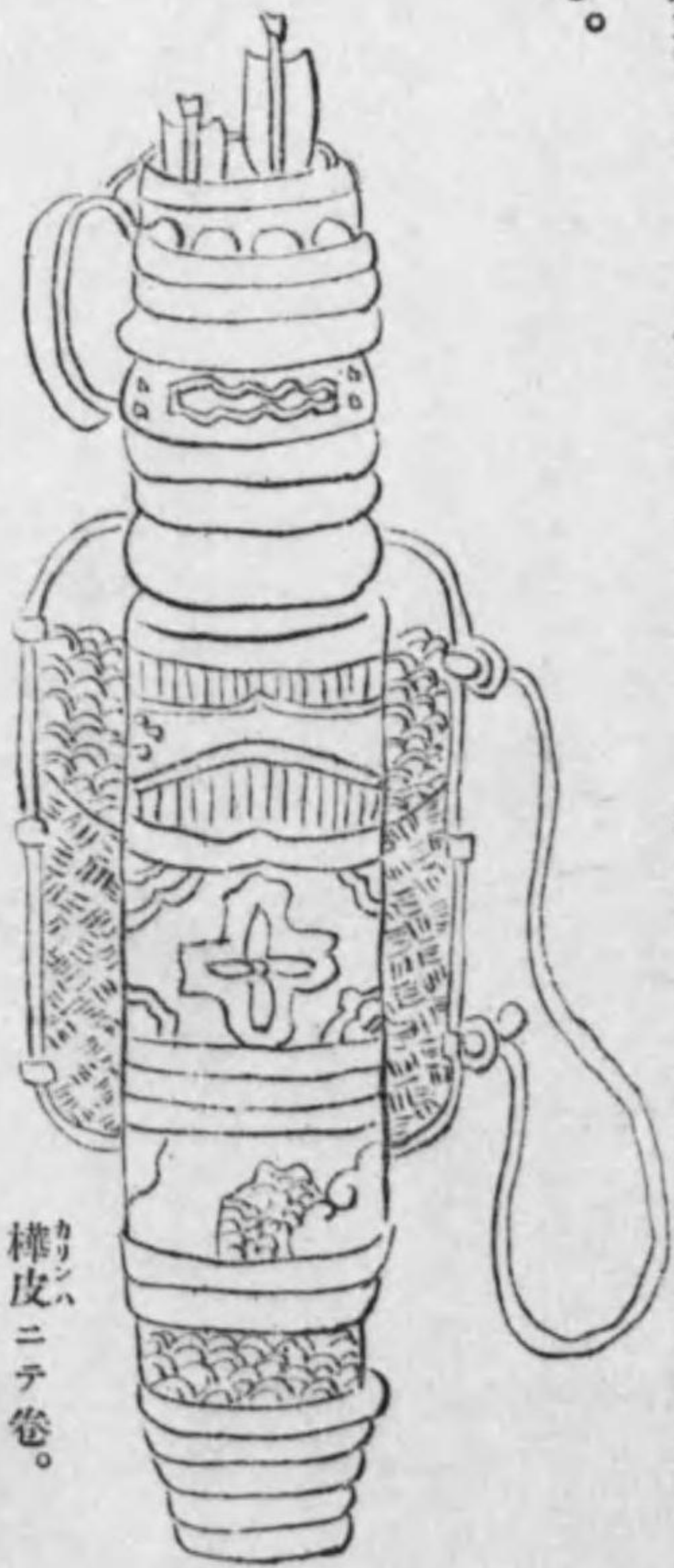
按、本草烏頭の條下に云、弘景曰、搗荜莖汁日煎爲射岡、獵人以傳箭射禽獸十歩、即倒云々、則是なり。此法夷人甚祕藏するが故に、更に知る人なし。蝦夷志云、毒は附子蜘蛛蕃椒也とあり。是下品の法にして、兎などを射るに用ゆと聞けり。又聞くに、附子足高蜘蛛今江戸にて女郎ぐもと云五色有る者なり、河中の蟲なりと。此河中の蟲知可らず。然共強て考るに、本草に所謂鼓蟲マイトムシ歟。時珍曰、此蟲正黒如大豆浮遊水上也、今有水蟲大如豆而先黒即此矣云々、有毒殺禽獸。又今俗にアメンボウと云蟲あり。六七分許りにして、嗅げば飴の氣あり。水上に群走す。此蟲猫、犬に毒なり。

食へば即ち死すと云り。恐くは蝦夷毒箭に用る所は此二蟲の内ならむ歟。又邦人の言に此毒箭を以て禽獸を射るときは、十歩にして倒る。而も死すれば其毒所射の一處に集る故に、其處の肉を切去て他を食に害なしと、誠に奇藥なり。安齋漫筆。蝦夷人の矢の根に毒をぬりて射る。其毒は蕃椒、蜘蛛、附子此三品也。此毒に中りたる時は、大蒜をすり、鉛をまぜて付る、毒解する事妙也。毒の所は肉をえぐりとりて藥を付る。

○靱之圖

靱を婦人の寶器とす。

松前志云、夷人の製は板を合せ、其上を樺皮もて包み、左右に紐を付て



背上に負ひ、右手のとびくを規矩とする也。皆北韃の製に習へり。夷人手袖マコテユカケを靱用ゆ

る事なし。

松前志所載補



○アマクウ 弩也。チアマクウ 弓云。

山野の中をかけ、諸獸を獲る。其獸の大小によりて矢の高低をはかり、掛け置なり。張ところの糸にさわれば、毒矢飛出て、獸に當れば即ち斃る。アマとは置事、クウとは弓の名也。アマクウを掛け置所に著木にイナヲを立て人のあたらざる印とす。

按、是本邦に所謂兎路弓<sup>ウヂユミ</sup>の屬なるべし。原本之鹿漏故改製之。

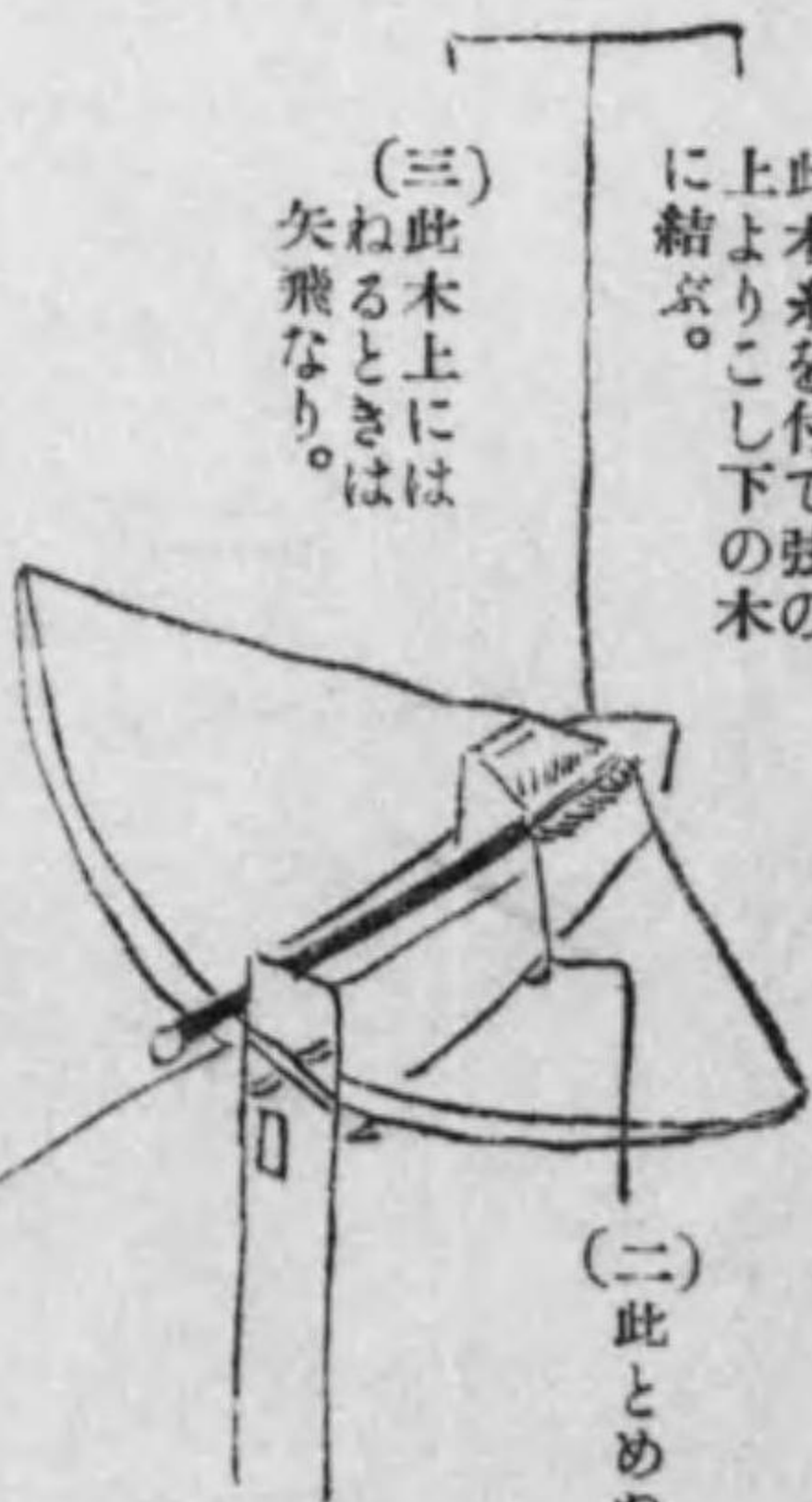
雨の節も毒の流れぬ爲木の皮杯にて鏝に蔽をす。

此木糸を付て弦の上よりこし下の木に結ぶ。

(三) 此木上にはねるときは矢飛なり。

(二) 此とめぬける。

(一) 此糸にさはる。



○マチユル

婚禮の事なり。其親々の意に任せて、嬰兒の頃より云なづけ置くもあり。又壯年に及ての嫁娶も有。これにて種々の寶を女の家を送り、凡夷人の貴賤に依て結納の品はかはれども、大抵太刀一振をたくはゆれば、妻は持ると云ならはしたり。彼云なづけ置女子生長すれば、其女の家に至りいつとなく妻合して漁事山獵をはげむ。其利を舅の家にもつぐにも非ず、我父母の助にも爲て皆銘々の稼にして世を渡る。扱壯年に及て婦人を迎ふるには本邦の如く媒人有て其婦を連て夜分に彼家に忍ばせ入る也。尤女は媒人の後にかくしつゝ行まゝに舅姑もしらぬ體をなし、夫も見ぬ振して、時節の物語等して居る間に聲の傍に置いて歸る。それ故娶入聲取の夜に燈もかすかに、爐の火も燃盡る様にするを能き心得とす。彼娶ふと出て火を焼杯して何時に來しや家内の者も知らざるを上首尾とす。其後夫に仕へて貞節たぐひなく、女子の常に云ふ者、夫を爐にあたらせ置、帯解けにして一生を暮させたと願ふ。其心はおのれいかにもはたら

いて夫には樂をさせたしとなり。又妾を數多抱へ置を妻の手柄とし、嫉妬の心なく妻妾睦く業に怠慢なし。故につゐにと豪富となるもの多しと云。其強務貞順賞嘆に堪たり。

按、其云なづけ媒人結納等の事件本邦の禮と略暗合す。又女子の貞にして嫉妬なき事誠に賞すべし。是夷風質朴にして少欲なるが故に然るなるべし。事務多く嗜欲繁ければ、必ず嫉妬の心も生ずる者なり。獨り女子のみならず、本邦の士男子妬心あらざる罕なり。是欲に生ずる者なり。豈夷狄に愧ざる可けむや。

補。蝦夷隨筆云、婚姻は一類の縁を引て取組み、一類ならざれば取組まず。親屬は其末々迄も結ぶ。遠處に有といへども云かはして因縁絶ることなし。家來は世々家來なり。是も他へかせく事ならず。若惡事あれば其村を追拂ふ。追放の者は又他の村へ行て雇と成る。今松前領内に蝦夷あり、是は古より居るには非ず、大方は追放の者也。

按、婚姻は一類もすると聞けり。只父母兄弟は嚴禁也とぞ。又今松前に夷人居ることなし。昔は然り。いるにや。總て此說未詳ども次手を以てこゝに上るなり。又蝦

夷談筆記に、他の女を犯せば、頭毛をことごとく拔去て是を罪すと、此事又未詳は今略之。

此圖今略之。

### ○喪禮

補。松前志云、凡親族の喪には、其服制ありて布を以て其頭上を包み、父母の喪には常服の裏を表として服とす。又其頭髮を斷ざること三年を限とす。喪中はカントウとして日光を恐て受けず。カントウとは即ち夷邦の天をさしたる詞にして日輪を受けずとなり。

按に、喪服の禮有ること、本邦の布智衣フチイの如くにして古意なり。又天を畏む事甚理なり。今江戸にて葬送の時、其喪有る人、編笠を蒙るは恐くは此意なるべし。又頭髮を斷ざること三年と、是漢十三年の喪に合へり。雖然是夷人上古よりの風にして是より移りしには非るなり。本邦の上古は卻て此禮を聞くことなし。疎なるに似た

りといへども、是は神靈の御意として、唐土及夷邦にのみ傳へ給ひし深き故有ことなるべし。

蝦夷隨筆云、死者取置は新きアツシを着せ、新らしき薦に包み、山中に埋め、祕藏せし物ども不<sub>レ</sub>殘共に埋て、家は焼て仕回、家内の者どもは又別に家居せり。壯年なれども、死の用意は豫め心がけ置くなり。死者の婦はかぶりものをして、凡面を現さるること三年又再嫁せずと云。

蝦夷談筆記云、死候節死體取置候には箱に入、其中へ刀桶椀盃其外分限により色々諸道具入申候。但土葬に仕候。魚肉を手向申候。墓處の印に丸木五六尺斗なるを立置掛、刀かけ置申候。位牌珠數等無之候。勿論精進不<sub>レ</sub>仕候由、總而疱瘡癩疹必らず死候故、取付候者をば打捨逃候由之事。

松前志云、夷方親族杯の非常の死あれば殉死杯の意にや。是を弔ふとてメツカウチと云事を爲也。其徒刀を抜て頭上を削り、面々血を被るを則とす。蝦夷志云、凡人死

則葬<sub>ニ</sub>之土中、插<sub>ニ</sub>柳枝於<sub>ニ</sub>其上<sub>一</sub>

取用柳枝削<sub>ニ</sub>其末<sub>一</sub>以爲<sub>ニ</sub>細<sub>一</sub>若茅然凡祭神亦以爲<sub>ニ</sub>主<sub>一</sub>焉。

此柳枝は乃イナヲなり。前に云葬禮等の節は逆木にてこれを削ると云り。

蝦夷志、和漢三才圖會共にメツカ打を父母兄弟の喪にするとは誤なるべし。

徳廣曾て聞く、夷人死ぬれば其屍を窓より出し葬るとぞ。又其當座は葬處に物を手向て祀るが如くなれども、年月を過行まゝに忘却して、曾て年忌忌日等のいとなみなしと云へり。和漢三才圖會云、而後再不<sub>ニ</sub>悔慕<sub>一</sub>、如有<sub>レ</sub>人誤訪<sub>ニ</sub>尋亡者之事<sub>一</sub>、則忿怒不<sub>レ</sub>休也、爲出<sub>ニ</sub>品物<sub>一</sub>贖<sub>レ</sub>之、言將<sub>レ</sub>忘之愁何爲勸<sub>ニ</sub>恐歎<sub>一</sub>耶。此事も然なりと聞り。

○タプカル 又ワムセ、又リミセ、回<sub>リ</sub>て躍るを云、又ランドウ、三人躍を云。

舞躍の事なり。處々にて其流ことごとく大同小異有。其形鳥の翻飛する形を移し舞ふと見ゆ。酒宴の時、客に盃を進め、即座に立て舞事を爲、振舞の古意こゝに残れるなるべし。此事前條已云<sub>レ</sub>之、今復不<sub>レ</sub>贅。

○飲酒之禮 イタラシベ

飲酒之禮はことに嚴重なり。先文席を敷、客相對て兩人の中央ケマコルシントコに行。器酒を入れて柄杓を添ふ。盃盤を置、飲著イタハシ上なり、下に鬮す。を盃の上に置いて、客人數に隨ひ酒器の設圖の如く、先上人盃盤を取上げ酒をくませ、客に一揖す。客手をすり合て敬尊の聲を立、次に飲著を客に授く。次に盃盤を請取り、彼飲著イタハシを以て酒盃の上をゆたかに左右して飲著の先にて酒をすくひ、火神水神靈神に至る迄供し終て一揖すれば、主人敬畢の聲を發し、掌をすり合す。次に客飲著にて鼻の下の髭を上げ、盃盤ながら飲す。半のみて一揖すれば、主人前のごとく禮をす。飲畢れば又盛れり。禮すべて先のことく三盃にて止る。夫より客酒を盛らせて主人に授け禮を爲す。すべて酒は柄杓にて汲



入る、禮とす。銚子を用る事を爲さず。

按、此禮殊に嚴然として理に符へると云べし。又三獻を用ゆるも本邦の禮に合へり。又柄杓を用ゆるも上古の法也。又殊に感ず可きは火神水神靈神に供する事なり。是上古新嘗の意に符へり。是恐くは本邦古代の飲禮を傳へしなるべし。噫今の士大夫たる者の宴飲すら只鯨の如く飲み、狼のごとく喰て神と君との恩賜を思はず、大聲雜言を發し手を廣げ、足を延て無禮甚しく、終には鬪争に及ぶ者もあり。嗚呼此夷禮を察て少しく己を耻べし。



補。松前志云、然レドモ貴賤男女ノ禮ヲミダラズ其様初終嚴重ナリ。夷中假初の飲食を爲にも必ず互に禮讓有て他人より多く物を不<sub>レ</sub>食。坐中皆平均に打ならし多少あることなし。是士大夫たる者も耻べき事なり。先杯を受るには杯上にイクバシウと云者を一文字に引渡し、其箸を以て山海火の三神に酒を捧げ、次に己が先祖に捧げ祭て、匙頭にて人中の髭を擧げ、左手にて杯を傾け酒を飲、是を半にして其杯を以て座の者に送る。辭退せず再び傾て貽<sub>レ</sub>之、飲食皆此類也。

按、山海の神に手向るは獵業の故有ればなるべし。又先祖に手向る事甚善哉。嗚呼夷人等も先祖を敬する事を知るに非ずや。

蝦夷談筆記云、酒は好候て給申候。下戸は大方無<sub>レ</sub>之候。此方より持參候酒を代物替に給申候。又甘酒按、本邦の中くみ也。を造り、此方の者にも振舞申候。役人等者給不<sub>レ</sub>申候。輕き者は給候義と有<sub>レ</sub>之候由之事、酒を吞せ候に盃は嫌候由にて、かさにて吞せ候。按、此盃の物を嫌なるべし。夷人は常に漆塗の酒盃を用ゆと。かさにて箸を一本載せ、酒をつぎおす。蝦夷人先手をすり拜し、箸

にて盃の上をすり廻し、其後箸にて酒を地に灑ぎ、又左の肩の後へそゝぎ、又盃の上をすり廻し、扱箸にて鼻の下の髭を上げ酒を飲候。三盃づゝ給候而スツ打も被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候間、給醉不調法も仕候へ者如何に候、最早被<sub>レ</sub>下間敷由通詞に向申候て、頭を下げ敬禮いたし候由。

○夷人家居之圖

蝦夷双紙。家作ハ杈木ヲ掘建ニテ柱トシ、桁ヲ掛テ梁ヲ渡サズ。杈首サスヲアゲ、蘆茅ニテ家根ヲ葺キ、壁ナク、蘆茅ヲ用テ牆トナシ、農民ノ守舎ノ如クナリ。二三間成ルヲ大成家居トスル也。

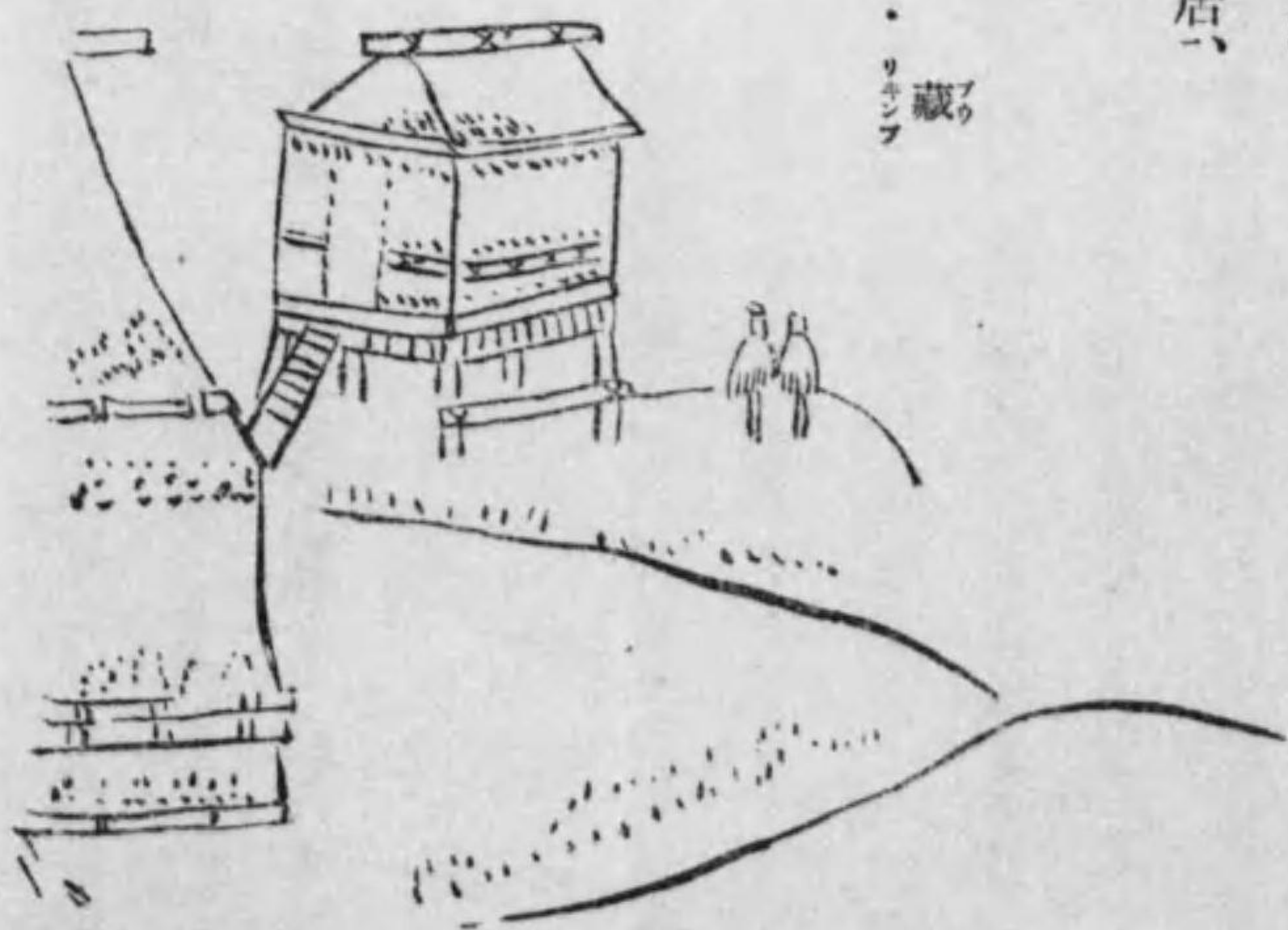
蝦夷地都テ一村ト云共、家宅僅ニ五六軒七八戸、又ハ希ニ十軒位モ有所ヲ大村トス。蝦夷草紙。蝦夷土人都テ住所ニ家宅アルコトイヘドモ、一生涯ノ住所トモ不<sub>レ</sub>定、稼穡ニ出時ハ家族ヲ連伴ヒ、器財ヲ携へ、其住處ヲ離レ、己ガ家宅ヲハ丸明ニシテカセギニ出デ、其先々ニ獵産ノ有處ニ假小屋ヲ掛、住居ヲ定ル也。是蝦夷土地ノ風俗也。

獵産ハ春夏秋冬ニヨリテ獵ノ有ル濱ト獵ノ無キ濱ノ差別有テ獵業ヲスレバ、年々同所ニハ不ニ住居、獵産ノ多キ方ニ移テ所々ニ假住居シテ年月ヲ送リテ、生涯住居ヲ定メザル也。

○「チセ」とは舍屋の名也。形を方に造營す。間尺の量なく尋數を用ゆ。大古八尋殿の古意思ふべし。出入の戸は壹處、破風口より明を取れり。近き蝦夷地は窓もあり、又入口圖のごとし。

○ヌシヤ

家邊に垣の如く木幣を立たる處あり。年頃神座として祀るに時々獲たる鳥獸の頭を

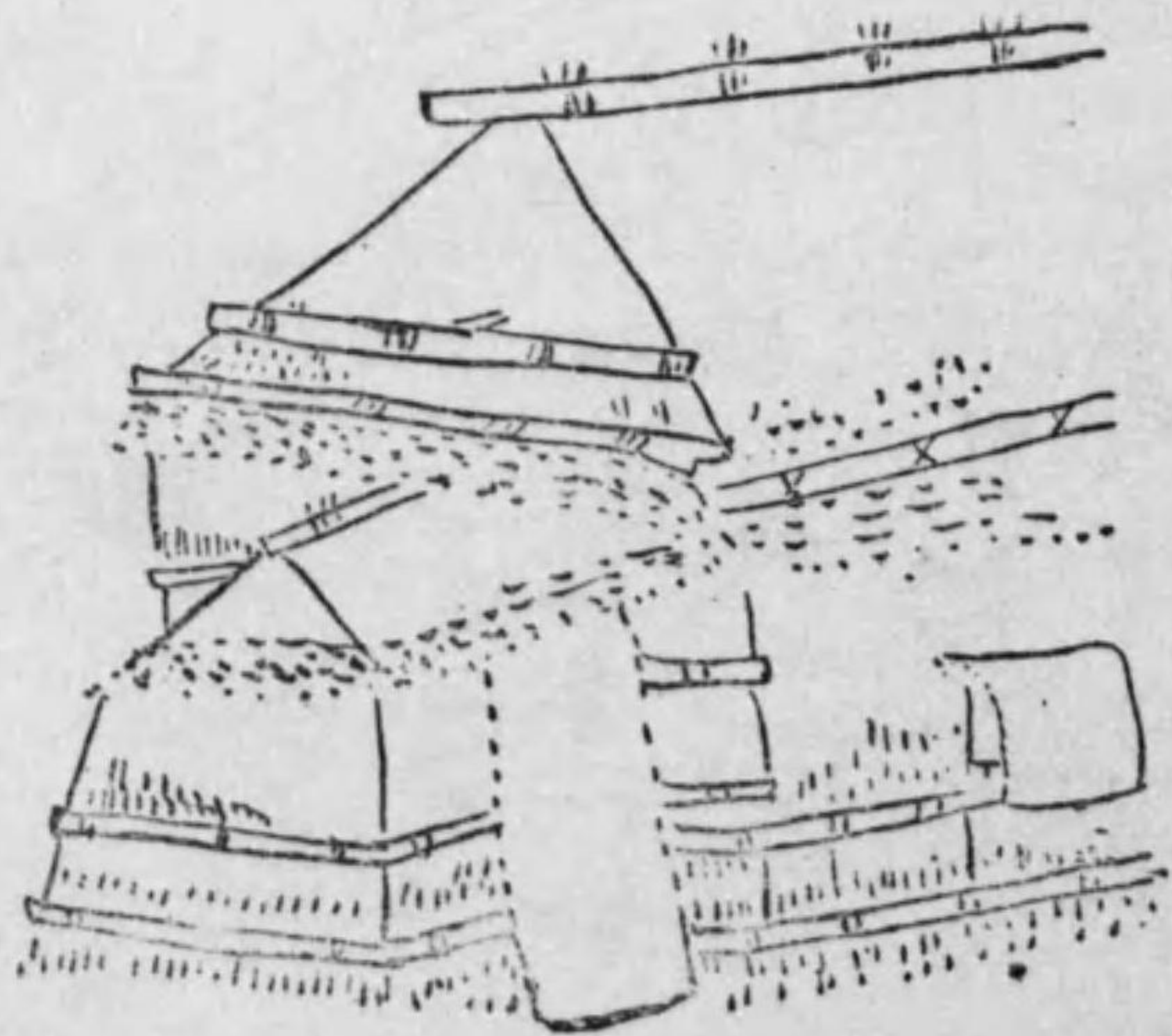


置くなり。又粟、稗等の糠を捨る處を家の後に極め置けり。すべて禾類は神の製し給ふ者故、糠に至る迄兪略なき様に、神座を設け、木幣を呈したり。本邦の人過て不淨を爲せば、つくのいを取らるゝ也。

○西夷地居家 此圖源本に有、合せ可レ見。

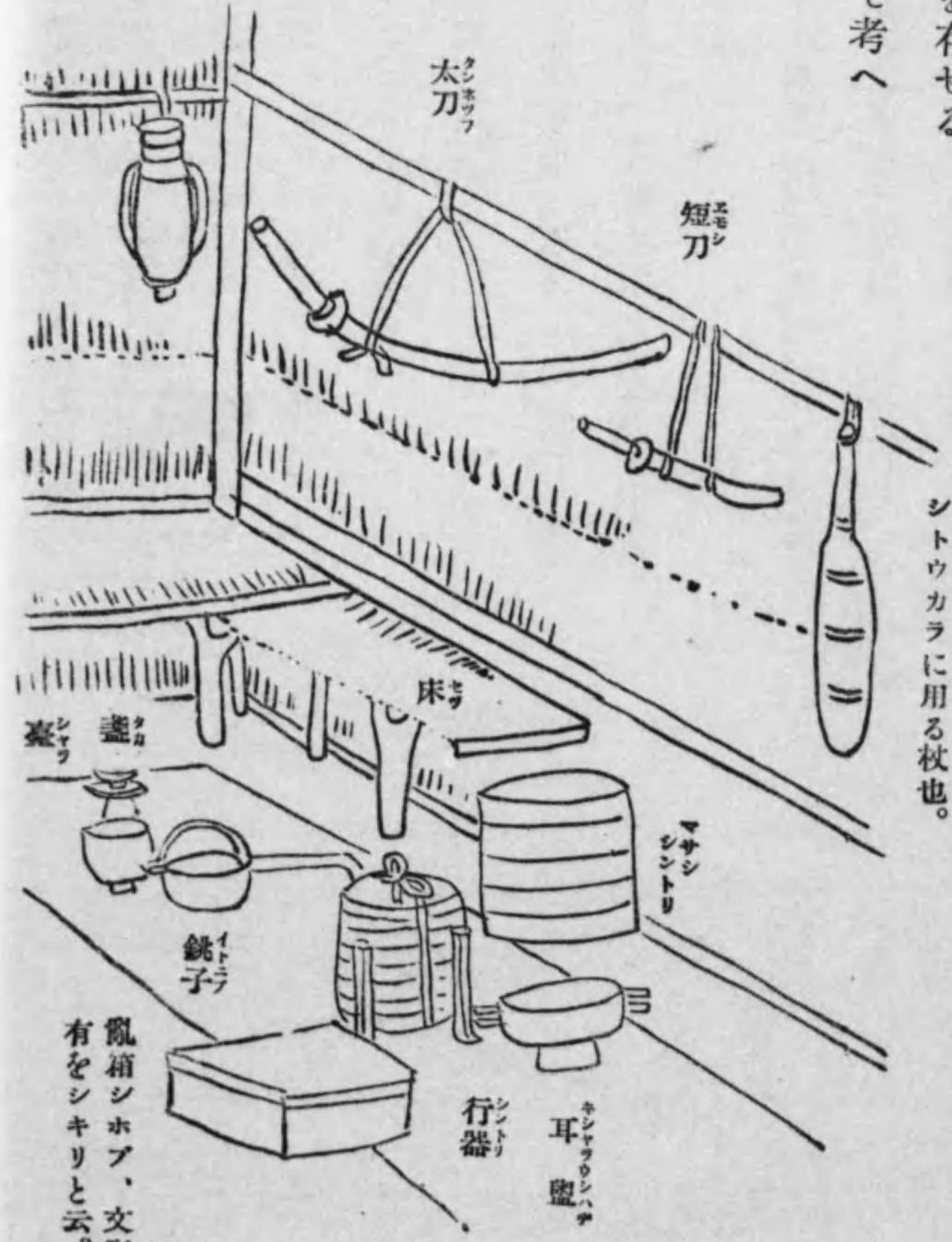
笹の葉にて屋根を葺、棟リクシヤウに窓あり。家邊の神靈を祭り置、木幣も木を植て、其木に結び付たり。

按、ヌシヤは本邦に云神棚の如し。又粟稗等の糠を兪略にせざる事實に感ずべし。是蝦は夷上古より本邦の部屬なれば、神代



よりの古意を存せる  
 事是等に依て考へ  
 知べし。

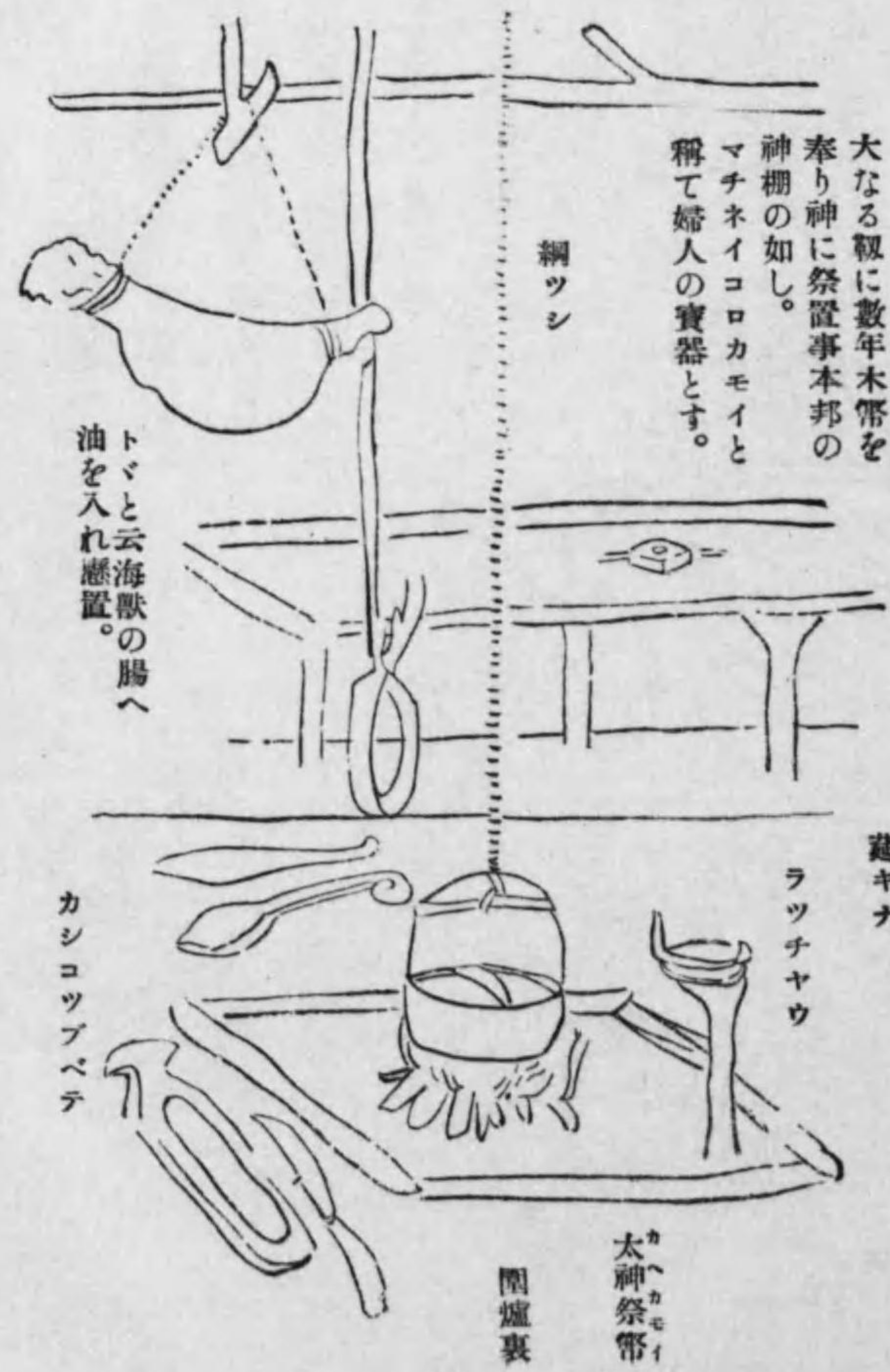
補。松  
 前志云、  
 屋舎の製  
 は唯四壁  
 纒に戸牖  
 を開くの  
 み。初造  
 る時、柱  
 棟の制終



シトウカラに用る杖也。

亂箱シホブ、文彩  
 有をシキリと云。

れば、地  
 上にて茅  
 を以て屋  
 根を製し  
 木皮或は笹  
 をも用ゆ。  
 是を屋上  
 より數十  
 人にて覆  
 ふ也。席  
 には菅を  
 編みて是  
 を敷く。



大なる靱に數年木幣を  
 奉り神に祭置事本邦の  
 神棚の如し。  
 マチネイコロカモイと  
 稱て婦人の寶器とす。

綱ツシ

トミと云海獸の腸へ  
 油を入れ懸置。

蓮キナ

ラツチャウ

カヘカモイ  
 太神祭幣

團爐裏

カシコップベテ



○熊祭 イヨマシテ  
曰、ヲヤシラ

是夷地の大祭事にして、熊を殺し神に祭る也。初春の頃より深山の積雪を分て飼なれたる犬をつれて熊の蟄したるを探らしめ、子を取獲て家婦に授け、乳味を以て是を育す。食は魚肉を與ふ。冬十月に至れば、長じて大熊となる。日をトして酒食を設け、親族朋友を會し、是を賓ウツカリ人筵と云。其朝熊に食事をさまぐ、食せ神は今日ヲマシテセイよく〜餌



食し給へと祝言し、衆夷籠を廻り躍を爲す。削かけの木幣を製し、垣のごとくならべ、前に文席アヤキナを敷、扱熊を籠より出すこと家婦の爲事古例なり。

松前志。十月ヲオレボケクト名ケ、或ハヒンナツ、キ厄云フ。此月ニ至レバ育置シトコロノ熊ヲ射殺シ、先祖ヲ祭ル大禮アリ。全ク古ノ穢牛ヲ以テ祭ルノ禮ニ似タラシ歟。ユツカリ之條ニ全文ヲ擧グ。

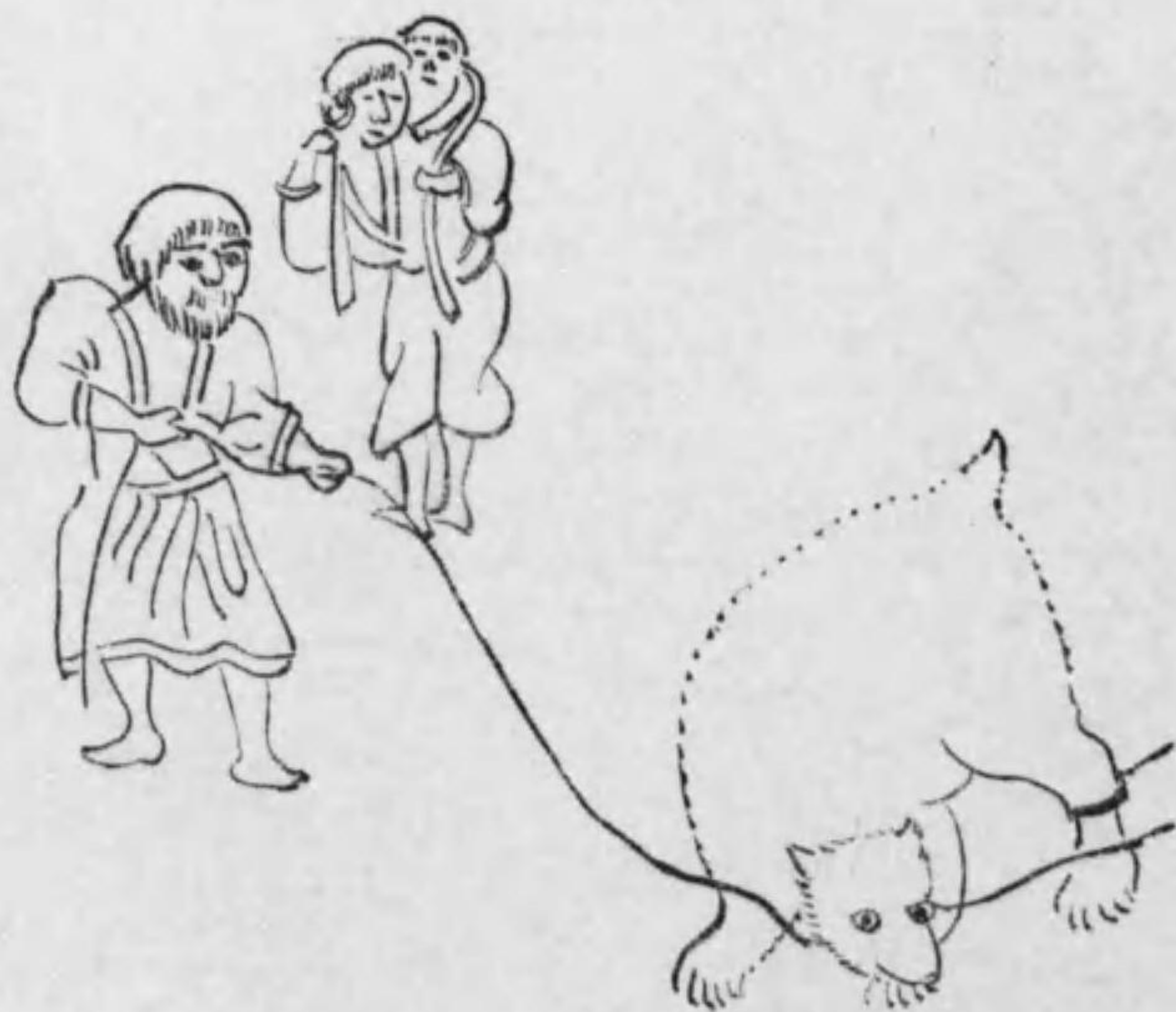


其時衆夷の中一人兩耳を  
採て脊に打乗す。五三人立  
寄り、首に繩を三筋結付、あ  
なたこなたと心の儘に狂ひ  
遊ばせ、會長側に在て山の  
方に向ひ矢を放つ。カモイ  
シノヲヤシテノウと唱ふ。  
夫より男夷は嬰兒に至る迄  
假に弓矢を製し持せ、先其  
處の會長の一男又は熊を飼  
置く家の子を出して射さし  
む。矢は當るのみにして疵



は付かず。

長さ八尺許の木を三本作  
り置き、射る事終れば、熊の  
首を木の上へ引すへ、上よ  
りも木にて押へ、胴へも横  
に木を掛押し、殺す時に白  
銀作の太刀を首に當るのみ  
少しも刃を用ひず。此時土  
地に依て群がる夷に粟黍を  
散し掛るも有り。育たる婦  
は歎に不堪して伏し轉び、  
是を悲しむ。



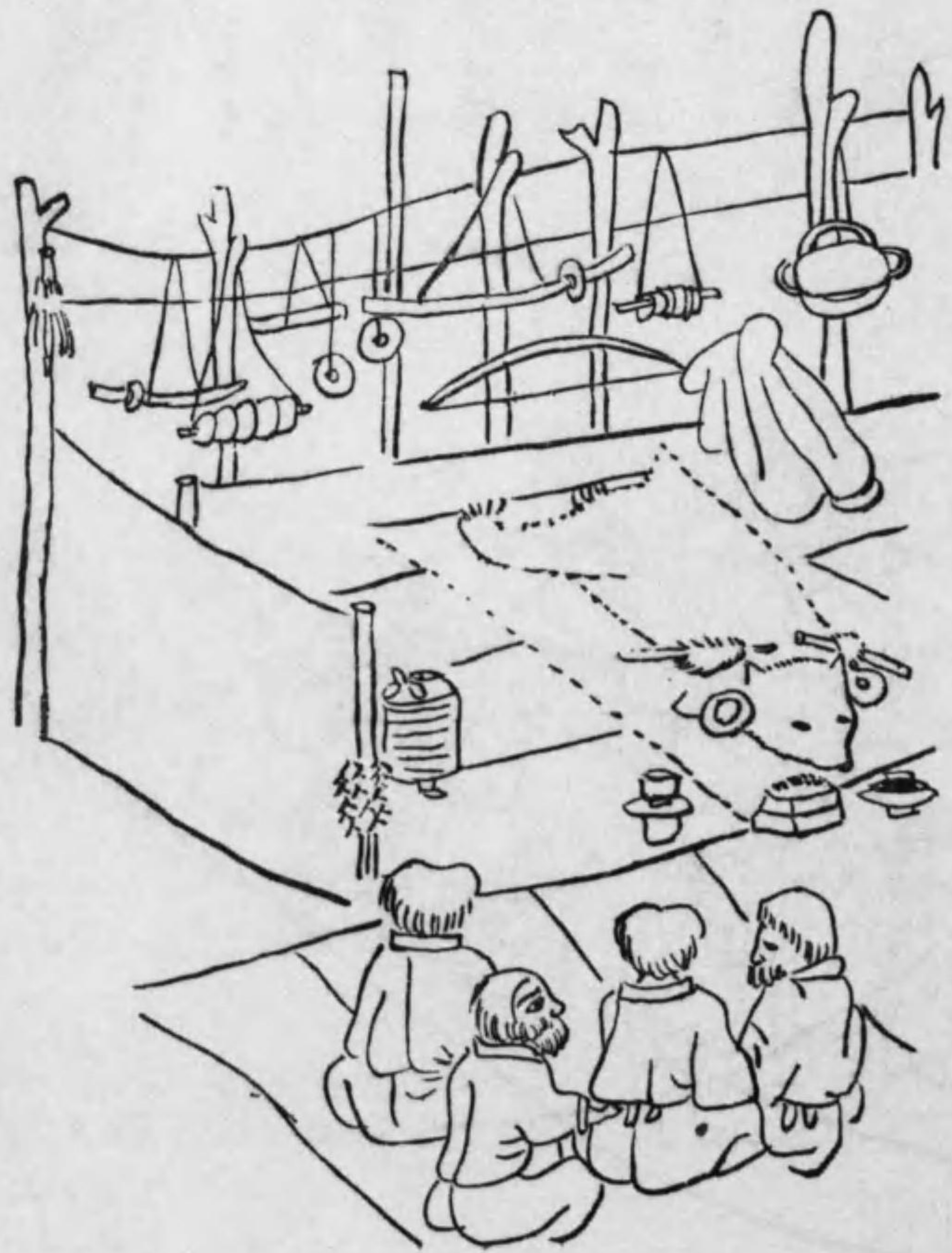
按、群夷に粟粢を散らし  
掛るは本邦の散米の意な  
るべし。

造飾したるタシヤサンカ  
タ 幣代を飾りた  
る柵なり。に太刀、短刀、  
玉器其外金銀鏤めたる種々  
の寶器を出して並べたり。  
扱殺したる熊を中央に置、  
夷服を着さしめ、耳環又太  
刀を帶しめ、酒食を供し、  
拜禮嚴重にして會長たるも  
の祝詞して曰、

チユルカモイクネバツクノカモイニアスツダント  
我神至今爲神今  
アチネヲマンテエアンルイダバシユカシナカ  
日送見再神而來  
モイニアコウヲヤバチユルナンカルクシーユダネア  
明年我自執之今凡  
ナチネエヲロダサランハダチナンロシナ  
散辭

集會の男女夫々に云捨  
て、神の出立、太刀を帶し、  
衣服を着し、耳環を粧ひ、  
いさましきありさま杯と祝  
して、後、各神酒を飲んで宴  
樂す。





一六七



一六六

此時は本邦の人  
を賓客とし、子供  
従僕の果迄も酒を  
呑飽さしめて、三  
五日の内は様々に  
樂あり。翌日は熊  
の皮を剥ぎ肉を羹  
にして喰ふ。頭は  
木幣を付てヌシヤ  
に祭り置ぬ。又熊  
を殺し、直に皮を  
剥ぎ、頭を付て杭



の長さ三尺許なる  
を立て、其れに付  
て全體を作り、衣  
服太刀を帶させて  
酒食を供する處も  
有り。亦家々にし  
て少づゝ異なり。  
按、是夷邦の大  
祭と見えたり。又  
十月を以て神送り  
とするも、何か由  
有に似たり。



遺補 編中に漏たる所、諸書に據て是を記す。

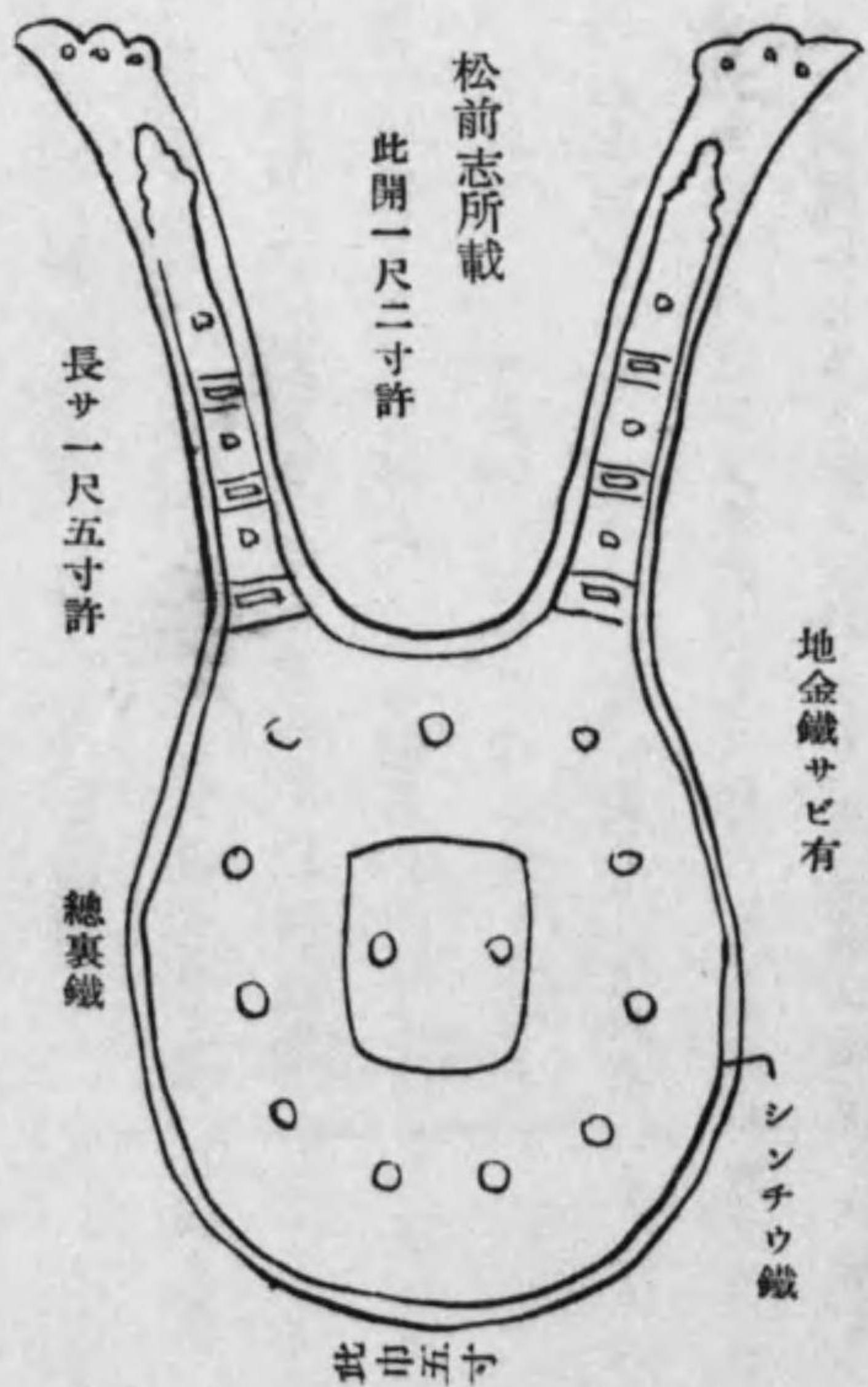
○クハサキ

松前志曰、此物男夷の重器也。夷人神靈有とて尊み敬ふ故に、深山岩窟中に祕藏し安ずる也。夷中合戦闘争の變あれば此物を出し祭を爲て發足す。常に茅屋に置時は必ず崇を爲す云。其形狀古代の冑の鍬形に相似たり。故に古方俗の鍬先と名付たるにや。夷方の本稱をウントニカムイと云。又キラウ共云々。今左ニ圖スル所ハ我福山庫中ニアルトコロノクハサキノ眞形ナリ。是寛文中夷賊等其罪ヲ贖ハンガ爲ニ藩主ニ呈セシ所ナリ。按、此何物たる事を不可知。或は源廷尉義經の鍬形とし、或は小山悪四郎隆政の鍬形とす。雖然此物一二に非ず。其數有る由なれば、必らず此説を信と爲難し。又中古以來の甲冑の圖を見ること多けれども、遂に如此形の者あることを聞かず。又上古神代よりの物としては、眞鍮の金具を用ゆ可らず。故に今何の器と云ことを不辨。恐くは是異邦傳來の物なる歟。其靈異有と云は又草鞋大王、鮑魚神の屬ならむ

も知る可らず。

蝦夷鍬先考。軍器考曰、蝦夷人所爲寶者有稱鍬先之物、其國人病則立之于枕上、以攘災云。其形吾國鍬形之製者也。或曰、此物蓋源義經之鍬形也歟。義經於衣河館詐死、潜渡于蝦夷云。

予曰豈夫然乎、義經自殺衣河館、斬其首酒藏之、以輸之于鎌倉、東鑑所録明矣。所謂義經渡于蝦夷者、戲臺之歌譜所妄作耳。近年妄作、義經勳功記亦載之。何是信之乎。續太平記所載應永十八年小山隆政稱惡四郎叛乎奥州、於



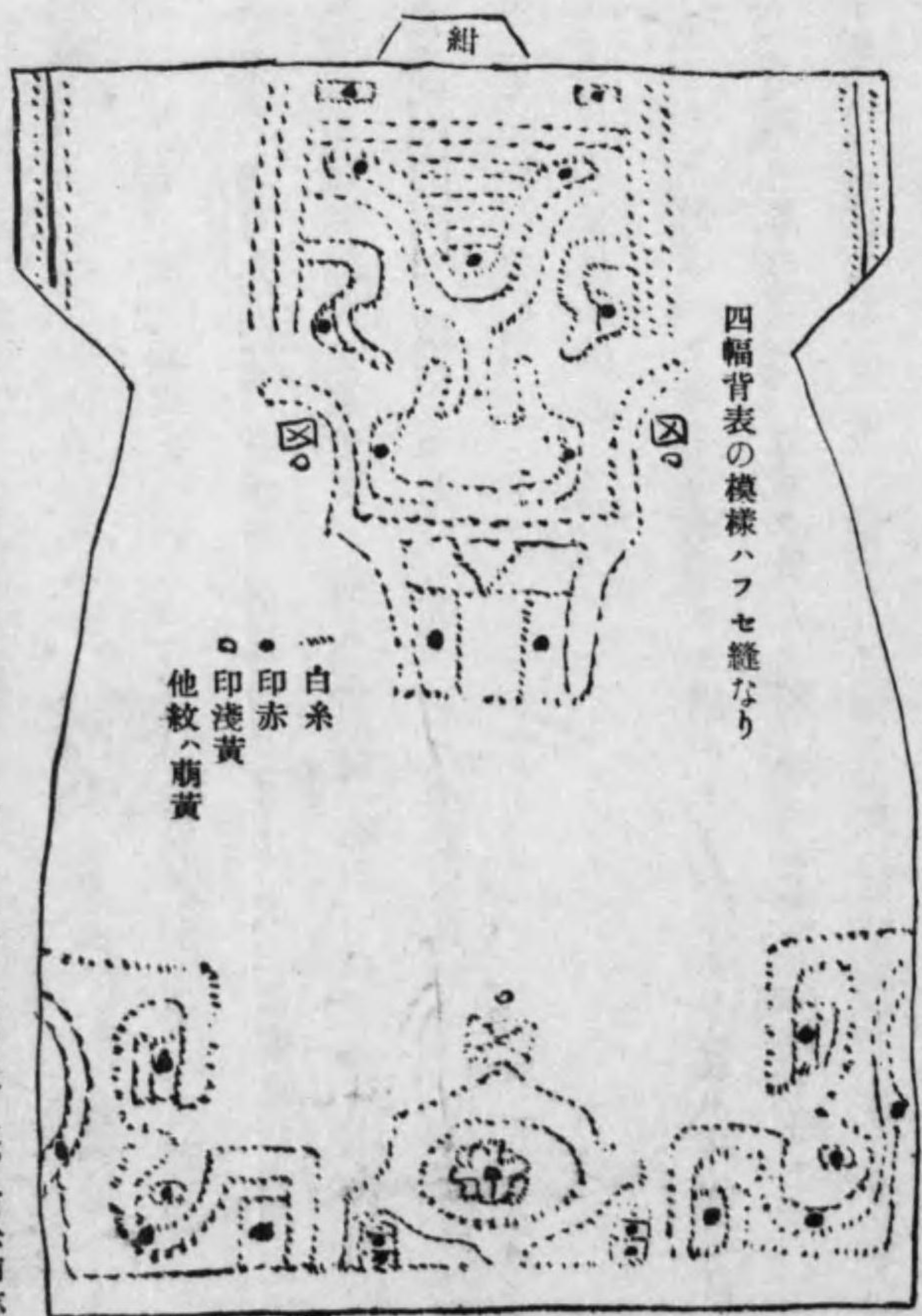
是鎌倉執事上杉氏憲命<sub>ニ</sub>諸將<sub>ニ</sub>征<sub>レ</sub>之、圍<sub>ニ</sub>其城<sub>ニ</sub>攻<sub>レ</sub>之。隆政奮勇破<sub>レ</sub>圍奔<sub>ニ</sub>津輕<sub>ニ</sub>、渡<sub>ニ</sub>于蝦夷<sub>ニ</sub>、其勇威夷人畏服、而後爲<sub>ニ</sub>會長之婿<sub>ニ</sub>終<sub>ニ</sub>天命<sub>ニ</sub>焉。夷之崇敬建<sub>レ</sub>祠祭<sub>レ</sub>之。其祠今尙存云。因<sub>レ</sub>之按<sub>レ</sub>之所謂鍬先者小山隆政之鍬形也歟。稱<sub>ニ</sub>之鍬先<sub>ニ</sub>者、蓋奥州方言、而夷人傳<sub>レ</sub>之歟。嘗聞、蝦夷國俗貴<sub>ニ</sub>吾國物<sub>ニ</sub>以寶<sub>レ</sub>之。然則貴<sub>ニ</sub>隆政之鍬形<sub>ニ</sub>、以爲<sub>ニ</sub>神物<sub>ニ</sub>、亦可<sub>レ</sub>然也。

桃洞遺筆。阿通斯<sub>アツシ</sub> 蝦夷方言アツ又アツニと呼ぶ。木は信濃和田峠にてウバネと呼ぶ。夷人其皮を績して布とす。これをアツシといひ、松前にてオヒヤウといふ。

直云、和訓栞<sub>前編</sub><sub>卷二</sub> に蝦夷人の衣をあつしといへり。しなの皮もて造れる物也といへば、神世の風俗のまゝ也。或はおひやうといふ木の皮もて織といふ。是しなの夷名にやといへるは混ぜり。シナは別種にしてマダノ木<sub>南部</sub>なり。次編菩提樹の下に辨ず。

享和元年予日光山採藥の時、九藏峠にて此木の一株懸崖に倒垂するをみる。葉互生形楡葉に似て、末三尖或は五尖、矢車草の一葉を離したるが如し。皮甚柔軟なり。枝を裂きて是を引くに、皮は直に根に至る。其韌なること知べし。九藏峠に登りしは五

アツシ之圖



ヲヒョウ木皮にて織、背文を夷言エと云。此外有二圖一畧之。右松前志所載

月朔日なり。此時花實を着けず、土人に質問すべし。漢名未考。楡の屬なり。

直云、一説に明一統志の勾芒木に充つ。本書卷八を考ふるに、梧州府の土産に、勾

芒木皮可績爲布、陸川縣出といへり。又明の鄺湛若卷上が赤雅卷上に南方草木可衣者、

曰卉服績其皮者有勾芒布、紅焦布、弱錫衣と見ゆ。又宋の樂史が太平寰宇記卷百五

廣州信安縣の下に勾縁藤を載せて、南人績以爲布といひ、清の陸武園が粵西偶記卷百五

説鈴前集卷二十三に勾芝木其皮可績爲布といへり。みな形状を見せず、且北地の産にあらざ

れば的當ともいひがたし。

德廣云、

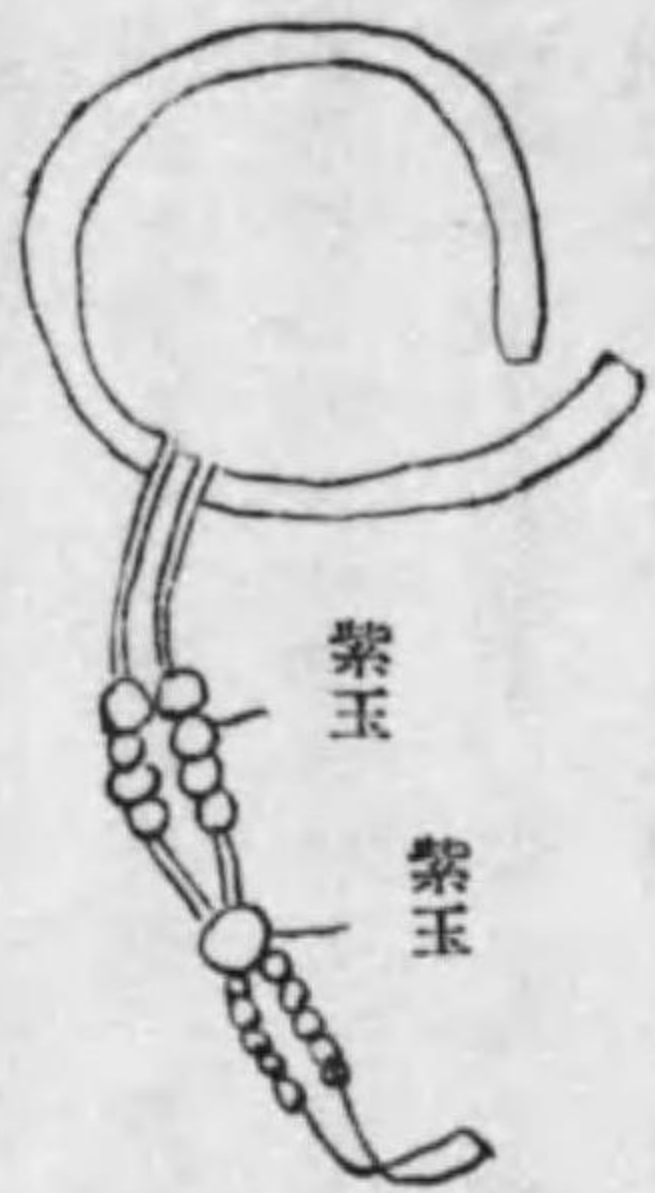
蝦夷錦、ツ、レノ錦等モトヨリ夷地方ヨリ出ルトイヘドモ、實ハ滿州北京ヨリ來ル

モノニシテ、夷地ノ産ニ非ズ。且普ク世人ノ所レ知ナレバ、此書ニ略ス。

○耳金ニシカネ 下品之物ヤニカネと云。

松前志云、即銀鑲にして夷人耳を穿の器なり。下品の物をヤクカネと云、即ち鉛錫

の類なり云々。夷人は是を飾るに錦玉を以てす。極北タイカの夷人は小珠砂のごときもの、鑲に付ること數百を以てす。故に其耳垂て連玉肩を過ぐ。是小兒のとき其母針に紅絲を貫き、針にて耳を貫くと等く其鑲古物眞圖松前志所載今二圖略之。絲を留るなり。鑲圖如左。是尋常のもの也。ニシカネとは夷邦の詞也。下に古物の圖を出。



○アヲタマ  
松前志云、方俗青玉の字を用ゆ。是青



フトサ  
二分許

總長五寸七分  
銀ナリ。左右  
二ツアリ。

此處魚ノ如キ形状ニシテ銀ノ袋張其細工極妙ヲツクセリ。木魚に比スベシ。



珠多く出るのでなり。其形菊花のごとき者あり、丸あり、長あり、大なるあり、小なるあり、寶藍色あり、青蓮色あり、燕尾青色あり、青白色あり、雪白色あり、野花色あり。此物北韃の産にして北部カラト嶋に傳て、西北部ソウヤの蝦夷と交易す。

是即チ青珠ニシテ青琅玕也。青玉ノ字モ俗ナルニアラズ。

蝦夷談筆記云、青玉のことカラト嶋のかたに高麗より渡り候の由承傳候。松前にて色々吟味致し候得共、ねり物と相見へ候得共、何にて拵候や不<sub>ニ</sub>相知<sub>一</sub>候。焼て見候へ者碎け候へども、色は變り不<sub>レ</sub>申蟲の巢と申傳其證據無<sub>レ</sub>之義に候。

○エモシボ

松前志云、即ち蝦夷刀也。是昔前日本足利の亂に後藤の徒松前に逃れ來り、所作太刀なり。其金具は即蝦夷山中の金銀なり。故其性正く巧も又妙なり。今纔に所<sub>レ</sub>殘以て重器とす云々。



淺キ

又云、夷人の掛刀と云は甚上品の太刀なり。エモシボ又これに亞げり。

又サイマキエモシ等有り。

又蝦夷隨筆の説も是と同じ。按に世俗蝦夷後藤と稱す。多くは皆短刀の柄さや杯を作る。金具は金銀

其形如此。分外に頭大く、小尻の方細し。

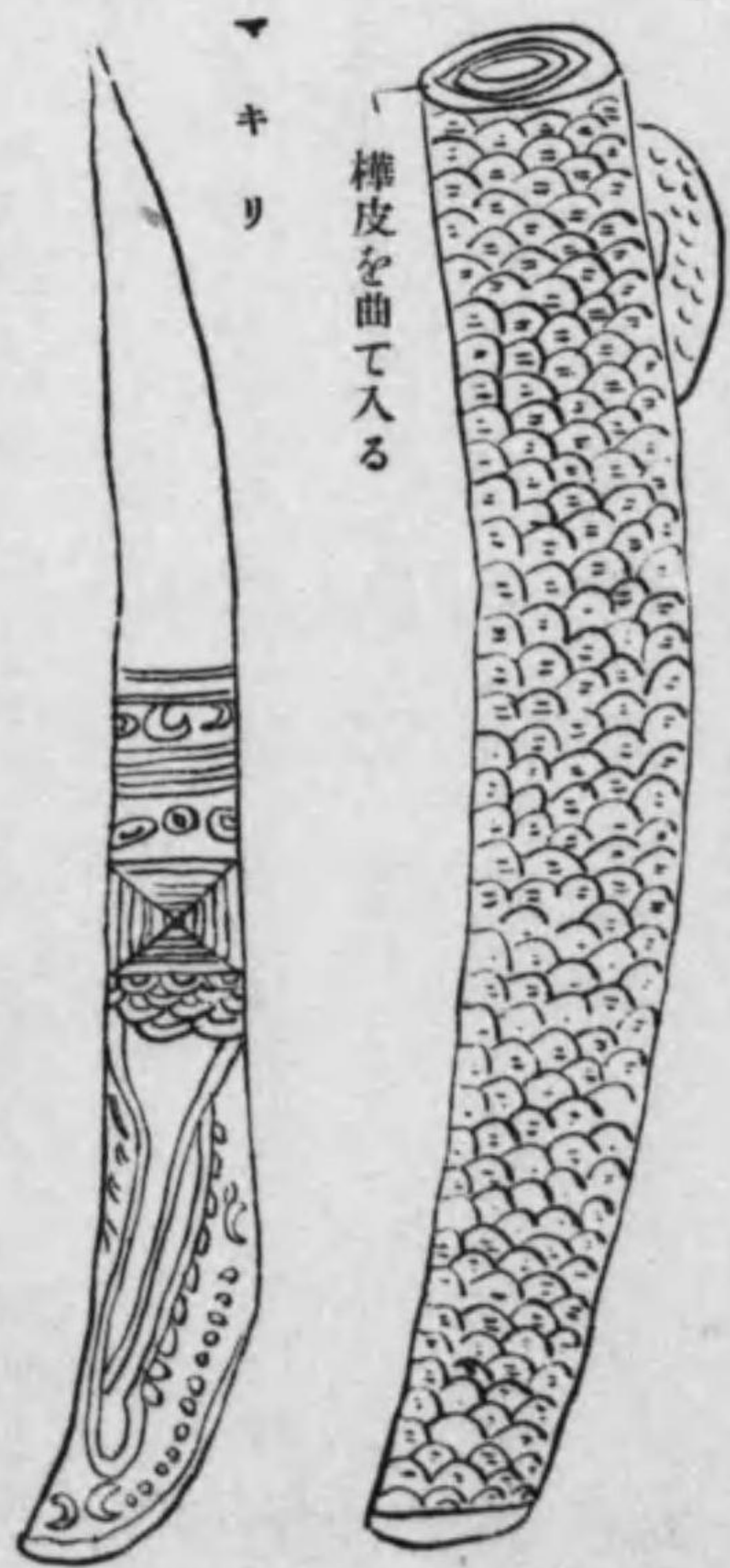


長凡一尺内外、一面に彫刻あり。

にして唐草菊様の物を彫れり。其細工甚奇妙なりといへども、甚愛すべき物にも非ざるなり。後藤の類渡嶋して是を彫るとはいへども、其證據分明ならず。つらく其形狀細工の模様を見るに、本邦の物に非ずして異邦傳來の物とも思はるゝなり。

○マキリ并サヤ

松前志云、是夷人の製なり。マキリは小刀なり。此刀にて諸器を作る。皆彫形に名ありて其物を彫る。圖如<sub>レ</sub>左。



按、夷人の彫刻究て工妙なり。諸器物を作るに皆此利刀一本を以て萬の形狀を彫作す。其刀刃亦夷人自ら鍛冶するもの也。鋭利なること毛髪を剃べし。甚本邦の髪剃刀に似たり。

○イクバシウ

松前志云、これ夷邦の酒器なり。是を杯上に置いて、酒杯を左右の手にて額と等く捧

持、右手にて此物を持って諸神へ酒を捧げ、下座の夷人へ一禮を爲し、鼻下人の髭をうけ、左手にて杯を傾けて呑むなり。圖如左。イクバシウ 方俗之言



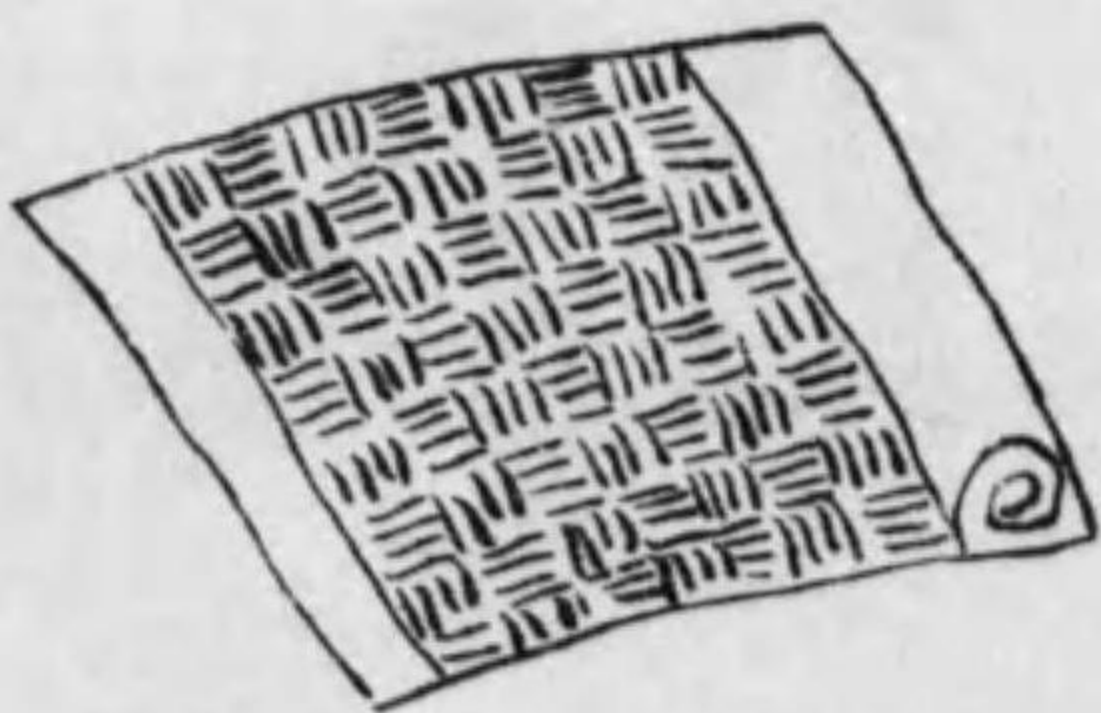
○エゾト

松前志云、即ち夷人の席蓆なり。方俗夷筥の字を用ゆ。蝦夷亦トマと云、或はシクマと云。模様有をヤットイと云、水草を以て之を製す。草名未詳。

按、キナの類なり。文有るをアヤキメと云、蒲ガマを以て製す。文有るは木の皮を交て織る。夷人の常席なり。

○キツテ

夷人海獸ヲ捕ルノ具ナリ。方俗コレヲ「ハナレ」ト云。圖如左。



戈ヲオツプト云。  
長サ一丈二三尺許。

石突ハ木ニテ製ス。指ヲカクル處アリ。



シトノ木ノ皮ニテ  
製ス

ツシト長サ  
廿尋アマリ

コノ輪ハジツテイ  
獸ニアタリテホコ  
ヲ流スマジキ具ナ  
リ

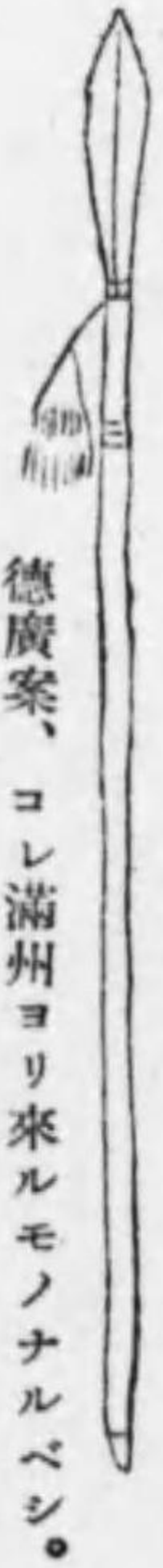
コノ糸凡十筋バカリツツ付也

鉞トメノ所鹿角ニテ製之。ジツテイト云。  
胸幹ノハナレハ一本ヲ用ユルヲモアリ。

○バラヲフ 夷人ノ槍也。方俗或ハタテト云。夷人闘争アル時ハ云フニ及バズ。猛  
獸ノ類ヲツクニハ必此物ヲ用フ。盖シヲツプトハ總ジテホコヲ云ナリ。圖如左。



キ 赤フサ



徳廣案、コレ滿州ヨリ來ルモノナルベシ。

○アツシ 此物夷人常服ニシテ女夷ノ手製ナリ。アツシ背表ノ模様ヲヌエト云、是  
夷方ノ章法アリトイヘリ。葛波峻云、此章法即文字ナラント。如何アラシヤ。全體ノ  
絲ハ夷方ニ云ア、<sup>キマ、</sup>ユノノ皮也。方俗コレヲオヒヨウト云リ。本名未詳。又ムルトアリ。  
夷方ノ帶ナリ。絲ニテ組タルナリ。圖之。<sup>平打ニ組タルヲムルリト云、</sup>  
<sup>丸ククミタルヲアツシト云、</sup>

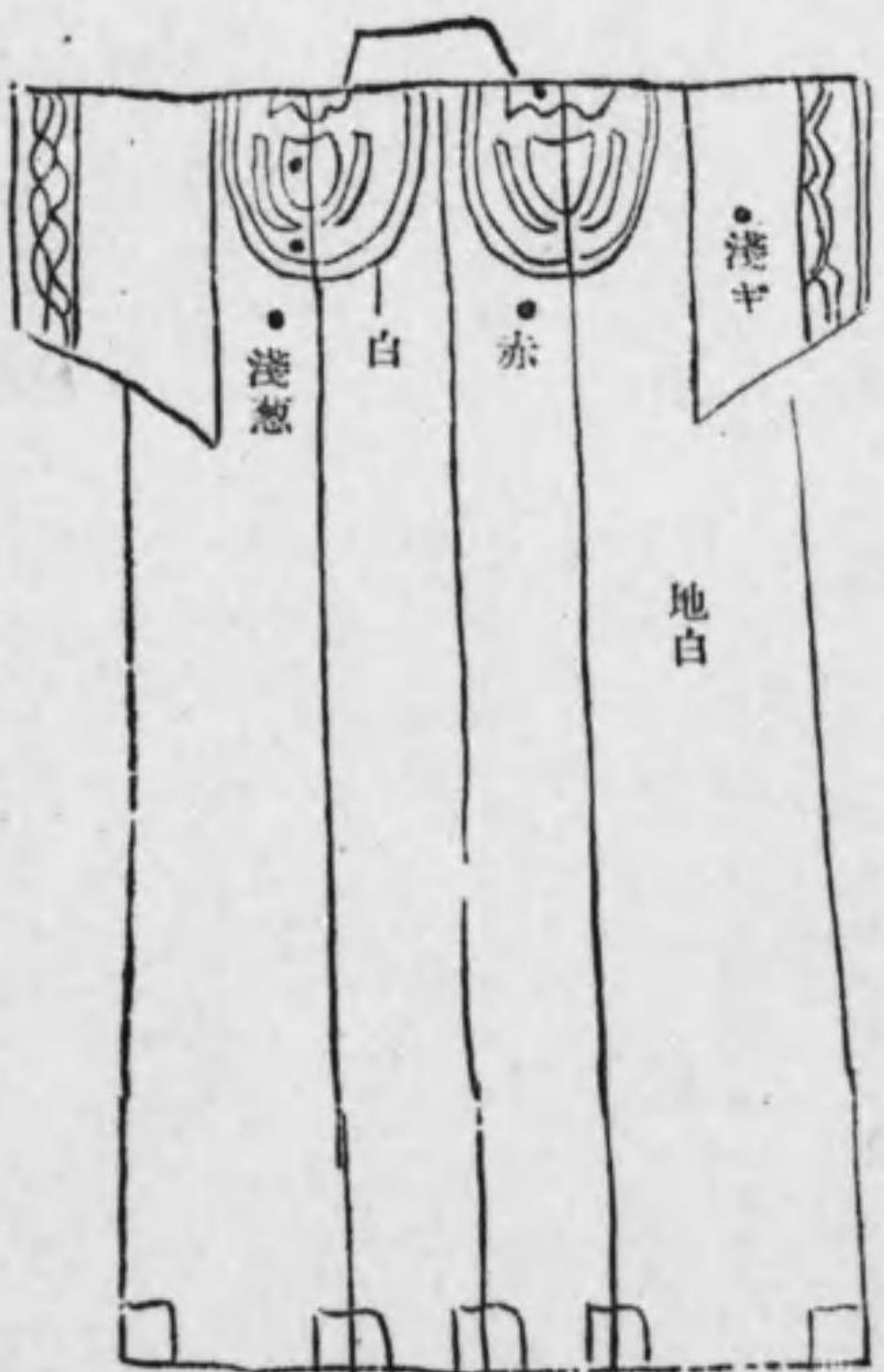
○レタルベ<sup>方俗云、</sup>イタルヘ 是モ又西北蝦夷ノ常服ニシテ北部カラト島ノ産ナリ。アツシニク  
ラブレバ上品タリ。此物火ニツヨクアツシ、水ニツヨシ。蝦夷コレヲチタヘ云、イ

タルヘト云ハ方俗ノ詞也。圖如レ左。

コノ紫色ノトコロラシヤノミノ如キ毛アルモノニテトヂ付  
タリ。是ホキリノ白毛ヲ染タルヲ用ユ。獸部ニ見エタリ。

下品レタルヘ

此ヌイ前ノ方ヘ  
如レ此ヌイヲカケ  
タルモノナリ。



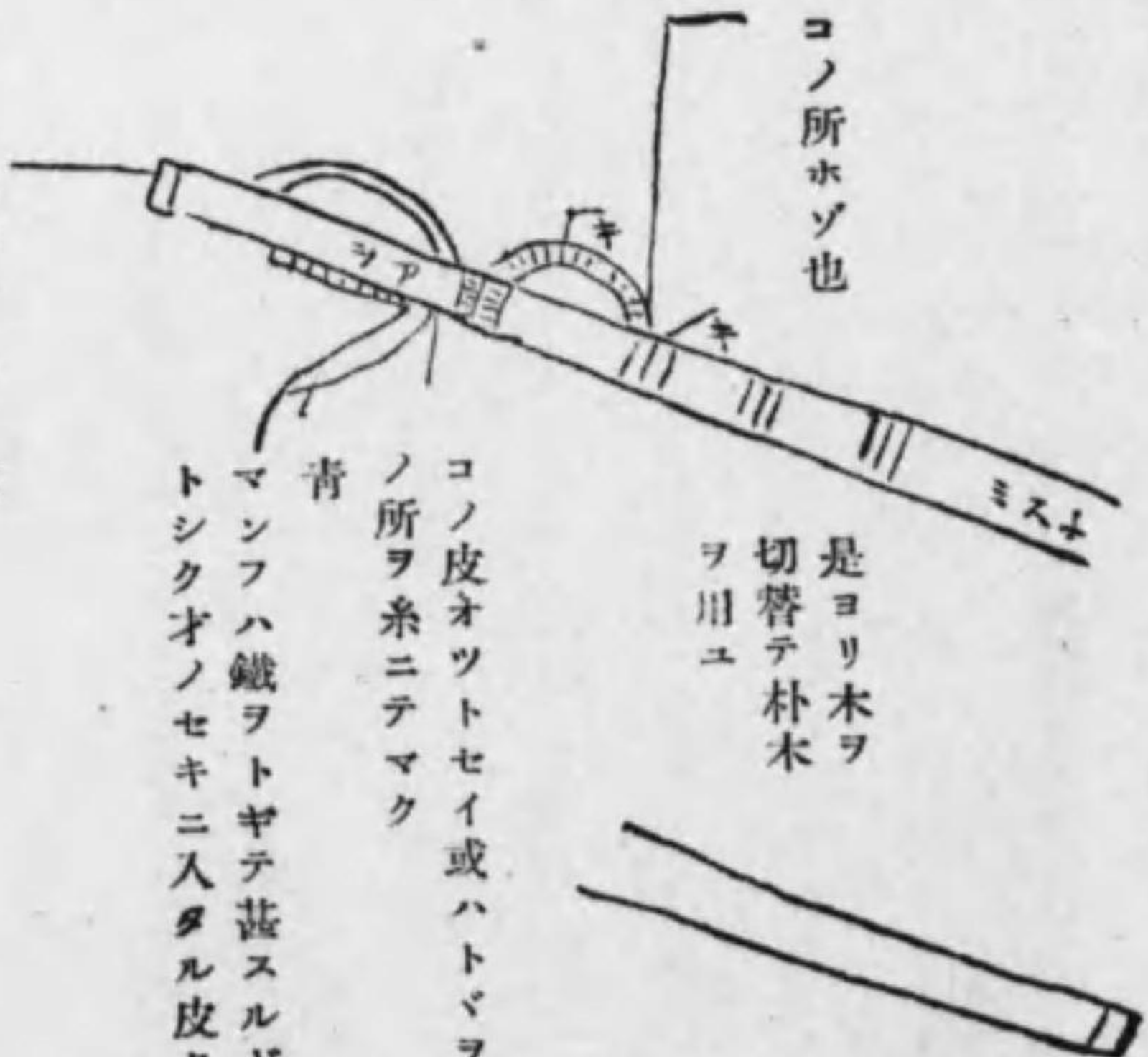
德廣、此紫色云、イヅレ  
ヲ指ニヤ、源本不レ健。  
袖トモニ六幅ナリ。織  
糸何物タルヲ知ベカ  
ラズ。アカキ所緋又緋  
カヘキノ如キモノ也。  
青白モ又同ジ。

○ツンキリ 是則毛夷ノ制ナリ。廂ニテ烟草ヲ入ニ用ユ。日本ノ印籠ノ如。圖如レ左。



○マンフ 是ハ夷人河魚ヲ捕  
ルノ具ナリ。圖如レ左。

コノ所ホゾ也



是ヨリ木ヲ  
切替テ朴木  
ヲ用ユ

オハシユタトイヘ  
ル木ヲ用ユ  
オハ材カ

コノ皮オツトセイ或ハトマヲ用ユ。オヲ貫テコ  
ノ所ヲ糸ニテマク

青  
マンフハ鐵ヲトギテ甚スルドシ。魚肉ニ入トヒ  
トシクオノセキニ入タル皮タケヲ此金轉ズル

此金具ヲド、云  
「シ脱歟」

松前志云、小舟を造るに繩を  
以て之を製す。大は木を刳て  
舟を造る。全古代ノ制ノ如ク、  
考芳西部ノソウヤニイタル時、